

序 章

日本赤十字社の看護師育成事業は明治23年日本赤十字社中央病院（本部育成所）に始まる。その後、時代の要請や社会の変化に相応し、専門学校、短期大学、大学と発展してきた。昭和41年に学校法人日本赤十字学園が設置され、昭和61年に当学園として最初の大学である日本赤十字看護大学が設置された。

日本赤十字社は平成7年から看護師育成事業のあり方の検討を重ね、平成10年3月に基本的方向を確認し、平成10年7月に日本赤十字看護師育成事業推進計画を示した。それは、全国を7ブロックに分け、各ブロックに1大学を設置するという構想であり、各ブロックでの看護大学設置が推進されることになった。平成11年に日本赤十字北海道看護大学が、平成12年に日本赤十字広島看護大学が、平成13年に日本赤十字九州国際看護大学が、平成16年に日本赤十字豊田看護大学が、平成21年に日本赤十字秋田看護大学が設置された。大学院も各々設置され、本学は平成22年設置に向け文部科学省に申請を行い、認可を受けた。

平成15年3月の学校教育法（第69条4）改正により、文部科学省の認可を受けた認証評価機関による評価を受けることが義務付けられた。本学は財団法人大学基準協会の審査を受けることになった。

大学の役割は高度な教育・研究・社会貢献にあると明示されており、この三つの側面の質の向上が求められている。大学の質の保証は歴史的には永らく厳正な国の定める「大学設置基準」と「大学入試」に大きく依存して来たと指摘出来よう。その後規制緩和と政策により設置基準が大幅に緩和され、大学の林立が生じた。また、受験競争の緩和・多様化から入試という質の保証の機能低下が起きている。こうした背景の中、自己点検・評価を自律的に大学の質の保証を高めることが求められるようになったことは至極当然であろう。このような歴史的背景と推移、今日的意義は将来をも保証するものとならなければならない。かかる観点から本学はこの問題に取り組みたいと考えているが、いまだ道は遠い。しかし努力を継続することがもっとも大切とわきまえている。

本学では開学以来、学内外委員で構成される大学運営協議会の下部組織として自己点検評価委員会が設置されていた。これまでは十分な活動はされていなかったが、平成20年4月から自己点検評価委員会（認証評価準備委員会）を設け、平成22年度受審に向けて活発な行動を開始した。未完な部分が多いが、重要なことはこの機会から将来に向けて、先に指摘した教育・研究・社会貢献の三つの側面の質の向上を常に努力することである。

日本赤十字社は予てから勤務評価導入を検討してきた。そして、「勤務成績に基づく昇給制度の構築に向けた勤務評価の試行について」を受けて、平成19年1月下旬に試行された。これにより、平成20年2月18日日本赤十字社職員勤務評定実施要綱、平成20年3月28日、日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱が制定され、平成20年度に第一回目を実施された。自己評価・上司評価・これに対するアピール・結果決定のプロセスから為っている。教員に関しては教育・研究・学内貢献・社会貢献の項目への点数配分、設問

の妥当性等更に改良し、整合性を更に高める必要があるが、FD・SDに活用できると考えている。

学長 渡邊英夫

目 次

序 章

第1章 大学の目的・教育理念・教育目的	1
1. 大学・学部の目的及び教育理念	1
2. 大学の教育理念及び教育目的の周知の方法とその有効性	3
第2章 教育研究組織	6
1. 教育研究組織	6
第3章 教育内容・方法	9
第1節 教育課程等	9
1. 学部・学科等の教育課程	9
2. カリキュラムにおける高・大の接続	13
3. カリキュラムと国家試験	13
4. 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習	14
5. 授業形態と単位との関係	16
6. 単位互換、単位認定等	16
7. 開設授業科目における専・兼比率等	17
第2節 教育方法等	23
1. 教育効果の測定	23
2. 成績評価法	24
3. 履修指導	25
4. 教育改善への組織的な取り組み	25
5. 授業形態と授業方法の関係	26
第3節 国内外との教育研究交流	32
1. 国内外との教育研究交流	32
第4章 学生の受け入れ	35
1. 学生募集方法・入学者選抜方法	35
2. 入学者受け入れ方針等	36
第5章 学生生活	40
1. 学生への経済的支援	40
2. 生活相談等	40
3. 就職指導	47
4. 課外活動	48

第6章 研究環境	56
1. 研究活動	56
2. 経常的な研究条件の整備	57
3. 競争的な研究環境創出のための措置	60
4. 倫理面からの研究条件の整備	60
第7章 社会貢献	63
1. 社会への貢献	63
第8章 教員組織	72
1. 教員組織	72
2. 教育研究支援職員	74
3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続	75
4. 教育研究活動の評価	75
第9章 事務組織	78
1. 事務組織の構成	78
2. 事務組織と教学組織との関係	79
3. 事務組織の役割	80
4. スタッフ・ディベロップメント	81
第10章 施設・設備	83
1. 施設設備等の整備	83
2. キャンパスアメニティ等	86
3. 利用上の配慮	87
4. 組織・管理体制	87
第11章 図書・電子媒体等	92
1. 図書、図書館の整備	92
2. 情報インフラ	95
第12章 管理運営	99
1. 教授会	99
2. 学長、学部長の権限と選任手続	100
3. 意思決定	101
4. 評議会、大学協議会などの全学的審議機関	102
5. 教学組織と学校法人理事会との関係	102
6. 管理運営に対する学外有識者の関与とその有効性	104
7. 法令遵守等	104

第13章 財務	107
1. 中・長期的な財務計画	107
2. 教育研究と財政	107
3. 外部資金等	107
4. 予算編成と執行	108
5. 財務監査	109
6. 私立大学財政の財務比率	109
第14章 点検・評価	115
1. 自己点検・評価体制の整備	115
2. 自己点検・評価に対する学外者による検証	115
3. 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する 対応	116
第15章 情報公開・説明責任	117
1. 情報公開・説明責任	117
2. 情報公開請求への対応状況とその適切性	117
3. 点検・評価結果の発信	118

終章

١٠

١١

第1章 大学の目的・教育理念・教育目的

【現状の説明】

1. 大学・学部の目的及び教育理念

(1) 大学の目的及び教育理念とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

日本赤十字豊田看護大学は、110余年にわたる赤十字看護師養成の伝統と蓄積を生かしながら、赤十字看護教育の高度化を図る一環として、日本赤十字学園の中部ブロックの拠点校として平成16年に開学した。本学の建学の精神は、人道の原則を中心とした赤十字の基本原則に基づいている。本学の建学の精神を受け、本学の教育理念は、赤十字の理念に基づく全人的、科学的な看護を实践するための主体的な行動力、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな人間形成、さらには国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動ができ、将来、看護の教育・研究の発展に資することができる看護専門職の育成を目指すことである。

平成16年の学部開設に続き、平成22年には、赤十字の理想とする人道の理念のもと、看護専門職者としての高度な実践能力並びに研究・教育能力の育成を目指した看護学研究科修士課程の開設を予定している。このように、本学は大学としての歴史は浅いが資質の高い優秀な看護師を育成することを目標とし、そのような人材の育成に努めている。

(2) 看護学部の教育理念及び教育目的とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本学の教育理念は、赤十字の理念に基づく全人的、科学的な看護を实践するための主体的な行動力、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな人間形成、さらには国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動ができ、将来、看護の教育・研究の発展に資することができる看護専門職の育成を目指すことである。

平成19年度に完成年度を迎え、これまで以上に国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動をするための基礎能力を持つ看護師を育成するために、教育の根幹であるカリキュラムを見直し、赤十字教育の充実や選択科目の拡大などの改善を図り、平成21年度から新しいカリキュラムで教育を行っている。

本学の教育理念を具現化するために、看護学部では、平成16年度から図1-1に示した5項目の教育目的とこの目的に基づいた8項目の教育目標（卒業時に期待される能力）を設定し、本学の目的、教育理念に見合った人材育成を行っている。

教育目的	教育目標（卒業時に期待される能力）
(1) 赤十字理念を実践できる人材を育成する。	①人道の精神に基づき、多様な文化背景を持つ人々を理解し、共感的態度で接することができる。
(2) 人格的成熟・自立をはかり、他者との関係性を発展させることができる能力を培う。	②赤十字の基本原則を理解し、人間としての尊厳と権利を尊重し擁護する立場を看護や生活の中で行動化することができる。
(3) 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む。	③人の生命や生きる営みを支えるために、コミュニケーション技術や生きる力への思いやりの態度を身につける。
(4) 看護の基礎を踏まえ、科学的・論理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。	④一人の人間を総合的に理解することができる。
(5) 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協同活動し得る能力を養う。	⑤対象の事実を把握し、専門的知識、先行研究、経験等を活用してその状況を分析・評価することができる。また、解決のための方法を論理的に考えることができる。
	⑥健康問題に対する人間の反応を把握し、個別ケアを的確かつ安全に実施することができる。
	⑦地域社会における保健・医療・福祉の分野で看護が担うべき役割を認識し、他の専門職と共にケアをマネジメントできる基礎的能力を持つ。
	⑧生涯学習を自ら求め続ける自己啓発力・自己学習力を持つ。

図1-1 本学の教育目的及び教育目標（卒業時に期待される能力）

【点検・評価】

①大学の目的及び教育理念とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

赤十字の理想とする人道の理念のもと、看護専門職者としての高度な実践能力並びに研究・教育能力の育成を目指して、看護学研究科修士課程を平成22年に開設すべく、平成21年5月に文部科学省に認可申請を行い、認可を受けた。大学院では、14条特例（大学院設置基準に基づく土日夜間の開講）、長期履修制度、サテライトの設置など社会人の受け入れを積極的に行う予定である。このように、日本赤十字学園並びに本学の目的及び教育理念を具体化する方策を立て、目的及び教育理念に基づく人材養成を行っているところは評価できる。

②看護学部教育理念及び教育目的とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

平成19年度に完成年度を迎え、これまで以上に国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動をするための基礎能力を持つ看護師を育成するために、教育の根幹であるカリキュラムを見直し、赤十字教育の充実や選択科目の拡大などの改善を図り、平成21年度から新しいカリキュラムで教育を行っている。本学の目的及び教育理念に基づく人材養成を

すべく、カリキュラムを見直していることは評価できる。

A. 効果があがっている事項

高次研究組織としての看護学研究科修士課程の開設、学部のカリキュラム変更など本学の目的及び教育理念に見合った人材の育成を計画・実施している点は、評価できる。

B. 改善が必要な事項

完成年度に設置者である日本赤十字学園の目的並びに本学の目的に合わせて、赤十字に関する教育の充実をはかったところである。第2回生までが卒業をしており、今後は、これらの卒業生に対して教育の効果を判定し、日本赤十字学園並びに本学の目的、教育理念に見合った人材育成ができてきているかの検討が必要となる。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

赤十字に関する教育効果を上げる要因として、この教育を行う教員の養成と日本赤十字社本社、支部、赤十字病院との連携がある。赤十字に関する教育を行う教員については、現時点では充足しているが、今後はこれらの教員の後継者の養成を計画的に行う必要がある。また、日本赤十字社本社、支部、赤十字病院とは、これまでも連携を図っている。今後も日本赤十字社本社、支部、赤十字病院との連携のもとに赤十字に関する教育を積極的に行う予定である。

B. 問題点の改善方法

大学の目的、教育理念に見合った人材育成ができていくかどうかの検討が必要であり、卒業生に対して平成25年までに教育効果の検証ができるよう準備をすすめる。

【現状の説明】

2. 大学の教育理念及び教育目的の周知の方法とその有効性

大学及び看護学部の教育理念及び教育目的を周知する手段として、学生便覧、ホームページ、実習要項及び大学案内がある。学生便覧及びホームページには、本学の建学の精神、教育理念、教育目的及び教育目標（卒業時に期待される能力）が、実習要項には、教育理念、教育目的及び教育目標（卒業に期待される能力）が、大学案内には建学の精神及び教育理念が平易な言葉で明記されている。学生には、大学案内は受験時に、学生便覧は入学時に、実習要項は3年次に配付し、教職員には、大学案内、学生便覧及び実習要項を毎年配付している。また、ホームページにおいてこれらを学内外に公開している。さらに、学生に対しては、新学期に行うオリエンテーションや3年次の臨地実習のオリエンテーション時に、学部長、教務委員長、臨地実習担当教員、学務課から説明を行っている。

教職員に対しては、新規採用教職員オリエンテーションにおいて学長が建学の精神を、学部長が教育理念、目的、目標を周知している。また、教職員を毎年本社及び全国赤十字大会に派遣し、赤十字の理解を深めている。

【点検・評価】

①大学の教育理念及び教育目的の周知の方法とその有効性

本学では、入学時のみならず各学年の新学期及び3年次の実習開始時に教育理念、教育目的、

教育目標（卒業時に期待される能力）について説明を行っている。今回、自己点検・評価を行うにあたり、平成21年度に全学年の学部生及び教職員を対象に、本学の教育全般にわたるアンケート調査（以下「平成21年度自己点検・評価アンケート」という。）を実施した。このアンケートの結果では、「本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標が授業科目に反映されていますか」という問いに対して、学生208人（50%）が「そう思う」「どちらかというと思う」と回答している。（表1-1）このことは本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標が授業科目に反映していることを示すばかりではなく、本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標が概ね浸透していると見ることができる。また、教員は、「本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標がよく浸透していると思いますか」という問いに対して、16人（64%）が「そう思う」「どちらかというと思う」と回答している。このことは本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標が授業科目に反映していることを示すばかりではなく、本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標が概ね浸透していると見ることができる。

表1-1 建学の精神や教育理念の授業科目への反映

対象	1年生	2年生	3年生	4年生
1「そう思う」	30(26%)	16(16%)	7(11%)	13(10%)
2「どちらかというと思う」	48(42%)	34(35%)	22(33%)	36(27%)
3「どちらともいえない」	27(23%)	36(37%)	22(33%)	64(48%)
4「どちらかというと思わない」	3(3%)	7(7%)	12(18%)	10(8%)
5「そう思わない」	2(2%)	1(1%)	2(3%)	3(2%)
無回答	5(4%)	4(4%)	1(2%)	6(5%)
合計	115(100%)	98(100%)	66(100%)	132(100%)
対象	編入3年生	編入4年生	全体	
1「そう思う」	0(0%)	0(0%)	66(16%)	
2「どちらかというと思う」	0(0%)	2(100%)	142(34%)	
3「どちらともいえない」	5(72%)	0(0%)	154(36%)	
4「どちらかというと思わない」	1(14%)	0(0%)	33(8%)	
5「そう思わない」	1(14%)	0(0%)	9(2%)	
無回答	0(0%)	0(0%)	16(4%)	
合計	7(100%)	2(100%)	420(100%)	

A. 効果があがっている事項

平成21年度自己点検・評価アンケート結果は、本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標が授業科目に反映していることを示すばかりではなく、本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標が概ね浸透していると解釈できる。

B. 改善が必要な事項

平成21年度自己点検・評価アンケート結果は、本学の精神、教育理念、教育目的・目標が浸透しているとはいえるが、まだ改善の余地はある。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標について、大学案内、学生便覧、実習要項、ホームページ等を用いて周知しており、今後もこれらの機会を活用して周知するよう努力する。

B. 問題点の改善方法

建学の精神などが十分に授業科目に反映できるように、平成21年から開始した新カリキュラムの教育評価を行い、平成25年を目処に次のカリキュラムを検討する。また、建学の精神、教育理念、教育目的・目標浸透の方法の見直しを計る。

第2章 教育研究組織

【現状の説明】

1. 教育研究組織

- (1) 当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連 (大学基礎データ表1、2参照)

本学の組織図は図2-1のとおりである。本学は平成16年4月に看護学部を開設し、平成22年4月に大学院看護学研究科修士課程の開設を目指し、平成21年5月に文部科学省に認可申請をし、平成21年10月に認可された。学長のもとに、管理運営関係の人事委員会、運営協議会、経営会議、教学関係の教授会、入試関係の入試企画・判定会議、事務局、図書館がある。

管理運営関係には、人事委員会、運営協議会、経営会議がある。人事委員会は、学長、副学長、学部長、事務局長、教員選考委員会委員長等で構成され、職、任期及び再任等に関する事項を審議している。運営協議会は、学長、副学長、学部長、事務局長、教授会の推薦する教授3人、事務局長が指名する事務職員1人、学長が委嘱する学外有識者5人以内で構成され、大学運営に関する重要な事項を審議している。運営協議会には、大学運営に関する重要な事項を検討する自己点検評価委員会、国際交流委員会、教育研究活動審査委員会を置いている。経営会議は、学長、学部長、事務局長、学務部長、図書館長とその他学長が指名する者で構成され、学長の業務決定を助けている。

教学関係の教授会は、学長、副学長、学部長、事務局長、教授、准教授、講師及び助教等で構成され、教学に関する課題を審議している。教授会の専門委員会には、教務委員会、学生委員会、図書委員会、紀要委員会、広報・公開講座委員会、情報管理委員会、研究倫理委員会、教員選考委員会、国試対策委員会、カリキュラム委員会、実習調整委員会がある。さらに特別委員会には、FD・SD委員会、大学院設置検討委員会、ヘルスプロモーション委員会がある。これらの委員会が、大学の教育、研究に関する業務を分担して、これらの活動が円滑に進むように定期的に委員会活動を行っている。

入試関係の入試企画・判定会議は、学長、副学長、学部長、事務局長、その他学長が指名する若干名で構成され、学生募集などの入試の企画並びに入学者の判定等を審議している。また、その下部組織である入試委員会は、学長が指名した者、企画・地域交流課長、学務課長で構成され、学生募集などの入試の企画並びに入学者の判定等を検討している。

事務局には、総務課、経理課、学務課、企画・地域交流課、図書館課を置き、大学の運営、教育、研究が円滑に進むように事務業務を分掌している。また、図書館には、図書館長並びに図書館事務室を置き、教授会、事務局等との連携をもちながら、教育、研究を支えている。

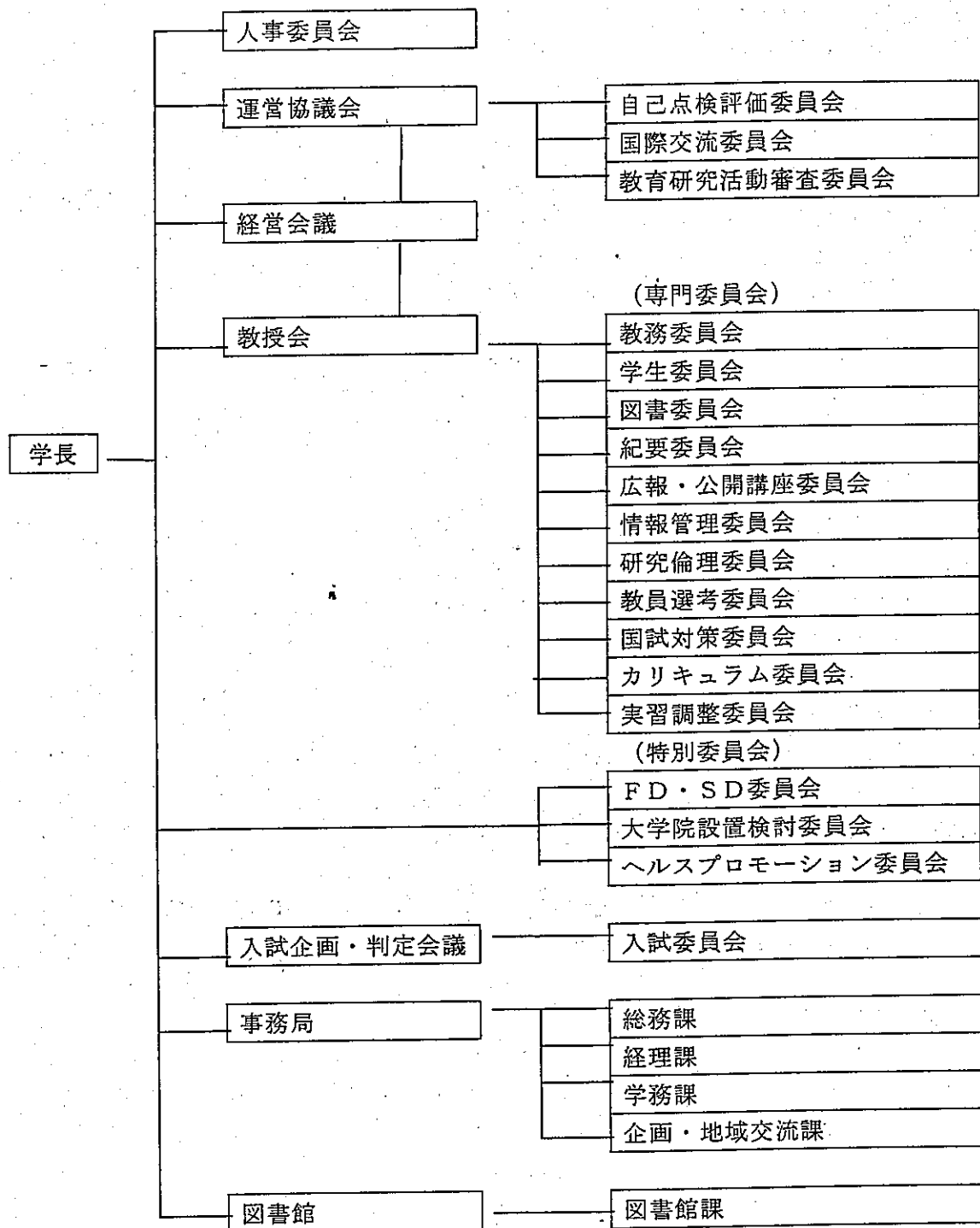


図2-1 本学の組織図

【点検・評価】

本学では、教育理念を踏まえ、教育、研究を円滑に進めるために、専門委員会に準じた特別委員会を立ち上げた。特別委員会として、FD・SD委員会、大学院設置検討委員会、ヘルスプロモーション委員会を順次追加し、建学の精神と教育理念、教育目的を達成できるように教育研究組織を整備してきた。このように、建学の精神、教育理念、教育目的を達成するための教育研究組織が整備されているといえる。

A. 効果があがっている事項

委員会の増加に伴い、教職員が複数の委員会を担当する必要が生じた。故に、委員会の目標に応じ、構成委員の選定を図り、会議日程を集中させ、審議内容の効率化を図った。事務局担当課長がすべての委員会に参加したことで、教員と職員の連絡、協力体制が整い、委員会運営が円滑な組織運営に寄与できた。

B. 改善が必要な事項

平成22年からは大学院看護学研究科修士課程を開設する予定である。限られた教職員が多くの委員会を担当することになるので、委員会の審議内容の確定や効率化が必要となる。

【改善方策】**A. 長所の伸長方法**

建学の精神と教育理念、教育目的を達成できるように教育研究組織を整備してきたところは評価できる。建学の精神と教育理念、教育目的を達成できるように委員会活動等を盛んにするためには、教員が委員会活動を自らの業務として十分に理解し、行動する必要がある。そのために、教授会などの機会をとらえて、教育理念を具現化し、自由闊達な意見の交換が図れるように努めている。また、建学の精神と教育理念、教育目的を達成できるような教育研究組織となっているか、2年ごとに行われる委員会の編成に併せて検討を加える必要がある。

B. 問題点の改善方法

大学院看護学研究科修士課程が開設されれば、限られた教職員がさらに多くの委員会を担当することになる。そこで、学部と大学院の委員会の審議内容の確定や効率化が必要となり、平成23年までに教職員に負担の少ない会議運営方法を明確にする。

第3章 教育内容・方法

【到達目標】

本学の建学の精神に基づいた教育理念・目的を達成するために、適切な教育課程を体系的に編成し、それをもとに適切な方法で教育を行い、教育水準の充実・向上を図る。

【具体的目標】

第1節 教育課程等

- 1 赤十字の建学の精神と教育理念に合致した教育課程を編成する。
- 2 カリキュラムにおける高・大の移行を円滑に進めるための導入教育を行う。
- 3 カリキュラムにおける臨床実習の位置づけを明確にし、臨床実践能力を高めるために臨床実習の充実を図る。

第2節 教育方法等

- 1 学生に対する履修指導を適切に行う。
- 2 教育改善への組織的な取り組みを有効に運用する。

第3節 国内外との教育研究交流

- 1 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針・措置を適切に行う。

第1節 教育課程等

【現状の説明】

1. 学部・学科等の教育課程

(1) 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

本学の教育課程は、前章で述べた教育理念、教育目標に基づいて編成している。その教育理念と教育目的・教育目標は、大学設置基準第19条第1項の「学部などの専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培う」ことに整合性をもつものである。

本学の教育理念、教育目標を教育課程に具現化するにあたり、カリキュラム編成の基本となる主要概念を「人間」、「環境」、「健康」、「看護」、「赤十字」としている。これらの各概念に沿った学習内容（授業科目）を置くことにより、カリキュラムの根拠を明らかにし、系統的な教授アプローチが行えることを意図している（大学案内参照）。

授業科目は、「教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」に区分して編成し、「教養科目」は人間、環境、健康で構成し、「専門基礎科目」は人間、環境、健康、赤十字で構成している。看護の「専門科目」は基礎看護学、成人・老年看護学、母子看護学、精神・地域看護学、赤十字看護学、研究、臨地実習を軸として構成している。平成21年度新カリキュラムには統合科目を新たに追加し、また、本学の理念にある赤十字看護学の科目の充実を図った。

本学のカリキュラムは、「教養科目」と「専門基礎科目」「専門科目」を有機的に連携して学修できるように、1年次の後期から看護学に関する科目や実習を、楔（くさび）形に打ち込んでいくものである。また「コンピュータと医療社会」や「教養ゼミナール」などの科目で、コンピュータやネットワークの利用、資料検索や文書作成などの学問探求の基礎的な能力を修得する。2年次からは専門基礎科目と専門科目が増え、看護学の理論と実践を統合して学習し、研

究的に探求する。3年次からは各専門領域の看護学実習と「看護研究方法」「国際保健学」「災害・救急看護学」等の、より発展的、応用的な科目を学び、4年次では「卒業研究」「看護管理論」「看護活動と研究」等それまで学んだことの統合や実践的に活用できる科目を設けている(学生便覧 現行・新カリ授業科目一覧参照)。

(2) 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

基礎教育とは、看護の専門性に対する基礎という観点から、「教養科目」と「専門基礎科目」が該当する。「教養科目」は、学生が生涯に亘って自己の人間形成をはかる土台として、また科学的思考、倫理性、国際性が高められるような学問全般の基盤となる領域として位置づけている。「専門基礎科目」は、保健学・医学・社会福祉学等の看護学を実践展開するために必要な専門的基盤の領域として位置づけている。したがって、その科目構成は、看護の対象者とその人を取り巻く環境との相互作用や健康について理解できるように、医学をはじめとする学際領域の基礎的知識を学ぶ科目で構成している。

倫理性を培う教育については、本学の教育目標に「赤十字の基本原則を理解し、人間としての尊厳と権利を尊重し擁護する立場を看護や生活の中で行動化することができる」と特徴づけ、重視しており、「赤十字原論」や赤十字看護学の「災害・救急看護学」で人道の精神や実践を学習目的にしている。教養科目に「倫理学」を選択科目として配置し、専門科目では「基礎看護学原論」で看護倫理を教育したうえで、成人、老年、母性、小児、精神、地域の各看護学領域における倫理的特徴を教授し、倫理性を養う教育の強化を図っている。また、看護学実習や「卒業研究」では、少人数制の学習形態をとり、臨地実習やフィールドワーク実施上の留意事項を詳細に指導し、個人情報保護や研究倫理などに関する実践レベルの具体的な方法について指導している(SYLLABUS参照)。

以上、本学の教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育は、具体的には次のような教育課程編成により充実・徹底を図っている。1・2年次では「教養ゼミナール」や基礎看護学実習を、3・4年次では専門科目や各領域実習における少人数制の授業や演習・実習を通して、人間理解やそれらに必要な知識、深い人間関係性のあり方、個別性を尊重する技術などに力を入れているのが特徴である。

(3) 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

本学の教育理念・目的達成のために、学問の体系性並びに学校教育法第83条と整合させ、専門教育的授業科目として、看護師・保健師の国家試験受験資格を得るために必要な指定規則に定められている教育内容を網羅している。具体的には、専門科目を「基礎看護学」「成人・老年看護学」「母子看護学」「精神・地域看護学」「赤十字看護学」「統合科目」「研究」「臨地実習」に大別し、看護師・保健師課程に必要な教育内容をそれぞれの授業科目に設置している。

これらの専門科目の授業方法は講義、演習、臨地実習で行う。演習や臨地実習は少人数制で特に臨地実習においては臨地の指導者も加え、学生の特性や進行に合わせてきめ細かく指導に当たり、学校教育法第83条に規定する「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことをねらいとしており、条件に適合させている。

(4) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

高度な看護専門職を養成するという本学の最終的な教育目標を達成するためには、単に看護専門職に必要な知識・技術の教授のみでなく、それらの知識・技術が実践的に活用されるための幅広い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための動機づけとなる教養科目が不可欠である。

「教養科目」は、学生が生涯に亘って自己の人間形成をはかる土台及び科学的思考、倫理性、国際性が高められるような学問全般の基盤となる教養科目や外国語科目等からなっており、卒業要件は、現行カリキュラムでは、必修18単位、選択科目17単位中6単位以上を、また、新カリキュラムでは、必修15単位、選択科目20単位中6単位以上を履修することになっている。教養科目のうち、「教養ゼミナール」では、少人数制（12人程度）のゼミナール形式による教員・学生間の知的な触れ合いを通し、学問の成り立ちと研究的な思考を培い、自ら学ぶ姿勢を養うことを意図して、教養科目と専門基礎科目・専門科目を有機的に関連づける科目として設定している。なお、新カリキュラムでは、必修の教養科目の単位数が減少しているが、選択科目で履修要件以上の単位を履修していることが多く、学生が履修する教養科目の減少にはならない。

（5）外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

外国語科目は、英語をはじめスペイン語、ポルトガル語を開講している。これは本学の教育理念に基づき、国際的な活躍を実践できる人材を育成するためである。英語をはじめ外国語科目は、コミュニケーション手段として習得するのみでなく、その国の歴史・文化・思想が学べるよう、ネイティブ・スピーカーの授業を設定している。本学が位置する豊田市は、自動車産業が盛なことから、外国人の増加に伴う労働、教育、保健医療、生活等あらゆる面での課題を抱えている。この状況を地の利と考え、地域で生活する外国人との交流の場を設け、また、地域で外国人を対象とした保健医療活動を展開する実習の場として活用する等、地域の課題を生きた教材にできるように、スペイン語、ポルトガル語を選択科目として開講した経緯がある。

平成21年度新カリキュラムでは、通年必修科目の英語は変更せず、選択科目をスペイン語、中国語、フランス語と選択範囲を広げ、また学生が履修しやすいように半期ごとに1単位開講している。

また、3年次前期(⑤セメスター)に、英語Ⅳ(医療英語)を専門基礎科目に配置しているが、新カリキュラムでは、科目名を「国際救援と英語」とし、英語Ⅰ(R)・英語Ⅱ(W)・英語Ⅲ(L&S)の基礎の上に、赤十字国際活動との関連で、専門領域の英語と実践的な英会話能力の習得を目的として、専門基礎科目に選択科目として開講することになっている。

4年次には地域看護学実習Ⅳの選択科目として国際保健実習をハワイ州の看護大学、保健施設等で行ってきた。新カリキュラムでは、「国際保健医療支援実習」を選択科目として開講し、海外の看護系大学、保健施設等での実習を実施予定である。ここでは語学研修が主目的ではないが、学生にはそれまでの英語科目の学修の成果を試す機会となり、コミュニケーション能力や異文化理解に役立つと考えている。

（6）教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

本学の授業科目は、「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」に区分し、必修科目と選択科目を設定している。開設授業科目、卒業所要総単位は、平成19年度の完成年度を経て、また保

健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、平成21年度入学生から新カリキュラムに変更している。変更は、赤十字看護大学としての特徴の明確化と社会の情勢や要請及び学生のニーズを勘案して行った。開設授業科目のうち、外国語科目を含む教養科目は35単位と変更していない。外国語のみは10単位から9単位に減らした。専門基礎科目は30単位から26単位に減らした。専門科目は83単位から94単位に増やした。必修科目は、124単位から123単位に減らし、選択科目は27単位から32単位に増やした。総開設授業単位は、151単位から155単位に増やした。

開講授業科目の量的配分は、現行（旧）カリキュラムでは「教養科目」23%、「専門基礎科目」20%、「専門科目」57%、また外国語科目は7%である。新カリキュラムでは「教養科目」23%、「専門基礎科目」17%、「専門科目」61%、また外国語科目は6%である。

卒業所要総単位は132単位から129単位に減らした。卒業要件の量的配分比率は、現行（旧）カリキュラムでは「教養科目」は必修18単位・選択6単位以上の24単位以上で18%、「専門基礎科目」は必修27単位・選択2単位以上の29単位以上で22%、「専門科目」は必修79単位で60%、また外国語科目は、必修6単位で5%である。新カリキュラムでは、「教養科目」は必修15単位・選択6単位以上の21単位以上で16%、「専門基礎科目」は必修23単位で18%、「専門科目」は必修85単位で66%と増やしている。また外国語科目は、必修6単位で5%である。

（7）基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

基礎教育と教養教育は、本学においては専門基礎科目と教養科目が含まれる。基礎教育、教養教育とも教務委員会が実施・運営の具体案を検討し、教授会の審議を経て運用を行っている。各授業科目の責任は担当教員にあり、実施・運営を行うが、担当教員が非常勤である場合の責任は教務委員会が負い、担当教員と密な連絡を取って実施・運営する体制をとっている。また、非常勤講師を依頼しようとする際、教務委員会で審議・推薦する候補者を教員選考委員会（委員長：学部長）に提案し、教員選考委員会の推薦者を人事教授会・教授会で審議する。教授会の審議を経て学長が決定する組織的な体制で運営している。教務委員会は、本学の教育が適切に実施・運営されるよう責任を有している。

（8）カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

現行（旧）カリキュラム、新カリキュラムにおいて必修科目は、卒業要件の約9割を占めている。これらの必修・選択科目の配分は、大学設置基準及び指定規則並びに本学の教育理念に基づいている。

平成21年度新カリキュラムでは、赤十字の救護員養成の特色を教育課程に反映させるため、「専門科目」の「赤十字看護学」の必修科目を「災害・救急看護学」1科目から「赤十字災害看護学」「災害救護演習」の2科目として卒業要件に加え、選択科目として「国際保健医療支援実習」を配置している。「専門科目」の必修6単位の増加は、新カリキュラムの指定による「統合科目」「統合実習」科目と前述の赤十字関連科目の増加に基づいている。新カリキュラムにおいては、過密なカリキュラムの改善策として、卒業要件の単位数を132単位から129単位に削減した。「教養科目」の必修単位数は減少させたが、選択単位数は減少せずに選択の幅を維持している。また、赤十字理念のもとにその関連科目に対して、必修科目の履修を義務づけている。

カリキュラム編成における開講科目の必修・選択の量的配分は、現行（旧）カリキュラムの

総必修科目が124単位、総選択科目が27単位であり、必修：選択の比率が4.6：1である。内訳は、教養科目の必修：選択の比率が1.1：1、専門基礎科目の必修：選択の比率が9：1、専門科目の必修：選択の比率が11.3：1である。新カリキュラムの総必修科目が123単位、総選択科目が32単位であり、必修：選択の比率が3.8：1である。内訳は、教養科目の必修：選択の比率が0.8：1、専門基礎科目の必修：選択の比率が7.7：1、専門科目の必修：選択の比率が9.4：1である。

以上のように、新カリキュラムでは必修科目の単位数を減らし、選択科目の単位数を増加して、必修に対する選択の比率を高め、学生の選択の幅を拡げ、主体性を重視するように変更している。

平成21年度自己点検・評価アンケートでは、「必修科目と選択科目のバランスはちょうど良いか」と言う問いに対して、肯定的な回答をした学生は29%、教員は56%であった。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

(1) 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

本学では後期中等教育から高等教育への円滑な移行に必要な導入教育として、入学時のオリエンテーションやチューターによる個別履修指導による適切な科目選択の指導を行っている。特に、入学時のオリエンテーションは、学生が人命にかかわる医療に携わる専門職の責任と自覚をもてるように、学生便覧・シラバスを活用して十分に行っている。また、「教養ゼミナール」において、大学における学問への導入を行っている。教養・専門基礎・専門科目の教員がそれぞれ、少人数の学生を指導する体制をとり、担当教員個々の学問的専門性をもとにして高等教育に必要な基礎的学習態度や発表、文章の表現力の涵養を目指している。

さらに、化学、生物学の基礎知識を十分に持たない学生は、医学・看護学を学ぶのに支障をきたす場合がある。そこで、新カリキュラムでは、「生命倫理」(必修)において、専門基礎科目の教員により基礎知識の補充をオムニバス方式で行っている。内容は、医学・看護学を学ぶうえで必要な知識として、生命活動に関連する化学、生物の基礎知識や基本的な論述法等を小テストと講義によって獲得できる工夫をしている。

3. カリキュラムと国家試験 (大学基礎データ表9参照)

(1) 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科におけるカリキュラム編成の適切性

本学のカリキュラムは、文部科学省大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、保健師・看護師の統合カリキュラムで運営している。したがって、規定の単位を修得すれば、卒業予定者全員が、看護師及び保健師国家試験の受験資格を取得できる。さらに、国家試験出題基準と授業科目内容とを照合して、学習内容に遺漏のないよう授業を行っている。

平成19年度及び20年度の新卒の看護師及び保健師の国家試験の合格率を表3-1及び表3-2に示す。看護師国家試験は、卒業予定の学生全員が受験し、受験率は毎年100%である。保健師国家試験においては、卒業予定者の学生の99%以上の受験率である。合格率は、看護師国家試験は全国平均より高かったが、平成20年度保健師国家試験は全国平均より若干低値であった。

表3-1 看護師国家試験合格率（新卒のみ）

	受験者数(人)	合格者数(人)	本学合格率(%)	全国合格率(%)
平成19年度	131	127	96.9	94.6
平成20年度	130	128	98.5	94.4

表3-2 保健師国家試験合格率（新卒のみ）

	受験者数(人)	合格者数(人)	本学合格率(%)	全国合格率(%)
平成19年度	141	132	93.6	92.0
平成20年度	139	136	97.8	98.5

4. 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習（臨地看護学実習要項参照）

（1）カリキュラムにおける臨床実習の位置づけとその適切性

本学の教育課程は、建学の精神である赤十字の理念並びに学部学科の理念・目的を基礎におき、本学が期待する卒業生の特色を実現することを意図して構築している。これを受けて看護学実習では、地域や臨床など看護の活動の場における実践を通して、知識と技術を統合するという位置づけで実施している。人々と直接関わり、健康の保持増進・健康問題を解決するための看護実践を通して学修していく。同時に、対人関係能力を身に付け、倫理的態度、研究的態度を養うことをねらっている。

①実習内容

早期に看護の実践現場や実践現象を学ぶことは、その後に看護学を学んでいく上で大いに有意義なことである。本学は実践能力の育成に重点を置いており、1年前期から看護学実習を組み入れている。現行（旧）カリキュラムでの看護学実習の構成と概要を表3-3に示す。新カリキュラムでは、現行（旧）カリキュラムの看護学実習に4年生後期での2単位2週間の「統合看護実習」を加えた。「統合看護実習」については平成24年度から開始となる。現在、カリキュラム検討委員会・教務委員会・実習調整委員会の合同で、実習の目的・目標の確認と実習方法についての検討を行っている。

表3-3 看護学実習の構成と概要

実習科目	単位数 (時間数)		履修年次				実習施設・場所
	必修 科目	選択 科目	1年次	2年次	3年次	4年次	
基礎看護学実習	3 (135)		1 (45)	2 (90)			・病院（一般病棟）
成人看護学実習	6 (270)				6 (270)		・病院（急性期、慢性期病棟）
老年看護学実習	3 (135)			1 (45)	2 (90)		・高山市、伊勢市の医療・福祉サービス施設、高齢者の活動グループ等 ・病院（療養型病棟等） ・介護老人保健施設
母性看護学実習	3 (135)				3 (135)		・病院（産科病棟、産科外来等） ・助産所
小児看護学実習	3 (135)				3 (135)		・病院（小児病棟） ・保育所
精神看護学実習	3 (135)				3 (135)		・病院（精神科病棟）
地域看護学実習	5 (225)				5 (225)		・保健所、市町村保健センター ・企業における健康管理部門、検診機関等 ・訪問看護ステーション、心身障害者施設等 ・小学校・中学校・高校等の保健室 ・海外大学（看護学部）
合 計	26 (1,170)						

②実習施設

実習施設は、臨地看護学実習要項にあるように、病院施設、保健所、訪問看護ステーション、老人保健施設など多岐にわたっている。

③実習指導

大学の教員または非常勤実習指導者が、学生6人を担当することを原則として開講している。実習前後には、看護学領域毎に実習施設と実習に関する指導上の打ち合わせや、評価、反省を行っている。平成20年度から臨地実習をより効果的にすすめるために実習調整委員会を設置した。主な実習病院である名古屋第一赤十字病院、名古屋第二赤十字病院、刈谷豊田総合病院に対しては、実習の目標、実習時期、方法を伝達し理解を得る「実習連絡会」を設置し、臨地

での効果的な看護学教育を展開している。本会議は、秋～冬期の各論6領域実習の開講直前あるいは開講中に開催している。また、実習調整委員会は、実習開講施設側と年2～3回、教育担当の看護副部長を中心とした看護部長及び関連のスタッフと看護学実習に関する会議を開催し、教育上の問題点を検討している。

5. 授業形態と単位との関係

(1) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

本学の各授業科目の単位数は、大学設置基準第21条に基づいて、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して授業形態により単位数を計算するものとしている。授業形態は講義・演習、実験・実習及び実技で区分され、授業科目の単位計算は学則第35条に、講義及び演習は15時間から30時間までの範囲をもって1単位、実験、実習及び実技は30時間から45時間までの範囲をもって1単位と定めている。

また、大学設置基準第22条の「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする」、第23条の「各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする」に基づき、これらを本学学則の第34条及び第35条に定めて運用している。本学では1年間の授業を行う期間は35週間にわたることを原則とし、各授業科目は、15週にわたる期間を単位として前期・後期で行うセメスター制度を採用している。

各授業科目の1単位は、教員が教室で授業を行う時間及び学生が事前・事後に教室外において準備学習・復習を行う時間の合計で、標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成している。1単位当たりの時間数及び1科目当たりの単位数は授業科目により異なり、1授業科目は週1回、半期15週で1～2単位としている。

6. 単位互換、単位認定等（大学基礎データ表4、5参照）

(1) 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

本学の学則第39条では、「本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。前項の定めるところにより与えることができる単位数は、前条1項より本学において履修したものとみなす単位数と合わせて30単位を越えないものとする。」としている。本学は、他大学と単位互換制について協定がある。協定校は、本学設置地域である愛知県の大学55校間で締結され、本学では、平成20年度から実施された。この決定によって、他大学の学部授業科目を特別聴講生として履修することができるようになった。また、本学においては、赤十字原論を開講科目とすることを決定し、平成20年度・21年度前期において、赤十字原論の受講者各1人があり、単位を認定した。しかし、本学から他大学へ特別聴講することは、本学のカリキュラムが過密であること、他大学へ公共交通機関を利用して移動すると、1.5時間近く要すること等から、難しい現状があり、履修者はいない。

本学では、一般入学試験、推薦入学試験、社会人等特別選抜を行っており、一般入試も含めて、とりわけ社会人等特別選抜入学者には、入学前の既修得単位認定の該当者が含まれている。

入学前の既修得単位認定については、学則第40条第1項に「本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」としており、本学以外の大学及び短期大学における履修と修得単位認定している。また、学則40条第2項に「本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に定めるところにより単位を与えることができる。」としており、また、学則40条第3項に「前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を越えないものとする」としている。入学前の既修得単位認定を受ける場合には、1年次に申請して必要な手続きをとり、本学の授業科目と同等の内容が認められた場合に30単位の範囲で単位認定している。具体的な手続きは、「既修得単位の認定に関する規定」に基づいて申請を行う。認定方法は、当該授業科目の担当教員が行う。ただし、当該授業科目を担当する教員が非常勤の場合は教務委員会・教授会で審議のうえ、学長が行っている（第5条）。平成16年度に4人、17年度に4人、20年度に2人、21年度に1人の申請があり、平均7単位、最高18単位、最低2単位の範囲で認定した。主な申請科目は、基礎科目の英語Ⅰ（R）、英語Ⅱ（W）、スポーツレクリエーション実技、スポーツ健康科学、情報科学などであった。専門基礎科目では、医療概論、リハビリテーション論であった。

7. 開設授業科目における専・兼比率等

（1）全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

専任教員が担当する授業科目数は、教養科目では7科目でその割合は29.1%である。専門基礎科目数は、13科目54.1%である。さらに、専門科目数は、47科目97.9%であり、看護大学としての主要科目は全て専任の教授または准教授もしくは講師が担当している。

本学の平成21年5月1日付の開設授業科目（新カリ1年、旧カリ2・3・4年生）における専・兼比率は大学基礎データ表3に示すとおりである。

（2）兼任教員等の教育課程への関与の状況

本学カリキュラム（新・旧カリ）において、兼任教員が担当しているのは、教養科目では心理学、教育学、人間発達論、倫理学、音楽論、語学（スペイン語Ⅰ・Ⅱ、中国語、フランス語、ポルトガル語Ⅰ・Ⅱ）、社会学、経済学、生活科学、日本文化論、人間工学、スポーツ健康科学、スポーツレクリエーション実技の18科目、72%である。専門基礎科目では、栄養代謝学、社会福祉学、微生物学、疾病・治療論Ⅰ、疾病・治療論Ⅲ、リハビリテーション論、臨床心理学、文化人類学、国際保健学、カウンセリング論、英語Ⅳの11科目、52.4%である。専門科目では、成人看護学Ⅲの1科目、2%である。

【点検・評価】

目標①「赤十字の建学の精神と教育理念に合致した教育課程を編成する」

A. 目標の達成度

赤十字の建学の精神と教育理念に合致した教育課程とは、本学の教育理念を具現化するために設定された5項目の教育目的と8項目の目標（第1章）を実現するための教育課程である。

目標達成度は、教育課程の体系性、適切性、妥当性の視点で点検・評価する。

①教育課程の体系性

平成21年度自己点検・評価アンケートによると、「建学の精神、教育理念、教育目的・目標の授業科目への反映」、「授業科目の体系的な編成」の肯定的回答の割合は、学生が約50%、教員が約60%であった。また、「卒業時に期待される能力」で問うた教育目標の到達度は、教育目標8項目について、学生・教師とも約5割の人が達成されたとしており、本学の教育目的の実現のための教育課程は、概ね必要な科目を体系的に配置し教授していると評価できる。

また、専門授業科目においては、学校教育法第83条との関連においても、「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開」させるように配慮していると評価でき、概ね達成されている。しかし、無駄のない科目構成については、学生と教員の評価にズレが認められており、検討する必要がある。

②教育課程の適切性

本学は単科大学であるが、教養科目、専門基礎科目ともに豊富な科目を提供している。教養科目の開講科目数が語学を除いて22科目と多いことは、学生に幅広く学修する機会を提供し、各学年次において興味と関心に応じた履修が可能であることを意味している。とりわけ少人数制の「教養ゼミナール」では、学生がそれぞれに関心をもったテーマを選択し、その内容を深めることができる方法を採用している。

一般教養的授業科目の編成については、平成21年度自己点検・評価アンケートの該当する項目でも評価は高く、豊富な科目の設定、教養ゼミナールでの効果が評価できる。特に「教養ゼミナール」における平成20年度学生授業アンケートの結果は、ほとんどの項目の平均点が5点満点の4点以上で講義、演習に比べて特に高い値を示していた。この結果によっても、初学年から主体的、意欲的に学ぶ体験を持つことが学習効果をあげていると評価できる。

外国語の編成では、旧カリキュラムにおける選択科目であるポルトガル語は、学生のニーズが低く（過去3年平均17人、最低2人）、非常勤講師の採用が非常に困難なため、これらの点を考慮して、新カリキュラムでは中国語とフランス語に変更した。また、通年開講を半期ごとにしたため、選択範囲が広げられ、履修しやすくなった点は評価できる。

英語の6単位必修・通年科目は、2クラス編成のため多人数クラスの弊害がみられたが、平成21年度から英語Ⅱ（W）英語Ⅲ（L&S）を4クラス（約35人）編成にしたことから、学生が参加しやすくなり、語学力がより高められると期待している。今後、前期の学生授業アンケート結果を評価する予定である。

3年次前期の「国際救援と英語」や4年次の「国際保健医療支援実習」の開講時期は、本学の目的・目標からみて適切であると評価できる。しかし、選択科目であるので学生の積極的な履修に向けて、指導を強化することが必要である。

また、平成21年度自己点検・評価アンケートの倫理に該当する項目の結果では、学生・教員とも約5割の肯定的評価があり、特定の科目によらず、教養から専門科目による基礎から応用・実施レベルまで学修するカリキュラム編成は一定の効果が認められる。

③授業科目の量的配分と適切性、妥当性

教養科目全体の時間数は765時間から735時間に、専門基礎科目は840時間から720時間に減らし、学生の時間的余裕を持たせ、科目選択の自由度を高めた。同時に専門科目は、2,715時間から2,970時間に増やした。その増加の主な内容は、新カリキュラムの指定規則による科目「統合科目」「統合実習」を増やし、赤十字看護学科目の充実を図ろうとするもので、量的配分は妥当と考えられる。その評価は、年度ごとに実施科目の授業アンケート

ート評価などをしながら、平成24年度の新カリキュラム最終年度に全面的に行う予定である。

次に、本学の必修、選択科目の単位数は、養成所指定規則及び大学設置基準に基づく配分であり、必修科目が多く、選択科目が少ないという量的アンバランスは看護系大学の特徴である。したがって、本学の必修・選択科目の量的配分は、理想的ではないが妥当ではある。

平成21年度自己点検・評価アンケートで、「必修科目と選択科目のバランスはちょうど良いか」という問いに対して、肯定的な回答をした学生が29%、教員が56%であり、「どちらかというともう一方がよい」「そう思わない」と否定的な回答した学生が33%で、教員が8%であった。また、「全体的に、学生が主体的に学べる工夫がされているか」という問いに対して、教員の44%が肯定的な回答を、8%が「どちらかというともう一方がよい」「そう思わない」と回答していた。さらに、「学生が柔軟に科目選択できるように構成されているか」という問いに対して、学生の21%が肯定的な回答しているが、53%の学生が「どちらかというともう一方がよい」「そう思わない」と否定的な回答していた。

以上の結果から、必修科目と選択科目のバランス、科目選択の柔軟性、主体的な学びについては、教員は、肯定的な評価が多かったが、学生は否定的な評価が多く、評価に差が見られた。

また、新カリキュラムの改正は、平成21年度入学生から適用されているため、現段階では評価を得ることができない。今後、前期、後期の授業アンケートにより、継続してカリキュラム改正による効果をみていく必要がある。

B. 効果があがっている事項

- ① 教育課程の体系性については、アンケート結果も評価が高く、カリキュラムの構成、楔形に進行する専門科目の設定、教養科目の充実などにより、概ね効果があがっている。
- ② 一般教養的授業科目の編成については、前述の卒業時の該当アンケート項目などで評価は高く、豊富な科目の設定、教養ゼミナールでの効果が評価できる。
- ③ 外国語科目の編成について、新カリキュラムで、科目、開講時期の変更を行った。また、平成21年度から、語学力が高められるように2クラスから4クラス編成とした。
- ④ 開講授業科目、卒業所要総単位に占める授業科目（区分）の量的配分については、指定規則の改正に伴い、時間的余裕と学生の主体性、赤十字科目の充実をはかるように新カリキュラムで変更した。

C. 改善が必要な事項

- ① 教育課程の体系性については、学生には、授業科目の理解しやすい順序への配置と授業科目間の内容の重複や無理のない科目構成に不満があるが、教員は内容の重複が少なく無理のない科目構成であると評価し学生の評価とズレがみられた。
- ② カリキュラム編成の必修・選択の量的配分については、必修・選択のバランス、科目選択の柔軟性、主体的な学びについては、教員は肯定的な評価が多かったが、学生は否定的な評価が多く、評価にズレがみられた。新カリキュラム実施状況の評価が必要になる。

目標②「カリキュラムにおける高・大の移行を円滑に進めるための導入教育を行う」

A. 目標の達成度

新カリキュラムにおける「生命倫理」（必修）の成果は、今後の専門基礎科目の履修において評価される。学生の知識レベルには、格差があり、高校で十分履修してきた学生の学習意欲

を殺ぐ危険性もあるので、講義の緻密な工夫が必要になる。

平成21年度自己点検・評価アンケートによると、「授業科目は、理解しやすい順序に配置されているか」という問いに対して、1年生は「そう思う」が17%、「どちらかというと思う」が25%で、「そう思わない」が5%、「どちらかというと思わない」が9%であった。1年生は導入教育により比較的円滑に後期中等教育から高等教育へと移行していると考えられる。また、「教養ゼミナール」における平成20年度学生授業アンケートの結果は、ほとんどの項目の平均点が5点満点の4点以上で講義、演習に比べて特に高い値を示していた。この結果によっても、初学年から主体的、意欲的に学ぶ体験を持つことが学習効果をあげていると評価できる。

B. 効果があがっている事項

「生命倫理」の試みは、新カリキュラム（平成21年度）から開始しており、現時点では効果は測定できないが、効果を期待している。

C. 改善が必要な事項

平成20年度以前の学生は、生物、化学、物理の習熟度にかかなりの差があり、専門基礎科目の学習に支障をきたしている。

目標③「カリキュラムにおける臨床実習の位置づけを明確にし、臨床実践能力を高めるために臨床実習の充実を図る」

A. 目標の達成度

本学の教育課程は、建学の精神である赤十字の理念並びに学部学科の理念・目的を基礎におき、本学が期待する卒業生の特色を実現することを意図して構築している。これを受けて看護学実習では、地域や臨床など看護の活動の場における実践を通して、知識と技術を統合するという位置づけで実施している。平成21年度自己点検・評価アンケートの「卒業時に期待される能力」で問うた教育目標の到達度は、教育目標8項目について、学生・教師とも約5割の人が達成されたとしており、この結果も看護実践能力の獲得と評価できる。

B. 効果があがっている事項

- ① 平成20年度からは、学生6人に教員1人が実習指導に当たる体制をとるために、講義並びに会議開催時間などの調整を行っている。
- ② 平成20年度から臨地実習をより効果的にすすめるために実習調整委員会を設置した。

C. 改善が必要な事項

学生6人に教員1人が指導に当たる体制を維持するための調整が必要である。

【改善方策】

目標①「赤十字の建学の精神と教育理念に合致した教育課程を編成する」

A. 長所の伸長方法

①教育課程の体系性

平成20年度までの教育課程の体系性については概ね達成されていた。平成21年度からは新カリキュラムによる教育が行われている。したがって、教務委員会を中心として、新カリキュラムが確実に実施されるよう進め、学生による授業評価及び自己点検・評価アンケートを継続的に実施する。さらに、平成25年には新カリキュラムについて評価を行い、より体系的な教育課程を検討する。

専門科目は、指定規則との関連で、ほとんどが必修科目であるが、3年後に実施する新設「統合科目」は、学生の主体性を尊重し、意欲的に専門性を深められる方法を、今年度（平成21年度）からカリキュラム委員会を中心に、教務委員会、実習調整委員会が合同で検討をすすめている。

広く、深く専門科目を教授することを目指して、授業評価アンケートを引き続き年度ごとに学生、教員に実施し、双方の課題と環境要因等を公表して、フィードバックし、教育目標の達成を評価する。

②教育課程の適切性

効果的な外国語教育のためには、適正なクラスサイズであることが求められる。クラスサイズの適正化のためには、外国語科目の選択を科目ごとにできるだけ均等にする必要がある。そのために前もって学生の意向を調査し、学生への履修指導を行う等によって、より学習効果をあげるように、環境整備を行う。

また、平成21年7月より英語教育充実化プロジェクトチームを発足させ、本学における望ましい英語教育に関する検討を行っているが、その報告も参考にして今後のあり方を検討する。将来的に社会情勢の変化や社会の要請に応じて英語、スペイン語、中国語、フランス語以外の外国語についても検討する必要があると見て、年度を追って検討していく。

③授業科目の量的配分と適切性、妥当性

看護系大学においては保健師助産師看護師学校養成所指定規則や大学設置基準の制約を受けているため、必然的に必修・選択科目の量的アンバランスが生じやすい。しかし、新カリキュラムでは、選択科目の単位数を増加し必修に対する選択の比率を高め、学生の選択の幅を拡げ、主体性を重視するよう変更している。今後、主体的学習による教育効果を高める観点と学生の負担を軽減する方向から継続的に評価し、改善していく。

また、新カリキュラム編成における必修・選択科目の量的配分において養成所指定規則や大学設置基準、医療事情を鑑み、本学の教育理念や教育目標及び教育内容を見直し、その適切性について、カリキュラム委員会を中心に定期的に検討していく。

B. 問題点の改善方法

- ① 授業科目の理解しやすい順序への配置や科目内容の重複や無理のない科目構成については、教員の認識とのズレの原因について、該当項目を追加した学生、教員の授業評価アンケート調査を、平成24年度まで実施し、教務委員会と該当教員によるシラバスの調整を行う。
- ② カリキュラム編成における必修科目と選択科目のバランス、科目選択の柔軟性・主体的学びについては、教員が肯定的な評価、学生が否定的な評価である。この評価のズレの原因を授業評価アンケートの項目追加などで追跡し、解決可能な課題から解決する。

目標②「カリキュラムにおける高・大の移行を円滑に進めるための導入教育を行う」

A. 長所の伸長方法

具体的には、入学オリエンテーションを強化し継続する。基礎科目で補充を行っている専門基礎科目の教員による効果的な教授法と高校教育の達成度の低い学生に対する補習を次年度までに企画する。「教養ゼミナール」などの少人数科目における個々の学生に応じた導入教育への意識的な指導を担当教員間で確認する。また、チューター制による個別指導体制を充実させ、そこからのフィードバックを全体的な導入教育へと反映させていく。

B. 問題点の改善方法

導入教育としてのその成果の検証を行い、平成22年度実施に向けて、関係教員の中で具体的案を作成する。

目標③「カリキュラムにおける臨床実習の位置づけを明確にし、臨床実践能力を高めるために臨床実習の充実を図る」

A. 長所の伸長方法

①教育上の効果の測定・分析・評価

学生によるカリキュラム評価・実習科目群評価、教員による科目評価・実習評価、スタッフによる実習評価を毎年行うことを軌道にのせ、本学の教育目標に対する達成度、実習に対する満足度、実習目的と概要（方法・期間、履修年次、単位数、1グループあたりの学生数、担当教員及び助手数、実習施設）について測定し、分析する。さらに卒後1年目の本学の教育目標に対する評価を行うようにし、教育上の効果を測定・分析して評価する。

②実習調整委員会、及び実習連絡会の活用

効果的な実習を展開するためには、大学と実習施設が、大学の教育理念・目標・カリキュラム編成・看護学実習の基本的な考え方等についての共通理解ができるような連携体制づくりが不可欠である。

そのため、本学は教育理念・目標・カリキュラム編成の共通理解を目的に、実習調整委員会が中心となって実習施設の指導者との「実習連絡会」を継続する。

各看護学実習の目的・目標・実習方法については、学生が自ら主体的に実習に臨めるように実習要項を作成しているが、今後は、学年単位に看護学実習開始前に、大学側と実習施設側がこれらを共通認識し、効果的な実習を行うために、実習連絡会を活用して理解を深める。

また、大学教員と実習施設の指導者とがそれぞれの役割と責任を自覚できるよう、連携・協同して現場で指導にあたるスタッフを指導し、実習の評価と単位認定ができるような実習指導要綱も作成する。

B. 問題点の改善方法

看護学大学などの増加に伴う実習場所の確保の難しさがある。さらに、効果的な看護学実習を維持するために、平成22年度には、暫定的な方策ではなく、助手の領域に応じた縦割り配置の見直しなど、思い切った方策や実習場所との連携、非常勤指導者の確保の方略も含め、新しい実習指導対策案の開発・作成を行い、実施する。

第2節 教育方法等

【現状の説明】

1. 教育効果の測定

(1) 教育上の効果を測定するための方法の有効性

各科目の学生の学習到達度に関しては、各科目担当教員の授業の内容及び形態に合わせ、定期試験や課題レポートなどを用いてその評価を行っている。成績の評価は、学則第36条に規定し、さらに、履修要項の「試験及び単位認定」として、詳細を明示している。単位認定の最低点は60点で及第点に達しなかった学生については、科目担当教員が認めた場合に限り再試験を行っている。

また、科目によっては、学生のレディネス（学習を受けることに対する心身の準備状態）を把握するために、各授業の導入時に小テストやレポートを課す場合もある。こうした試みは予習効果を期待できるとともに、単元終了後の試験による評価だけでなく、時系列的な形成的評価のためにも有効に活用されている。

さらに、看護専門科目の演習に関しては、技術試験を行い、目標に到達しなかった学生については補習をして指導を行い、再試験を行っている。臨地での看護実習に関しては、実習中に教員が学生を指導する中で、学生の目標達成度を評価し、これと実習終了時の学生による自己評価やレポートなどを総合的に評価し、教育効果を測定している。1～4年次までの実習中に体験あるいは見学をすることが望まれる看護経験については、目標達成度を各領域で評価し、指導を行っている。

さらに、平成20年度より導入した学生による授業評価アンケートは、学生自身の学習態度、授業内容、授業方法、授業環境についての評価を包含し、学生の学習効果を測定するシステムとして活用を開始したところである。

(2) 卒業生の進路状況（大学基礎データ 表8、表9参照）

平成20年度の保健師・看護師国家試験は、保健師国家試験は1人を除く卒業予定者が、看護師国家試験は全ての卒業予定者が受験し、保健師国家試験合格率は97.8%、看護師国家試験合格率は98.5%となった。本学では、新卒の保健師国家試験の全国平均合格率の98.5%を若干下回ったが、新卒の看護師国家試験合格率の94.4%を若干上回っている。就職先は、75.0%が日本赤十字社関連医療施設に、17.9%がその他の医療施設に、2.9%が行政・企業に就職した。助産師免許の取得のため3名（2.1%）が進学をした。

2. 成績評価法（大学基礎データ表6、学生便覧参照）

(1) 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

厳格な成績評価を行うために、次に述べるように成績評価基準を学生便覧において公開している。とりわけ演習や実習科目においては教育目標の性質上、その評価項目が多岐にわたることになるので、授業におけるオリエンテーションで具体的な基準を明確に学生に提示している。

また、学生に対する成績の通知に際しては、学則上の評価（A、B、C、D）を通知しているが、さらに学生自身が具体的な評価状況を把握できるように、必修科目の素点の平均点とクラスでの順位を評価表に明記し、チューターが面接により、個別指導をしている。

成績評価の方法については、講義、演習、学内実習、臨地実習などの授業形態ごとに異なっているが、各科目のシラバスに具体的な評価方法を記載し、学生に対して公開されている。ほ

とんどの科目が学期末試験による評価のみではなく、出席状況や課題の提出状況などを含めた総合的な観点から評価を行っている。また、各科目の評点については教授会において公開されており、教員相互に評価の内容を確認する機会を設けている。

また、成績評価の基準は「日本赤十字豊田看護大学履修規定」に定められ、「履修要項」において学生に提示されている（表3-4）。

表3-4 成績評価の基準

評価	評点	合格判定
A	100～80点	合格
B	79～70点	
C	69～60点	
D	59点以下	不合格

（2）履修科目の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

卒業要件を満たす単位数は132単位であり、その内訳は教養科目24単位（必修18単位・選択科目6単位）、専門基礎科目29単位（必修27単位・選択科目2単位）、専門科目は必修79単位である。本学のカリキュラムは「保健師助産師看護師法」及び「同施行規則」に従いながら、保健師及び看護師国家試験受験資格を得るための統合プログラムを実施しており、開講科目の多くは規則上の指定科目である。また、平成21年度入学生から新カリキュラムの実施により、卒業要件129単位としている。こうした中、臨地実習中は実習以外の他の科目の履修はできないという事情もあり、各セメスターで学内での開講が可能な課目を系統的に配分して対応している。その範囲内でチューターの指導のもとに学生自らが履修科目を選択しており、履修科目登録については上限設定を行っていないのが現状である。

（3）各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

セメスターごとに成績や履修状況についてチューターと学生が個別面談を行い、特に成績不振学生に対する指導を行っている。卒業判定は、毎年度3月上旬に行われるが、平成20・21年度の卒業予定者は全員合格であった。

学生の質を確保する最善の方途は、厳格な成績評価と適切な学習支援であると言えるが、看護大学という本学の性格上、学生の質の検証は、卒業時に受験する看護師・保健師国家試験の合格率が指標となる。平成20年度の合格率は大学基礎データ表9のとおりである。

3. 履修指導

（1）学生に対する履修指導の適切性

入学時に学生便覧に記載されている科目構成と卒業要件、時間割等について全体ガイダンス及びチューターの個別指導を行っている。履修については履修登録上の注意事項について、フローチャートなどを交えながら学生にわかりやすいものになるように工夫している。

2・3・4年生の全体ガイダンスは、実習、卒業研究等の各学年に該当する科目を中心に、学年の4月に行い、個人指導はチューターが行っている。また、各セメスター開始時には履修登録までに1週間の履修期間と履修登録後も1週間の履修変更期間を設けている。この履修期間に学生は講義に出席し、講義内容や時間割等を参考に履修科目を検討し選択することができる。当該セメスターの履修計画を立てた学生は、履修届を学務課に提出するにあたり担当チューターの指導を受けることになっている。その際に各チューターは学生から提出された履修届

について個々の単位修得状況等を勘案しながら、適切な学生指導を行うこととなっている。また、成績表もチューターから学生に渡すようにしており、チューターは学生の学修状況を把握したうえで適切な履修指導を行うことができる。

従来、チューターは、学年単位で、約20人を担当したが、平成21年度から全学年4～5人ずつを継続して担当することに変更した。

(2) 留年者に対する教育上の措置の適切性

本学には、留年制度というものはないが、入学後の環境変化等に適応できず学習意欲が低下したため、成績不振、健康上の理由により再履修となることがある。再履修となる科目次第では卒業延期となる。こうした学生に対しては、チューターを中心に、科目担当者、学部長などが連携を取りながら、学生や保護者などと面談を行い、必要な学習・就学支援を行っている。

(3) 科目履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮と適切性

精神看護学の聴講生が1人であった。

4. 教育改善への組織的な取り組み

(1) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性

職務遂行能力、経営管理能力、高度な知識・技術能力の向上を図るとともに、積極的・創造的な問題解決能力を有した教育・研究、学内貢献、地域貢献のできる教員を養成するため、平成16年度にFD委員会を設置し総合的な取り組みをしている。本学が赤十字関連施設であることから、その特徴として救護法や救急看護に関する学士課程での教育充実のため、日本赤十字社や日本赤十字学園の実施する階層別研修・職能別研修・課題別研修等に参加させるほか、派遣研修として、学術機関やセミナーなどに派遣し、新しい知識や先端の技術習得をさせている。平成16年度～20年度におけるFD活動は表3-5に示すとおりであり、全教員を対象に行っている。

表3-5 ファカルティ・ディベロップメント

講習会等 開催年度	講習会等名称	講師
平成17年度	生活習慣の予防と健康管理における看護 役割 — 英国における看護ケアの方法 論—	シティ大学ロンドン 公衆衛生・プライマリケ ア部門責任者 地域・プライマリケア看護学教 授 Rosamund Bryar
平成18年度	看護系大学における教員のあり方	元自治医科大学看護学部長 元千葉大学看護「学部長 野口美和子
平成20年度	大学院設置について	日本赤十字九州国際看護大学 学長 喜多悦子
平成20年度	科学研究費補助金の申請にあたって	学校法人日本赤十字学園 法人本部財務部長 大滝富雄
平成20年度	ラーニング・アウトカムから考えるFD 活動—組織的FDの義務化に対応して—	信州大学全学教育機構 基幹教育センター准教授 渡部晃正
平成20年度	看護の魅力と可能性	日本赤十字看護大学 学部長 川嶋みどり

(2) シラバスの作成と活用状況 (SYLLABUS 参照)

本学における授業担当者は、専任、非常勤の別なく担当科目についてシラバスの作成を行っており、SYLLABUSを冊子にして学生に年度ごとに配布している。概要は、「科目名」「科目コード」「セメスター」「単位」「必修・選択」「時間数」「担当教員」「目的・目標・ねらい」「授業内容及び計画」「教科書」「参考図書」「評価方法」「受講要件」等を具体的に示しており、授業はこのシラバスに沿って行われている。

(3) 学生による授業評価の活用状況

本学では、学生による授業評価を平成16年度開校当初より各担当教員が実施してきた。さらに平成20年度からは、実習を含む全授業科目を対象に実施している。授業評価は、本学が開講している授業の優れた点、問題点、改善すべき事項等について、学生の意見や意識を把握し、カリキュラムや授業方法の改善・充実に資することを目的としている。

調査内容は、講義用、演習用、卒後教育用、教養ゼミナール用、実習用の5種類の様式を用意し、大きく3種類の設問（学生自身の学習態度2項目、授業内容と授業方法14項目、授業環境2項目）の18項目を選択式としている。評価は肯定的評価から否定的評価の5段階とした。調査方法は、最終講義終了後又は実習終了時に、担当教員が調査の趣旨を説明し実施している。授業評価の内容は、学生のプライバシーの保護と信頼できるデータを収集するため無記名で行い、評価用紙の回収は2人の学生代表が行い、学務課で管理・保管し、集計することとしている。これらの選択式評価とは別に、それぞれのアンケートについて自由記載欄を設け、学生の率直な意見を聞き、教員の授業改善の資源としている。授業評価の結果は、担当授業の集計表、科目別集計及び全学集計表を該当教員に渡している。その後、更に学生評価を基にして教員による自己評価を実施して回収している。授業評価アンケートの結果は、平成21年度から年度の前期、後期に一覧にして学生、教員に公表することとしている。

5. 授業形態と授業方法の関係

(1) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

本学のカリキュラムは、人道の理念を基調に「人間」、「環境」、「健康」、「看護」、「赤十字」の5主要概念に基づいて教養科目、専門基礎科目、専門科目を並行して、講義から演習、演習から実習へと進むシステムをとっている。1～3年次の演習については、科目の学習効果を高めるために2クラス編成で行っている。1年生の教養ゼミナールでは12人程度とし、語学については、2クラス編成で学習効果に問題があったが、平成21年度から4クラス（約35人）編成とした。

実習においては看護専門職に必要な基礎的な知識・技術・態度の修得及び倫理観の形成のための教育指導を重視し、6人を1グループとする少人数制をとり、個々の学生に応じた指導をしている。

本学の教育理念である人道の実践者を育成するために、学生個々に人間性を涵養し、実践力のある専門職を育成できるよう、適切な教育形態を組み、少人数制を重視して細やかな教育指導を行っている。

(2) 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその適切性

本学のマルチメディア環境は、ネットワーク設備、コンピュータ機器の整備、自己学習環境の設定（対面型授業を補完するe-Learningシステムとして、NEC製のi-Collabo.LMS）、大学に関連する情報の一元管理をサポートするシステム（NEC製のActive Campus）の導入・運用がさ

れている。

これにより、学生にとっては「いつでも」「どこでも」e-Learning コンテンツを視聴でき、「いつでも」「どこからでも」レポート提出や教員へ質問する双方向性の環境が提供されていることになる。

また、教材作成支援室には、ビデオ、CAI (Computer Assisted Instruction) などのマルチメディア教材作成のための設備として、ビデオ編集機、ダビング用機器等が常設され、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラが配備され、利用されている。

本学の特色としては、看護過程学習支援システム CASYSNUPL (Computer Assisted System for Nursing Process Learning) の開発と導入、教材のビデオ作成が中心に行われていることであり、基礎看護学及び精神看護学領域での看護過程演習や、看護技術習得のための自己学習等で学生に大いに活用されている。CAI 教材の管理は情報管理委員会と各担当教員が行っている。

学生が自己学習する環境として、情報処理室・LL 教室・各看護学領域の実習室、図書館の自己学習ブースではモニター、DVD、VHS がセットされている固定式あるいは移動式のブースがあり、学生は自由にモニターを見ながら自己学習ができる。また、LL 教室には語学自己学習用ソフトが入ったパーソナルコンピュータが81台設置されている。

情報処理準備室には、常勤の専門基礎領域の情報科学系助手が1人配置されている。赤十字関連施設（病院や看護系教育機関）の教育への連携・活用も視野に入れ、看護過程学習支援システム CASYSNUPL を取り入れた授業や卒後教育への参画の可能性の検討を共同で始めたところである。

①看護過程学習支援システム CASYSNUPL (Computer Assisted System for Nursing Process Learning) の開発と実際の教育への導入

看護過程学習支援システム CASYSNUPL の開発と実際の教育への導入は、本学の教育の特色である。「看護学に Critical Thinking Method を取り入れた e-Learning システムを構築運用し、Evidence-based 看護の学習を可能とした取り組みである。臨床現場に即した検査画面、患者の表情等のデジタル・コンテンツなどを取り入れた学習システムにより、問題解決型思考の養成に成果をあげている点で評価できる。」との理由で、平成17年度全国大学IT活用教育方法研究発表会において奨励賞を受けた。現在は、2度のエンハンスを実施し、本学の看護過程演習で十分に活用している。

学習者による CASYSNUPL の運用評価、システム評価として、平成18年度に2年生在学中の看護過程の展開の演習をはじめて行う学生130人に対してアンケート調査を行い、87人(67%)から回答を得た。その結果を図3-1に示す。「看護過程の全体像が見えた」、「情報の分類、分析、総合、看護上の問題点の抽出の流れが実感できたか」、「今後も CASYSNUPL で学習したいか」については、いずれも「非常に良い」と「良い」の合計が80%前後を占めた。これに対して、「(臨床現場の) 看護支援システムのイメージがわいたか」、「(臨床現場の) 看護支援システムへのネガティブなイメージが消失したか」、「演繹と帰納の2つの思考で考えるようになったか」は、40%前後で低調であった。CAI の位置づけである CASYSNUPL を臨床現場の電子カルテとのイメージにつなげようとしたことに、無理があったと思われる。

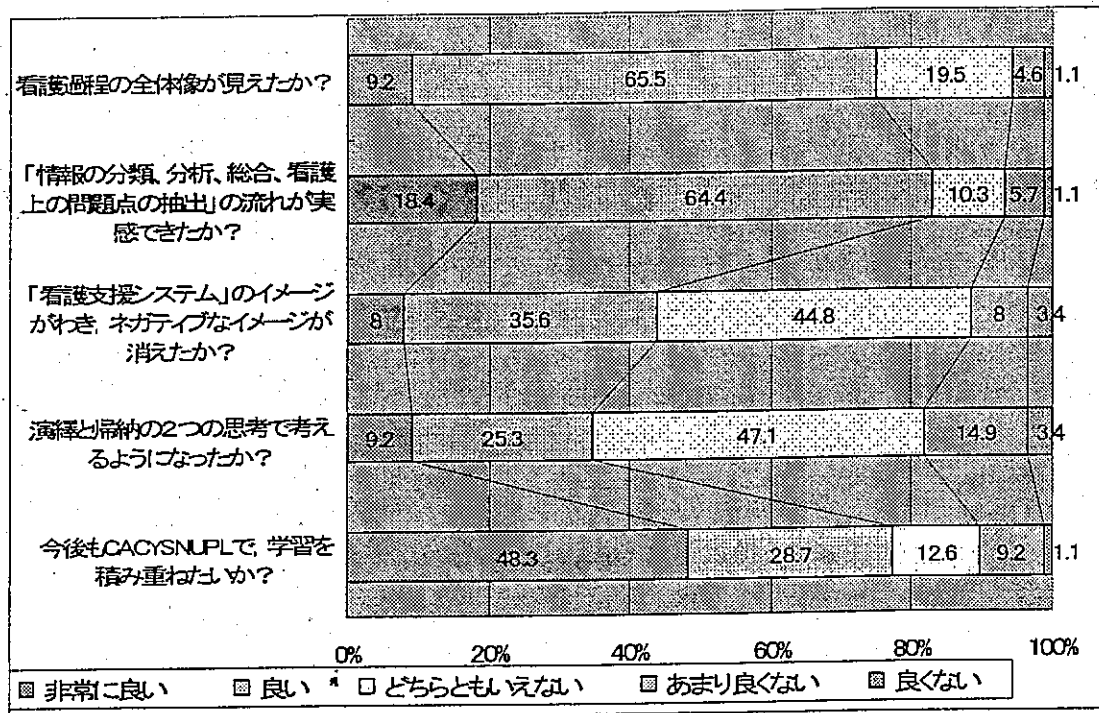


図3-1 CASYSNUPL に対する学習者によるシステム評価 (N:87)

②i-Collabo の活用

i-Collabo の利用状況は、平成17年度までは回収率39.5%の範囲であるが半数以上の教員が使用していない状況であった。その理由としては、「使う機会がない」「必要性がない」というものが大半である。i-Collabo の機能別に見ると、i-Collabo を活用していると回答した半数以上が使用している機能は、「お知らせ機能」と「レポート機能」であった。また、使い方がわからないとの回答は、8つある項目の機能すべてにわたっており、操作方法がわからず使っていない教員が少なくないことが判明した。

利便性については、いつでもどこでも使える、集計や入力をしなくてよいとの回答もあったが、回答者13人中、「どちらともいえない」7人、「大変不便である」2人、「未回答」4人と、利便性についてはあまり感じていないという結果であった。

操作性については、「使いやすい」と回答しているものが2人と少なく、大半が使用しにくいと感じていた。使いにくいと思う内容は、同一テーマについてのレポート提出が1回のみしか許されない、使い方がわからない、入力に時間がかかる、構成がわかりにくいとの意見があった。レポート提出などは何度も上書き保存ができる機能があるが、教員に十分に理解されていないことが判明した。

i-Collabo を使用したい教員が、操作を知らないために使用できないということがないように、NEC から提供される予定の操作説明動画をもとに ActiveCampus 及び i-Collabo 上にヘルプ機能を作成し、初歩マニュアルを配布、操作に困らない状況を整えた。

学生には履修科目に関する周知やレポート提出方法などの i-Collabo の操作方法を教示し、i-Collabo を閲覧するあるいは使用する習慣を身に付けてもらうよう配慮している（毎年1回4月～5月にガイダンスし演習を実施）。さらに、教務補助教材という i-Collabo の特徴から学務課との連携を図り、履修登録や履修名簿の作成を依頼し、シラバス等の電子媒体を上手く活用していく方策を考察し実践していくことが今後の課題である。

(3)「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

本学は、「遠隔授業」による授業科目を単位認定していない。

【点検・評価】

目標①「学生に対する履修指導を適切に行う」

A. 目標の達成度

①学生に対する履修指導の適切性

学年単位の履修方法を含めた4月の全体ガイダンス等により、履修に関する混乱は少ない。また、セメスターごとに、チューターが学生の相談に応じ履修指導を行い、さらに、学務課での確認によって履修はできている。学生から提出された履修届は卒業要件や保健師・看護師国家試験の受験資格を考え、学務課においても確認を行い、誤記のないように努めている。

平成21年度自己点検・評価アンケートでは、「履修指導・履修相談が適切になされているか」という問いに対して、学生は「そう思う」「どちらかというと思う」が32%、「どちらかというと思わない」「そう思わない」が22%であった。教員は、「そう思う」「どちらかというと思う」が60%、「どちらかというと思わない」「そう思わない」が12%であり、学生の評価の方が低かった。

②留年者に対する教育上の措置の適切性

留年に関する指導が必要な学生は少なく、現在の指導体制で大きな問題はない。しかし、現代の若者に特有の心性の健康上の理由により卒業延期となる学生が増加する可能性はある。

③科目履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮と適切性

科目履修生、聴講生は少ない現状にある。

B. 効果があがっている事項

チューターによる学生の個別性を加味した指導がされている。

C. 改善が必要な事項

履修指導に対する学生の評価が低い点、教員の評価とズレがある点が課題である。

目標②「教育改善への組織的な取り組みを有効に運用する」

A. 目標の達成度

①学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み

本学のFD・SD委員会は、平成20年度から規程のもとに、大学の中期事業運営計画を踏まえて活動している。赤十字の特徴としての救護や救急看護の充実を図っている。十分とはいいがたいが、組織的にFD活動を実施していることは評価できる。全教員が、教育力、看護実践力を向上させるためには、全教員を対象とした活動も今後必要である。また、若い教員は看護能力レベル・アップのため、勤務しながら大学院修士課程・博士課程で研究を重ね、学位取得に励んでいる。それらの教員の職務に支障を来さないように周囲の教員によってサポート体制が作られている。

②シラバスの作成と活用状況

すべての講義、演習、実習は基本的にシラバスに沿って行われている。学生は SYLLABUS を一覽することによって、本学の講義内容について知ることができる。平成21年度自己点検・評価アンケートで「シラバスは、学習に役立ちますか」という問いに対して、学生は59%が「そう思う」「どちらかというと思う」と、16%が「どちらかというと思わない」「そう思わない」と回答した。

③学生による授業評価の活用状況

開設されているすべての授業科目について、アンケートによる授業評価を実施したことは評価でき、学生の授業評価に対して担当教員が自己評価をすることにより、今後の授業改善を推進していくための貴重な手段となっている。

平成20年度の講義評価で低かった項目は「予習・復習をよくしたか」の平均2.2であった。講義内容と講義方法についての項目評価はほぼ平均3.5以上であった。演習内容と演習方法の項目評価は、約4.0の平均であり、講義評価のそれより高かった。卒業研究内容と卒業研究方法の項目評価は、一部平均3.0～3.6であったが、「教員の適切な指導」「学生を尊重した指導」「学生の質問や相談の対応」「教員の熱意」「教員の指導の満足感」はどれも平均4.7以上であった。教養ゼミナール内容と教養ゼミナール方法についての項目評価は、「シラバスが役にたったか」「学生への資料提示」「積極的な意見交換」は平均3.4～3.9であったが、他の項目評価は平均4以上であった。「教員の指導の満足感」の項目は、講義、演習、教養ゼミナール、卒業研究の順に高く、それぞれ3.5、3.9、4.6、4.9であった。

B. 効果があがっている事項

- ①赤十字の特徴としての救護や救急看護の充実を図っており、十分とは言いがたいが、組織的にFD活動を実施していることは評価できる。
- ②シラバスの活用は、学習効果に役立っている。
- ③学生授業評価アンケートに対する教員の自己評価は、授業改善に役立っている。

C. 改善が必要な事項

- ①救護や救急看護の研修は、全教員が教育力、看護実践力を向上させるためには、全教員を対象とした活動も今後必要である。
- ②実習を除く授業評価の集計結果から、「教員の指導の満足感」で一番低いのは講義であった。

【改善方策】

目標①「学生に対する履修指導を適切に行う」

A. 長所の伸長方法

チューター制の利点を生かして、個々の学生に適した履修指導を行う。

B. 問題点の改善方法

本学のカリキュラムには、保健医療福祉分野が担う役割の複雑化・高度化に対応できるように、演習科目を含め講義科目が多いという特徴がある。このため該当年次より高年次の配当科目の履修は困難であり、また、当該年次より低年次の配当科目を履修することで、当該年次に

履修すべき科目の履修が困難となる。年度初めのガイダンスや、履修指導の際にはこの点を学生に説明・周知して指導を行う。また、学生にわかりやすい説明も検討する。

目標②「教育改善への組織的な取り組みを有効に運用する」

A. 長所の伸長方法

- ①平成20年度には、FD活動委員会の組織として、学長、学部長、事務局長、及び7領域の教授で構成するFD・SD委員会を設置して活動している。この委員会では、大学の中期事業運営計画を踏まえ、年度毎に教員の学習ニーズも組み入れて、それらを集約し組織的な学習効果を生み出せるような仕組み作りに取り組み、教員の能力向上のための企画・実施を行う。
- ②全教員を対象に、赤十字の特徴としての救護や救急看護の実践研修をより組織的に企画する。
- ③担当教員に対して、シラバスの正確でより分かりやすい記載、特に評価方法について、評価基準を明記するように説明し、周知する。

B. 問題点の改善方法

- ①赤十字の特徴としての救護や救急看護の実践研修をより組織的に全教員を対象に企画する。
- ②学生の満足が高くなる講義の工夫は、今後教員に求められる。また、講義評価で低かった「予習・復習」については、学生の積極的な授業態度の改善対策を組織的に進めることにより改善に努める。

第3節 国内外との教育研究交流

【現状の説明】

1. 国内外との教育研究交流

(1) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

外国人看護師の受け入れなど看護の国際化が現実となる中で、国際社会で積極的な相互交流を行い、看護研究や看護教育の分野でリーダーシップをとり、看護活動を推し進めていくことができる人材が必要である。実際の看護の場では、国内でも外国人の保健・看護について十分な対応ができることが必要である。その基本方針を達成するため語学の授業科目は英語Ⅰ(R)・英語Ⅱ(W)・英語Ⅲ(L&S)を必修科目とし、英語Ⅳ(医療英語)、中国語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語を選択科目として語学教育を行っている。

国際的な視野を養うため、赤十字原論、赤十字と活動を必修科目として国際救護についての教育を行っている。また随時、国際的な看護の話題や国際貢献を行っている人たちの体験談を講演や授業の中に組み込んで提供している(表3-6)。

表3-6 国際的な看護の話題や国際貢献の講演

開催日時	テーマ	講演者
平成21年5月8日	産後のうつ病と不安の予防	メルボルン大学准教授 ジェーンフィシャー
平成20年7月8日	赤十字による国際救援活動の現場について	名古屋第二赤十字病院 助産師 高井久美子
平成17年7月14日	国際人道法とICRCの活動	赤十字国際委員会クアラル ンプール代表部代表 ジャ ック・ヴィレタ

(2) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性(大学基礎データ表11参照)

①国際看護実習

本学では、平成18年にアメリカハワイ州ホノルルにある州立ハワイ大学マノア校の看護学部と教育相互交流の協定を結んでいる。平成19年度には4年生の地域看護学における第1回の国際看護実習を行った。ハワイ大学内での地域看護関連の授業、ホノルル市にあるアメリカ赤十字社にて実地訓練、貧困層への医療施設見学や高齢者施設における見学などの実習を行った。平成20年度には場所を変更し、カナダ、バンクーバーで同様の実習を行う予定であったが、経費の高騰と参加人数の不足などにより実行できなかった。平成21年度は経済情勢が回復すれば20年度に計画されたものと同様の実習を行う予定である。

②英国語学研修

2年生以上の学生を対象にイギリス南西部の港町ブリモス市で、現地の家庭に3週間滞在し、本場の英語を身につけながらイギリスの保健医療事情を見学し、英国赤十字社メンバーとも交流を行う英国語学研修を行っている。平成21年3月7日から3週間、20人の学生が参加した。国際救援に参加したい、昨年に引き続いて2度目の参加という熱心な学生も数名いた。

③海外研修派遣状況

研究・研修などを目的に毎年数人の教員が渡航し、海外の大学や施設との共同研究や学会での情報交換などが盛んに行なわれている。海外研究活動の経験や研究成果は、学会発表、論文発表へと着実に成果を上げている。

④国際救援要員の派遣状況

日本赤十字社からの依頼により、2人の職員を災害地へ国際救援要員として表3-7のように派遣した。

表3-7 災害地への国際救援要員の派遣

派遣期間	派遣先	担当教員
平成17年11月4日 ～12月28日	パキスタンイスラム共和国	河合利修
平成17年10月16日 ～10月30日	インドネシア共和国 アチェ州ムラボー及びシムルー島	鈴木千智

⑤海外からの研修生の受入状況

研修生の受け入れは1件（表3-8）だけであり、4日間と短期間であった。

表3-8 海外からの研修生の受け入れ

研修期間	研修生
平成17年9月26～9月29日	タイ KohnKaen 大学 4人

(3) 国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

前述したように国外ではハワイ大学との学術交流を締結している。一方、国内では、愛知県内のすべての4年制大学が加盟する単位互換履修生制度に加盟している。これにより、加盟大学に所属する学生が他の大学で開講されるさまざまな科目を履修することで、所属する大学の単位として認められる。本学からは「赤十字原論」が単位互換事業向けに開講されている。

【点検・評価】

目標①「国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針・措置を適切に行う」

A. 目標の達成度

開学以来、国際化を推進するために国際交流委員会が構成されている。この委員会を中心に、教員の海外派遣及び海外からの研究者・留学生の受け入れなどを支援することによって、国際化を図る努力がなされている。ハワイ大学との教育相互交流契約は継続中である。しかし、19年度には実習が行えたが、20年度には実習が行えなかった。

B. 効果があがっている事項

国際救護や国際貢献についての知識を科目としてだけでなく、講演という形などで幅広く情報提供していることは評価できる。また、看護の分野における国際化に対応するため国際語である英語などの習得に努める必要がある。そのため、語学修得も目的とした英国研修を行ったことは評価できる。

愛知県内の全4年制大学が加盟する単位互換履修生制度に加盟し、「赤十字原論」の科目を開講している。赤十字の基本である理念、国際活動などを広く学生に知ってもらうことは大変意義深いものである。

C. 改善が必要な事項

国際交流委員会の機能を強め、交流を更に進めうるような体制を構築する必要がある。また、今後の本学での研究活動を活発にさせるためにも、更なる海外研修制度を拡充することを検討していくことが必要である。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

近年の災害看護は国際的協力で行われることが多い点から、平成21年度からカリキュラム変更により赤十字国際保健学を新たに立ち上げ、国際的な連携による救護の実験を経験する目的で海外での国際実習を平成24年度の実施に向けて計画・準備中である。

B. 問題点の改善方法

国際交流委員会で、国際救護や国際貢献を重視する赤十字が設置主体の大学間の教育交流ができる対策案を議論する。

第4章 学生の受け入れ

【到達目標】

看護職を目指し、将来、看護師・保健師として社会に貢献できる学生の選抜を行う。また、赤十字の看護師として、国内外の救援が必要な現場で活躍できるスタッフとなる学生を選抜する。

【具体的目標】

- 1 現行の選抜方法の見直しと、よりよい選抜方法の導入を平成24年度までに行ない、500人以上の志願者が得られるようにする。
- 2 本学の入学者受け入れ方針の周知並びに試験結果の開示を平成23年度入学試験までに行う。

【現状の説明】

1. 学生募集方法・入学者選抜方法

本学の学生募集の方法には、大学基礎データ表13にあるように、日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験、高等学校長推薦入学試験(公募制)、社会人特別選抜入学試験、一般入学試験、3年次編入学試験の5種類がある。

日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験は、国内外の救援が必要な現場で活躍することを強く希望する赤十字看護師を確保するために、中部各県の日本赤十字社の支部長が推薦する者を選抜するものである。なお、中部各県には、愛知、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、三重の8県が含まれる。

学校長推薦入学試験は、本学の建学の精神などを十分に理解し、一定水準以上の学力を有し、本学への入学を強く希望する者を選抜する。なお、平成20年度までは指定校制に準ずる本学独自の制度をとっていたが、平成21年度から完全な公募制に切り替えた。

社会人特別選抜入学試験では、社会人経験を有する者を選抜する。一般入学試験では、本学の建学の精神などを十分に理解し、本学への入学を希望する者を選抜する。また、3年次編入学試験では、看護短期大学あるいは3年課程の看護専修学校を卒業(卒業見込みを含む)した者を選抜する。

入学者選抜方法は、日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験、高等学校長推薦入学試験、社会人特別選抜入学試験、3年次編入学試験と一般入学試験では異なる。

日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験、高等学校長推薦入学試験、社会人特別選抜入学試験、3年次編入学試験では、小論文(日本語)と面接(個人)により選抜をしている。小論文は1,000～2,000字程度の文書を読ませ、作者の考えを踏まえて、受験生の考えを問うという文書の読解力と表現力を測定している。面接は複数(2人)の面接員による個人面接法で行い、質疑応答における理解力と口頭による表現力を測定している。

一般入学試験では、筆記試験により選抜を行う。試験科目は国語総合(古文・漢文を除く)、英語Ⅰ・Ⅱ及び、数学Ⅰ・A、生物Ⅰ、化学Ⅰより1科目の選択の計3科目である。なお、近年、多くの私立大学で導入されている大学入試センター試験については、導入していない。

大学基礎データ表15は入学者の構成を示している。それによると、日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験で24.8%、高等学校長推薦入学試験で17.5%、社会人特別選抜入学試験で1.5%、一般入学試験で56.2%が入学した。

2. 入学者受け入れ方針等

(1) 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関連

本学では、赤十字の理想とする「人道」の理念に基づき、看護師としての倫理的・科学的根拠と方法を学術的・体系的に追求できるような看護教育を行い、社会的要請に応え、看護専門職として国内及び国際的な場において実践的な活動ができる人材を養成する。単に学業成績が秀でた学生を求めるのではなく、社会的常識を備えた学生、看護専門職として必要な、物事に対する冷静な判断力を有するとともに、独自の判断と偏りが少ない学生、物事を客観的に判断することのできる学生を入学させた、と考えている。この本学の入学者受け入れ方針は、本学の建学の精神及び教育理念・教育目標と合致している。

(2) 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

本学の入学者受け入れ方針と入学者選抜方法との関係では、赤十字の理想とする「人道」の理念に基づき、看護師としての倫理的・科学的根拠と方法を学術的・体系的に追求できるような看護教育を行う本学に入学することを強く希望する者を選抜する日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験があり、入学者受け入れ方針に合致した入学者選抜方法である。

本学の入学者受け入れ方針とカリキュラムの関係では、赤十字の理想とする「人道」の理念に基づき、看護師としての倫理的・科学的根拠と方法を学術的・体系的に追求できるような看護教育を行うために、カリキュラムでは、赤十字教育はもとより、倫理的・科学的根拠と方法を学術的・体系的に追求するために、教育到達目標を定め、それを達成できるカリキュラムとなっている。ただ、本学の入学者受け入れ方針を募集要項並びにホームページでも公開していないことは問題であり、平成23年度入学試験にむけて準備をすすめている。

(3) 入学者選抜の仕組み

①入学者選抜試験実施体制の適切性

5人の教員（教授2人、准教授3人）と3人の事務員からなる入試委員により全ての業務を行っている。入試委員以外の教職員が携わる業務は、問題作成、学内における問題のチェック、採点の補助、面接試験の面接員、試験監督、前日の会場設営及び後片付け、試験当日の受付、受験生の誘導などの人手を必要とする業務のみとし、人間的な秘密保持に努めている。また、入試用機器に関しては入試業務以外の用途に使用しないことが望ましく、この点に関しては完全に遵守出来ているとは言い難いが、パスワード、ファイヤーウォール等を活用して秘密保持に努めている。

②入学者選抜基準の透明性

本学には、日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験、高等学校長推薦入学試験(公募制)、社会人特別選抜入学試験、一般入学試験及び3年次編入学試験の5種類があるが、それぞれの募集要項には明確な推薦基準または出願基準並びに選抜方法が記されている。しかし、試験結果の公開を積極的には行っておらず、平成23年度入学試験までに改善をする予定である。

③入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

一般入学試験の科目別の配点については募集要項で公表している。筆記試験を行う一般入学試験はもちろんのこと、小論文と面接で行う推薦入試などについても、採点基準にしたがい成績をすべて点数化し、合計得点の順に合格としている。点数化については、全入試委員立ち会

いの下で行い、処理の透明化を図っている。

一般論として、面接試験においては評価が面接員の主観による所が大きく、面接員間で差が生じることが指摘されている。本学においては、推薦入学、社会人特別選抜入学及び3年次編入学試験で面接試験を実施しており、この問題を避けることはできない。この点に関しては、入試のたびごとに十分な説明を行っており、面接員間の評価基準の統一はとれている。

これも一般論であるが、選択科目を導入する場合、選択科目間で難易度に差が生じることが避けられないことが指摘されている。本学においても数学・理科の試験で選択科目を導入している。この点に関しては、必要があれば得点調整を行うことで対応しているが、大学入試センター試験における得点調整の実施基準である、科目間の平均点が15点以上開いたことはなく、過去に得点調整を実施したことはない。

個々の入試の公正性・妥当性については、入試の都度、入試企画・判定会議を開催して検証している。また、入学者選抜の方法の妥当性を検証するために、入学者選抜の方法と在学時の成績及び国家試験の可否との関連を分析した。その結果、入学者選抜の方法の違いにより在学時の成績及び国家試験の可否には差はなく、すべての入学選抜の方法は妥当と判断した。

(4) 入学者選抜方法の検証

①各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

一般入試は、平成19年度入学試験以降、文部科学省の指導に基づき、出題者が作成した問題を、学外のチェック機関と学内者に同時にチェックを依頼している。特に学外のチェック機関には、問題の誤りだけでなく、学内者ではチェックが困難な出題範囲及び問題の難易度に関してもチェックを依頼している。チェック結果により問題があるとされた場合には、コメントの内容を出題者に伝えて、修正を依頼する。出題者から再度提出された問題については、修正が適切に行われたかどうかを学内者がチェックする。

推薦入学(支部長・学校長)、社会人特別選抜及び3年次編入学試験で行う小論文については、出題者がチェックを行った後、学内者によるチェックを行っている。

さらに、入試の実施後に必ず入試企画・判定会議を開催して検証している。

(5) 定員管理

①学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

大学基礎データ表14にあるように、学生収容定員500人に対し、在籍する学生数は560人と1.12倍である。また、入学定員120人に対し、入学者の比率は1年次が1.14倍、2年次が1.13倍、3年次が1.12倍、4年次が1.10倍である。編入学定員10人に対し、3年次が1.2倍、4年次が1倍である。

②著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

前述の通り、本学は若干の定員超過の状態であるが、実習グループを増加させることで対応をしており、大きな弊害はない。

(6) 編入学者、退学者

①退学者の状況と退学理由の把握状況

過去5年間の退学者の状況は、平成16年度が1人、平成17年度が2人、平成18年度が3人、平成19年度が3人、平成20年度が5人である。大学基礎データ表17によると、4

年次になったの退学はなく、2年次あるいは3年次の退学が多い。退学理由としては、進路変更、学生の精神的な問題、家庭の事情などである。チューターが学生やその家族と面接を行い、十分に話しあった上で退学に至っている。

【点検・評価】

A. 目標の達成度

①現行の選抜方法の見直しと、よりよい選抜方法の導入を平成24年度までに行う。

平成21年度自己点検・評価アンケートによると、現行の試験科目、試験時間について適切であると回答した学生が全ての学年で60%以上、特に直前に入試を経験した1年生においては80%以上であった。教員では試験科目、試験時間について適切であると回答した者は、それぞれ50%、71%であり、両者の結果を合わせて評価する限り、現行のままで差し支えない。志願者数についても、平成19年度355人、平成20年度340人、平成21年度370人と増加しており、現行の方法が受験生に受け入れられていることが明らかである。

推薦入学試験については、指定校制から公募制に変えており、その影響を判定する必要があるが、昨年度に変更したばかりであり、その影響を判定することは現時点では不可能である。

センター試験の導入については、望むと回答した者が在学生、教員ともに約50%であった。導入に関しては、実施に伴う業務の増加、受験者数の変化を検討する必要がある。

②本学の入学者受け入れ方針の周知、並びに試験結果の開示を平成23年度入学試験までに行う。

平成22年度入学試験では、本学の入学者受け入れ方針の周知、並びに試験結果の開示は十分とは言えない。

B. 効果があがっている事項

受験者数の変化だけでも入学試験の科目の妥当性は示されると考えるが、さらなる検討は行っており、学生の受け入れのあり方を恒常的に検討する体制の構築に努めている。

C. 改善が必要な事項

学生の受け入れのあり方を恒常的に検討するためには、センター入試、AO入試などの導入についてさらに具体的な検討が必要である。また、本学の入学者受け入れ方針の周知、並びに試験結果の開示を平成23年度入学試験から実施できるように準備を進めている。

【改善方策】

A. 長所の伸張方法

本学の建学の精神を十分に理解した学生を選抜する入学者選抜方法として、日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験がある。この選抜方法を始めて6年が経過し、卒業後の学生の動向も踏まえて、この選抜方法の有効性の検証が必要となる。

また、高等学校長推薦入学試験では、推薦依頼校制から公募制に変更している。その効果を判定し、推薦入試のあり方を検討する必要がある。

B. 問題点の改善方法

本学の入学者受け入れ方針の周知並びに試験結果の開示を平成23年度入学試験から実施で

きるように大学案内、ホームページ及び募集要項の修正の準備を進めている。

第5章 学生生活

【到達目標】

奨学金制度や学生相談システム等の充実を図り、心身ともに健康で豊かな学生生活が過ごせるよう支援体制を強化する。

【具体的目標】

- 1 奨学金制度の充実により、学生への経済的支援を図る。
- 2 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮のための相談システムの強化を図る。
- 3 学生の進路選択にかかわる指導の適切化を図る。

【現状の説明】

1. 学生への経済的支援

本学では、学習意欲があり経済的理由で修学困難な学生への支援として奨学金制度がある。このため、学生が安心して学業に専念でき、さらに自立した学生生活を送れるよう奨学金制度を周知させている。奨学金制度は、日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種、緊急採用、応急採用）に加え、本学の特色として、日本赤十字社愛知県支部特別奨学金、日本赤十字社各医療施設の奨学金、日本赤十字社看護師同方会奨学金がある。日本赤十字社愛知県支部特別奨学金は、一般入学試験での成績優秀者で、かつ、愛知県の赤十字医療施設に就職を希望する者に年間120万円の奨学金が貸与される。日本赤十字社各医療施設の奨学金は、愛知、岐阜、三重、静岡、長野、福井、滋賀等の赤十字医療施設に就職を希望する者に年間60～72万円の奨学金が貸与される。また、日本赤十字社看護師同方会奨学金は、日本赤十字社看護師養成施設の卒業生による同窓会組織から年間24万円の奨学金が貸与される。さらには、各地方公共団体や民間団体の奨学金等がある。

奨学金制度について、入学式に出席した保護者には赤十字の奨学金制度を説明し、さらに、新入生には4月に説明会を開催して周知を図っている。2～4年生には4月のオリエンテーション時に説明し、周知徹底を図っている。また、新たに募集のあったものはその都度掲示し、学務課やチューターが相談に応じている。

入学前の受験生並びに保護者に対してもホームページ、オープンキャンパス、大学案内パンフレット等を用いて奨学金制度の案内を行っている。

なお、保護者のリストラや転職、自営業者の不振等で、授業料の納付が困難となった学生に対して、分割納付等で個別に対応している。

2. 生活相談等

充実した学生生活を送るためには、心身ともに健康であることが基本となる。健康管理は、学生委員会委員の健康管理係が中心となって、定期健康診断とその後の生活指導や日常の健康相談等を年間通して行っている。1年生には、入学オリエンテーションの時期に、「健康管理と感染対策について」という特別講義を毎年実施し、学生の健康管理への啓蒙を図っている。また、健康手帳を作成・配布し、在学中の自己の健康管理に活用している。以下に、学生の心身の健康保持・増進のための相談システムについて述べる。

（1）健康管理・健康相談

①定期健康診断

学校保健法に基づき、学生の健康状態を把握し、健康の保持増進を図るとともに、疾病の予防及び疾病の早期発見と適切な生活指導を行うことを目的に実施している。開学以来、外部委託により毎年4月に1日の日程で実施している。当日やむをえない理由で欠席した学生に対して、予備日に受診できるよう計画しており、受診率は100%である。

検査項目は、身長・体重・血圧測定、胸部レントゲン撮影、血液一般検査、血液免疫検査（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・肝炎）、検尿、ツベルクリン反応（1段階法）である。麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎ウイルスの血液免疫検査は、1年生のみ実施し、ワクチン接種が必要な者は、自己負担で「必ず実施」としている。肝炎ウイルスの検査は、開学以来、毎年全学生に実施してきた。しかし、平成17年度の実習病院との連絡会議で、学生は臨地実習で非感染症患者を受け持つが、臨床での感染の危険性が全くないとはいえず、安全確保のためにも抗体価の低い者は、ワクチン接種をしておくほうがよいのではないかと意見が交わされた。このことを契機に学内で検討し、校医の見解を仰いだ。その結果、入学時より感染予防への認識を持たせる指導を継続することを根幹に据え、平成20年度より、肝炎ウイルス検査は、入学年次（1年生・編入3年生）のみに実施する。また、B型肝炎ワクチンの接種は、「任意接種」とすることになった。

また、ツベルクリン反応検査は、入学年次及び前年度の陰性者に実施・判定するが、BCG接種は、「任意接種」としている。

平成21年度の定期健康診断日程を表5-1に示す。

表5-1 平成21年度 定期健康診断日程

時 間	学年・学籍番号		実施過程
9:00～9:40	看護学部	061001～070	・学内トイレで採尿する ・受付で受診票を受け取る ・① 尿を提出 ・② 胸部レントゲン撮影 ・③ 体重・身長・血圧測定 ・④ 血液検査 一般検査 免疫検査 ・⑤ ツベルクリン反応判定 ツベルクリン接種者 ・終了後、受診票を提出する
9:40～10:20	4年生	061071～135	
10:20～11:00	看護学部	071001～070	
11:00～11:40	3年生	071071～135	
11:40～12:20	男子学生（全学年）		
13:20～14:00	看護学部	081001～070	
14:00～14:40	2年生	081071～136	
14:40～15:20	看護学部	091001～070	
15:20～16:00		091071～137	
16:00～18:00	看護学部 4年生		実習該当者

※ 編入学生は、各自の空いている時間に随時受診する。

健康管理係が前年度の定期健康診断結果を前もって確認し、基準値を逸脱している学生を特定し、健康診断当日の体調を確認している。血圧（140/90 mm Hg 以上）・尿検査（尿糖・尿蛋白・尿潜血のいずれか一つでも±以上）は、学内で再度測定・検査し、その結果を併せて校医に提示している。校医から精密検査の実施指示があった場合、学生にはその必要性を説明し、

最寄りの医療機関で検査を受け、結果を学務課に提出することを文書と口頭で説明している。精密検査等に要する費用は自己負担である。

平成16・17年度では精密検査の受診率が悪かったため、平成18年度以降は、授業の空き時間が少ないことを考慮し、検査結果の提出期限を「夏季休暇に入る前まで」から「後期授業の開講まで」に変更した。その結果、受診率は顕著に改善された。毎年10人前後の学生が校医から再検査を指示されているが、その殆どが鉄欠乏性貧血である。経過観察の必要な学生は、各々の主治医の指示に従う。再検査結果の確認とそれに伴う学生への対応は、健康管理係が行っているが、チューター教員にも結果を報告し、学生の生活指導の協力を得ている。

②健康相談・生活指導

専任の健康管理者が配置されていないため、学生委員会委員の健康管理係が主にその任に当たっている。定期健康診断結果により、精密検査を指示された学生への対応は、前述の通りである。また、健康診断結果が、Hb10.0～11.9g/dlにある者や肥満Ⅱ・Ⅲ度（BMI値30.0以上）及び標準体重80%以下（BMI値17.6以下）の低体重にある者には、個別または学年毎に生活指導を行っている。ツベルクリン反応の陰性者に対しても、自己の健康管理に留意するように関わっている。平成19～21年度の学内生活指導の対象者数は、表5-2の通りである。

表5-2 学内における生活指導対象者の推移＜貧血・肥満・低体重＞ (人)

対象学年	貧血			肥満			低体重		
	21年度	20年度	19年度	21年度	20年度	19年度	21年度	20年度	19年度
1年生	8	16	8	1	2	3	6	6	12
2年生	6	13	12	2	2	1	7	9	5
3年生	9	18	14	1	1	0	15	5	10
4年生	11	14	17	0	0	1	4	12	1
編入3年生	1	1	2	0	0	0	0	3	2
編入4年生	1	2	0	0	0	0	3	2	1
計	36	64	53	4	5	5	35	37	31

健康診断結果は、学務課に原本1部を整理し保管するが、健康管理係の手元にも1部を備え、学生の健康相談に際して迅速に対応できるようにしている。学生には、原本サイズの結果報告1部と健康手帳に貼付できる縮小サイズの結果報告1部を配布し、自己の健康状態の認識と健康の自己管理能力を培うために活用している。

③保健室の運営管理

保健室の管理は、健康管理係と学務課職員（平成21年度から看護師）が協働して行い、定期的に点検・補充・整備をしている。専任の健康管理者がいないため、普段は施錠している。そのため、利用時は、学務課に申し出ることとし、連絡を受けて健康管理係が対応することが多い。保健室は、軽度の外傷や気分不快等に対処するためのものであり、家庭看護程度の応急処置を行っている。軽症でない場合は、近隣の病院を受診する体制をとっている。内服薬・外用薬・衛生材料を定数化して常備し、ベッド3台を配置している。内服薬は、風邪薬・解熱鎮

痛剤・胃腸薬・止痢剤等がある。内服に当たっては、効能や使用上の注意を概説し、症状経過を観察するように促している。

保健室の年間利用件数は、平成17年度152件、平成18年度121件、平成19年度110件、平成20年度99件である。保健室の利用状況は、「保健室使用報告書」により把握している。利用理由は、各年度に大差はなく、打撲・捻挫や頭痛・腹痛等痛みを伴う体調不良が上位である。開学以来、ベッドを利用する者が重なるという状況は発生していない。保健室利用者に対して、平成21年から看護師資格を持ち臨床経験の豊富な学務課職員が対応するので、より適切な対応ができるようになった。

また、「保健室薬品等使用チェック表」や「保健室薬品等持出願」の使用を周知徹底し、常備薬品等の使用状況を正確に把握するように努めている。保健室薬品等の持ち出しは、新入生合宿研修、大学祭、学外授業（赤十字原論、スポーツレクリエーション実技、老年看護学実習、地域看護学実習Ⅳ）、地域看護学演習、オープンキャンパス、入学試験であるが、各担当者によって適切に管理され、使用・返却されている。

④感染対策本部との連携

新型インフルエンザに対する危険性が高まったため、学内に感染対策委員会が設置され、本学で新型インフルエンザが発生したときは、直ちに感染対策本部が立ち上げる準備を整えた。教職員の連絡網も整備し、全職員に周知した。修学に関わる危険性が高まった場合、予防対策活動等迅速に情報を発信している。また、臨地実習を行う学生の感染予防並びに感染拡大を防止するために、実習調整委員会と綿密な連携をとり対応している。

（２）ハラスメント防止のための措置の適切性

「日本赤十字学園ハラスメント規程」が、平成21年4月に定められている。本学もこの規程に基づき「ハラスメント規程」を作成している。本学では、学生便覧に「学内における倫理（ハラスメント）」が記載されており、新入生ガイダンスで学生に説明している。問題が生じた時は、学生委員会が相談窓口となっている。また、教職員に対しては、ハラスメント相談員を配置しており、ハラスメントの初期対応にあたる。必要があれば、ハラスメント委員会を開催することができる。

（３）生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置状況

より豊かな学生生活を保障し援助する機関として、学生相談室を設置している。相談内容により、窓口を「学生相談1（メンタルヘルス）」、「学生相談2（母性相談）」の2つに分けて対応している。

①学生相談1（メンタルヘルス）

相談内容は、学業、進路、対人関係、性格、人生、家族や家庭のこと等学生生活全般にわたるものを対象としており、相談員は非常勤の女性心理カウンセラー1人が担当している。平成18年度までは、選択科目「人間発達論」を担当する非常勤講師の兼任であったが、学生が相談しやすいように、平成19年度から学生相談専任の非常勤相談員に交代した。

相談日時は、毎月第1・第3木曜日の11時30分から18時であり、学生相談室に設置している申込用紙か学生相談室独自のメールアドレスへのメールによって予約を受け付けている。また、来談以外にメール相談も行っている。

学生の相談件数は、延べ件数で平成17年度が28件、18年度が53件、19年度が41件、20年度が12件であり、それ以外に保護者、教員からの相談や電話・メールによる相談も数件ずつあった。面談時間は40～50分/回であった。

平成17・18年度は、相談員が相談日の昼休憩時間にヘルスプロモーションセンターに駐在し、気軽に学生が立ち寄れる体制を試みた。その結果、「大人の意見が聞きたい」等気軽に立ち寄る学生もあった。また、学生相談室では、箱庭療法が体験できる。そのため、箱庭療法の体験希望者も毎年2人ほどいた。しかし、学生相談は学生にとって敷居が高いようで、深刻な内容になるほど、一人で悩んだ挙句に学生相談を利用するというケースが多いようである。

学生が学生相談を身近に感じられるための方法として、平成21年度より、入学時のオリエンテーションや各学年のガイダンスで相談員による学生相談の紹介を取り入れた。

実際の相談内容は、一人暮らしへの不安、進路や看護師への適性への疑問、友人関係等多岐に亘る。特に、精神医学的な問題が疑われるケースは、チューターと連携して対応している。

②学生相談2（母性相談）

平成19年度から女子学生を対象に、相談内容の中でも月経等に伴う女性の健康問題の相談や指導を開始した。相談員は、本学常勤の母性看護学担当教員(女性)である。相談日時は、毎月第2・第4木曜日の12時から13時であり、相談員がその時間帯に常駐して随時相談を受け付け、また、母性相談独自のメールアドレスによる予約も受け付けていた。しかし、相談の常駐時間に相談に訪れる学生は少なく、メールによる予約が大半であった。そのため、平成21年度からは、母性相談独自のメールアドレスによる予約のみで対応している。

相談件数は、平成19年度が23件、20年度が8件であり、相談内容は月経異常に関するものがほとんどであった。

③チューター制度の導入

前述の学生相談室に加え、本学部では、教員が担当学生の学修上の指導及び学生生活全般に関する相談を受けるチューター制度を設けている。各教員が担当学生と定期的にチューター会を開き、交流を持っている。チューター会の開催方法は各教員に任せられている。チューター会促進のため、大学は飲み物代100円/人を年2回補助している。

このチューター制度は、平成16年開学時から、20人前後の学生を助手を除く各教員が入学から卒業まで持ち上がりで担当する方法で、担当学生が卒業したら、新たな学生を1年生から受け持つという形をとってきた。しかし、昨年度実施したアンケート調査結果から、1～2年生はあまりチューター制度を利用しないが、3～4年生は進路や国家試験の学習相談のために利用数の増加が明らかになった。そのため、担当学生が高学年になった場合のチューター教員の負担を軽減するために、平成21年度より、同一学年の学生を20人担当する方法から各学年5人程度で18人以内の学生を担当する方法に変更した。また、きめの細かい指導と学生支援体制を整備するために、助手を含め全教員が担当するように変更した。なお、助手にはアドバイザー教員(教授または准教授)をつけた。

また、チューターとの関わりを濃厚にするために、平成21年度は健康診断日にチューター交流時間(10時～15時)を設け、全学生とチューターの交流を図った。また、チューターの役割表を作成し、配布した。チューターの役割が明確となり、教員間で学生支援に対する情報交換が活発化してきた。

④不登校の学生への対応状況

本学においても学業成績不振、就学意欲の低下、友人関係等の理由で不登校並びに休学する学生がいる。特に1・2年次の低学年次の学生に多くみられる。このような学生に対し、本学ではチューターが責任を持って履修や学習状況、大学生生活全般を把握し、学生の指導・支援を行っている。さらに、平成21年度4月から、学生へのきめの細かい生活指導や学生生活支援を目的として学務課へ看護師資格を有する職員を1人配置した。

不登校になる学生を早期に発見するために、学生の出席状況並びに問題行動等を把握している。本学の定期試験受験資格は、授業の2/3以上の出席が必要となる。このため出席時間が不足しそうな場合には、授業担当教員が学生及びチューターへ連絡している。また、臨地実習や演習等で学生の行動や動向に問題があった場合等、チューターへ学生の情報提供をすることにより、早期の指導や支援ができ不登校の早期発見につながっている。

この他、問題が発生したときにはチューターは、早急に家族へ連絡し家族と連携をとりながら指導・支援している。問題が複雑な場合は、学部長並びに学務部長、学生委員長、教務委員長、学務課職員が協働で具体的な支援を行っている。休学や退学に関わる場合は、必要により保護者を含めた面談も行っている。平成16～20年度の休学・退学者の状況を表5-3に示す。

表5-3 休学・退学者の状況

(人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
退学	1	2	2	3	4
休学	0	2	2	2	0
除籍	0	0	0	0	1

(4) 学生生活に関する満足度アンケートの実施

本学では、学生が安心して学生生活を送れることを目指し、平成21年度自己点検・評価アンケートにおいて、学生生活に関する満足度を調査し、学生生活、学習環境等に関する学生のニーズを明らかにした。

図5-1に「教員とのコミュニケーションがうまくできますか」という問いに対する学生の回答を示した。約50%の学生は、教員とのコミュニケーションは取れていると回答している。

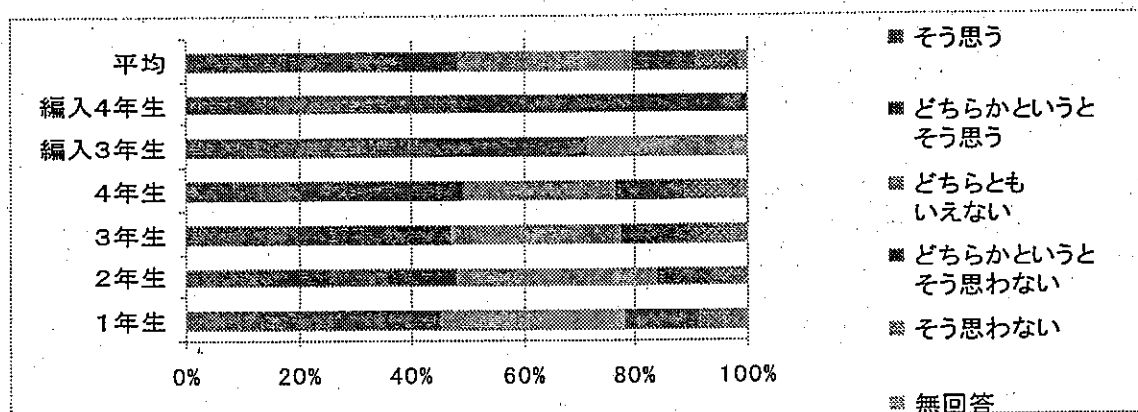


図5-1 教員とのコミュニケーションがうまくできますか

図5-2に「大学の売店・学生食堂に満足していますか」という問いに対する学生の回答を

示した。約70%の学生は、「どちらともいえない」「どちらかというと思わない」「そう思わない」と回答しており、売店や学生食堂の満足度は低く、開店時間や食事のメニュー等への要望があった。

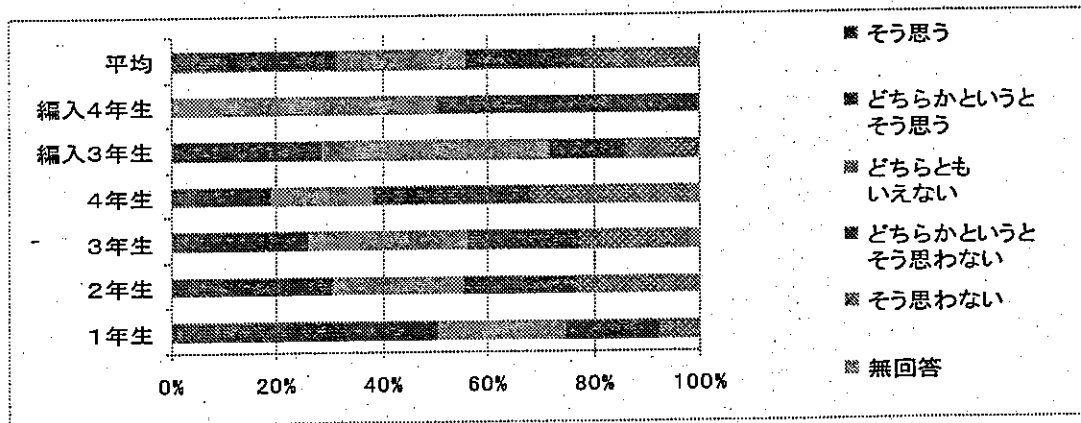


図5-2 大学の売店・学生食堂に満足していますか

図5-3に「学生同士が語らえる場所が整備してありますか」という問いに対する学生の回答を示した。約55%の学生は、「そう思う」「どちらかというと思う」と回答しており、学生同士が語らえる場所が整備をすすめる必要がある。

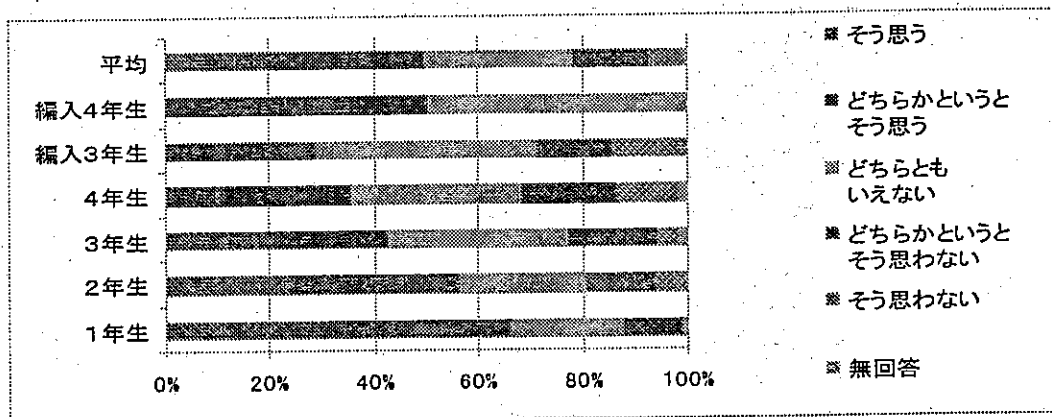


図5-3 学生同士が語らえる場所が整備してありますか

図5-4に「教職員からの学生への連絡方法は適切ですか」という問いに対する学生の回答を示した。約55%の学生は、「どちらともいえない」「どちらかというと思わない」「そう思わない」と回答しており、学生は教職員との連絡は上手く取れていないと感じている。

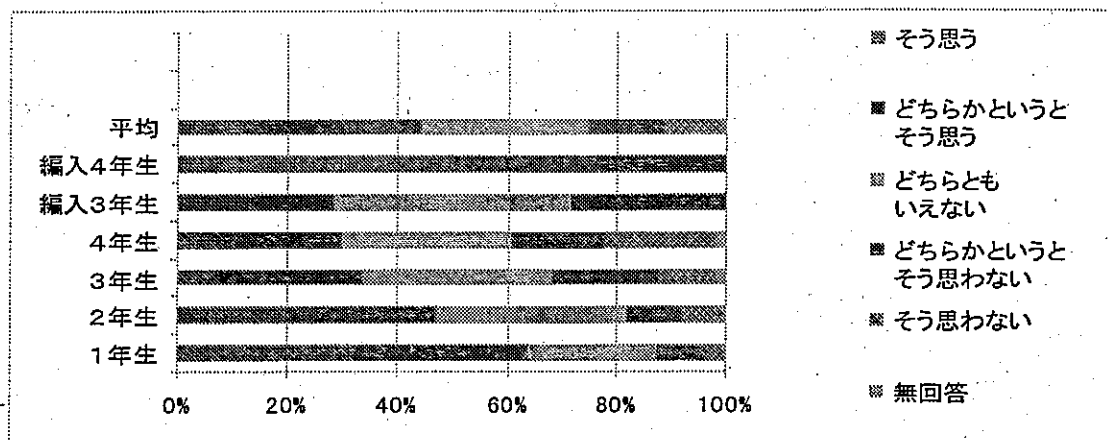


図5-4 教職員からの学生への連絡方法は適切ですか

3. 就職指導

(1) 学生の進路選択にかかわる指導の適切化

本学は、学生の適切な進路決定を支援するために、①進路の手引き作成とガイダンス、②就職説明会の開催、③保健師の就職活動相談会の開催、④チューターによる個別相談、⑤就職コーナーにおける情報提供を行っている。学生委員会の進路指導担当者が中心となり、進路ガイダンス及び就職説明会、進路調査を実施し、チューターとの情報共有を行っている。

①進路の手引き作成とガイダンス

進路の手引きを作成し、3年次の1月に、進路の手引きを用いて進路ガイダンスを行っている。手引きの内容は、看護系大学卒業生として考えられるさまざまな進路や、本学の支援体制及び活用できる資源、就職活動の注意事項、前年度の求人実績、前年度の進路実績である。また、卒業後のキャリア開発について説明している。

②就職説明会

就職説明会は赤十字中部ブロックの19病院を中心に、全国の赤十字病院、近隣及び実習病院等から、看護部長及び人事担当者の参加を得て実施している。パワーポイントを用いた病院概要プレゼンテーションと、ブースに分かれての個別相談の2部制としている。これによって、各病院の特徴を理解すると同時に、具体的な個別相談ができるようになっている。

③保健師の就職活動相談会

就職説明会の個別相談ブースでは、企業・行政で働く保健師のブースを設け、保健師としての就職を希望する学生の相談に対応している。平成18年度と19年度は、日本赤十字愛知短期大学地域看護学専攻科卒業生の保健師3人を、平成20年度は第1回卒業生2人を招いた。

(2) 就職担当部署の活動上の有効性

学生委員会の委員2人と学務課職員2人が活動を行っている。学生委員会の委員は、学生向けに進路ガイダンスや就職説明会を企画し、学務課職員は、求人情報、資料の整理、就職コーナーの整備にあたっている。就職コーナーには、求人情報や資料を展示している。また、就職した卒業生からの活動状況の写真や卒業生の声を掲示している。

(3) 就職統計データの整備と活用状況

大学基礎データ表8に示すように、平成20年度就職状況は、卒業生140人のうち、看護師として医療機関に就職が130人(93%)、保健師として民間企業・官公庁に就職が4人(3%)、進学が3人(2%)、その他3人(2%)である。その他は、看護師国家試験不合格者と専業主婦の道を選択した学生である。また進学は、助産師学校への進学である。就職率としては、実質100%である。

進路調査を3年次1月と、4年次の4月と11月に進路調査を実施し、学生個々の進路希望及び決定状況について把握している。調査結果は、速やかにチューターに報告し、個別指導につなげている。

4. 課外活動

(1) 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導・支援

本学では、課外活動を大学の重要な教育活動の一環として位置づけている。学生の自由な選択意思と主体的行動をもとに、団体構成員相互の責任と人間関係を円滑に保持し、リーダーシップやメンバーシップ等を学びながら人間的に成長することを目的とした集団活動である。この課外活動のための施設として、学生クラブ室、体育館、多目的グラウンド、テニスコート等がある。

本学での課外活動の主なものは、サークル活動である。サークル活動は学生自治会が管轄しており、この自治会活動を学生委員会が支援している。学生自治会活動は、入学時に4年間分の学生自治会費30,000円(年額7,500円)を全入学生から徴収し、その資金で運営している。この自治会費から、構成メンバーが5人以上で活動費を希望するサークルに対し、年額上限30,000円を配分している。

本学は開学して6年目であり、15サークルが安定して活動している現状である。その反面、毎年メンバー不足によっていくつかのサークルが廃部に到り、また、新たなサークルが設立するという状況でもあり、平成21年度現在、スポーツ系9、文化系5、その他ボランティア関係3、の計17サークルが活動している。

この活動を支援するために、活動予算が30,000円を超過する場合には、大会参加費及び必要備品の購入資金として、日本赤十字豊田看護大学クラブ助成金(以後、「クラブ助成金」という)の制度を設けている。クラブ助成金は10万円であり、希望サークルが複数の場合、1サークル30,000円を上限として分配している。

予算の都合上、類似サークルの乱立を防ぐこと、各サークル活動の活性化を促すことを目的に、1教員が顧問となるサークルを1つに限定し、その活動を責任もって支援することになっている。

毎年入学式後間もなく、在学生が新入生歓迎会を開催している。そこで各サークルが活動を紹介し、新サークル員を勧誘し人員の確保に努めている。平成21年度4月現在の学年別加入者数と加入割合を表5-4に示す。3年後期から臨地での看護学実習が開始されるため、4年生で脱会するものが多く、加入率が低下している。しかし、1年生は90%を超える加入率である。

表5-4 学年別サークル加入者数と加入割合一覧

		1年生 (137人)	2年生 (134人)	3年生 (146人)	4年生 (143人)	計
加 入	男性(人)	6	11	10	10	37
	女性(人)	121	98	97	26	342
未加入(人)		10	25	39	107	181
加入率		92.7%	81.3%	73.3%	25.2%	67.7%

(2) 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

学生自治会活動の支援を学生委員会が担当している。自治会活動は、本来ならば、学生が自分でやっていくものであるが、本学では学生自治会役員が学生からの苦情のはけ口となっていて、ところもあり、役員が被るストレスが大きかった。開学5年目にしてようやく規約が整い、その規約に則って活動ができる状況になった。それまでは、学生自治会の行事があるごとに、役員の支援のために1回/週のペースで相談・助言の機会を持った。平成19年度からは、学生自治会活動の促進を自治会役員とともに検討することと、自治会役員の精神的な支援を行うことを目的に、毎年4月に開催している自治会総会前後に数回ずつ意見交換・助言をする機会を設けている。

その他、毎年5月の大学祭開催に向けて12月に大学祭実行委員を立ち上げている。大学祭まで月1回の学生委員会でその進行状況が報告できるように、必要時意見交換を行っている。特に、大学祭開催間際には、自治会役員・大学祭実行委員と教職員が打ち合わせのために意見交換を行う機会を設けている。

【点検・評価】

目標①「奨学金制度の充実により、学生への経済的支援を図る」

A. 目標の達成度

平成20年度の4学年全体での奨学金制度の利用状況は、学生支援機構が138人、赤十字関係奨学金が352人、その他奨学金が34人と約77%の学生が何らかの奨学金を利用している。平成21年度の4学年全体での奨学金制度の利用状況は、学生支援機構が160人、赤十字関係奨学金が350人、その他奨学金が37人と約81%の学生が利用している。

平成20年度自己点検・評価アンケートでは、「奨学金制度に満足していますか」という問いに対して、4学年全体で「そう思う」が34.5%、「どちらかというと思う」が25.2%で、全学生の約6割が満足している。また、平成21年度自己点検・評価アンケートでは、「奨学金制度に満足していますか」という問いに対して、4学年全体で「そう思う」が43%、「どちらかというと思う」が19%で、全学生の約6割が満足している(図5-5)。

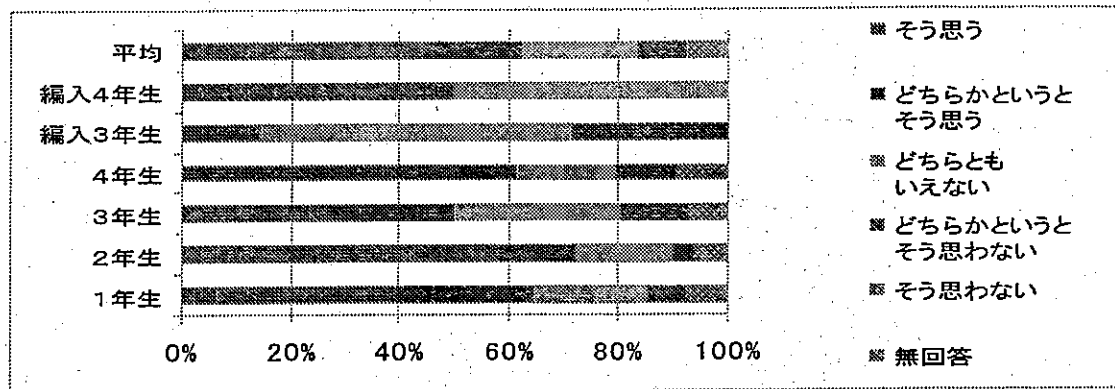


図5-5 奨学金制度に満足していますか

B. 効果があがっている事項

日本赤十字社各医療施設の奨学金制度は、中部地域の赤十字病院が中心であったが、関東や関西地域の赤十字病院へも拡大することができた。また、平成20年度入学生から日本赤十字社愛知県支部特別奨学金制度を導入し、一般入学試験の成績優秀者20人に対して返還免除制度のある奨学金を貸与しており、現在40人の学生が受給している。これらのことが、奨学金に対する高い満足度の要因と思われる。

C. 改善が必要な事項

①編入学生への経済的支援

奨学金制度について、編入学生の約30～50%が不満足である。日本赤十字社各医療施設の奨学金制度の対象者は病院に就職を希望する者であり、病院への就職を希望しない編入学生がこの奨学金制度を利用することはできない。このことが編入学生の奨学金に対する不満の原因の一つと考えられる。今後は、編入学生への経済的支援に力を入れる必要がある。

②奨学金の返還

奨学金を貸与されている学生の中に、精神問題等により学業を継続できない学生がいる。現在休学をしているが、奨学金返還の問題が生じる可能性がある。今後、学生や保護者への負担が生じないよう適切な対応を行う必要がある。

目標②「学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮のための相談システムの強化を図る」

A. 目標の達成度

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮のための相談システムの強化を図るために、定期健康診断に加え、健康管理系の教員による健康相談・生活相談を実施して、学生の健康の保持・増進に努めている。また、現在流行している新型インフルエンザに対しても感染対策本部と連携して学生の感染予防に努めている。

相談システムとして、専門カウンセラーによる相談、母性看護学の教員による母性相談、チューターによる相談がある。これらの相談内容で、情報共有が必要であることは、学部長、学務部長、学生委員長、チューター等で行い、適切な対応をとっている。

B. 効果があがっている事項

①健康の保持・増進

学生の健康の保持・増進及び安全・衛生面について、感染予防の活動を視野にいれた対応をしており、十分とはいえないまでも、身体的な健康問題への対応体制はできているといえる。平成21年4月から学務課に看護師資格を持つ職員が配置され、突然の対応が必要な時や日常の健康相談や生活指導を含め、タイムリーに対応できるようになった。

②チューター制度

平成21年度自己点検・評価アンケートで、学生には「チューター制度を利用していますか」、教員には「チューター制度を学生は上手く利用していると思いますか」と質問した。その結果を図5-6に示す。1年生は、「チューター制度を利用していますか」という問いに対して、「そう思う」「どちらかというと思う」と答えたものが63%であるが、4年生は約30%と最も低く、学年があがるに従い減少する傾向がみられた。平成21年度は、チューター担当方法の変更と同時にチューターと学生が交流できる時間を設定する等チューター制度の充実を目指してきた。学生生活のスタートである1年次は、生活環境の変化に伴うストレスも増加する時期であり、大学の中で最も身近な存在として、チューター制度が機能する必要がある。1年生のチューター制度への高い評価は、チューター制度が機能していることを示すものである。

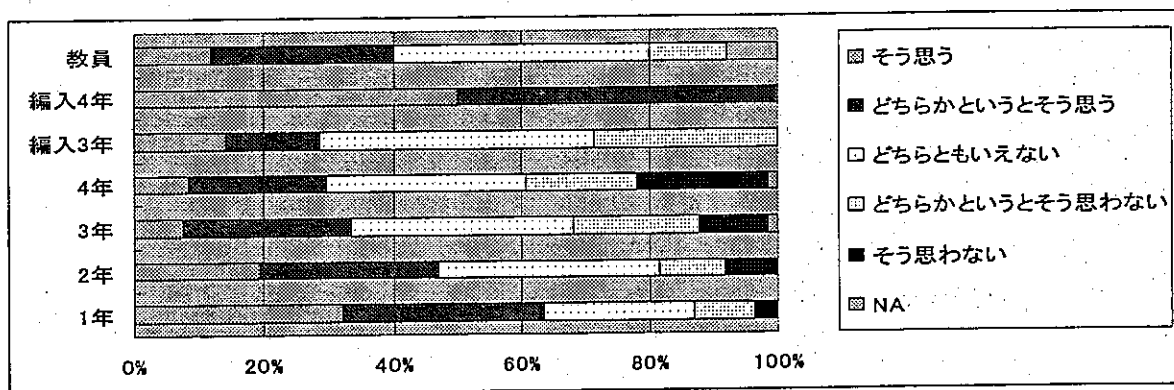


図5-6 チューター制度の利用状況

C. 改善が必要な事項

①健康の保持・増進

健康診断で問題にならない学生でも、特に一人暮らしを始めた学生は、健康的な生活をしておらず、健康に対する自己管理能力は未熟な傾向にあるといえる。

②ハラスメント

ハラスメントに関する問題は、学生便覧に掲載するとともに相談員の設置をして学生に周知しているが、十分とはいえない。この問題は、表面化しにくい性質を有するので、相談がなかったからといって安心するわけにはいかない。まずは、学生並びに教職員のハラスメントに対する理解を深め、現状の実態をとらえることができる関係性の確立が必要となる。

③学生相談及び生活相談

平成19年度に開始した母性相談の相談数を加えると、相談者数は増加していたが、20年

度は減少した。相談員より「カウンセリングの継続を勧めても、授業の空き時間がないために、欠席しないように学生相談を受けることが難しい」という意見があった。精神医学的な問題を抱える学生や、適性について悩んでいる学生は増加傾向にあるにもかかわらず、学生相談を利用する学生数は減少していることから、学生相談が十分に機能していない現状がある。

④不登校の学生への対応状況

チューターは、学部長並びに学務部長及び学生委員会と協働して学生を支援している。特に、1・2年次には学修及び生活指導に力を入れている。しかし、チューターは臨地実習指導等で学内不在が多く、学生が相談に来て面会が難しい現状がある。

目標③「学生の進路選択にかかわる指導の適切化を図る」

A. 目標の達成度

進路ガイダンス及び就職説明会後に、学生アンケートを実施し、学生から「看護職としての将来を考えるきっかけになった」「就職についての不安が軽減した」等ガイダンス及び就職説明会を評価する多数の回答を得た。このことから、学生の進路選択にかかわる指導が適切であるといえる。

B. 効果が上がっている事項

3年次1月に、就職ガイダンス及び就職説明会を行い、その後は適宜に進路調査を実施することで、チューターによる進路指導や個別相談の機会になっている。現時点では、これらのサポートで、学生の希望に応じた進路選択ができています。

C. 改善が必要な事項

平成21年度自己点検・評価アンケートによると、「就職に関する情報は適切に提供されますか」という問いに対して、4学年全体では「どちらともいえない」「どちらかというと思わない」「そう思わない」が70%を占めている（図5-7）。

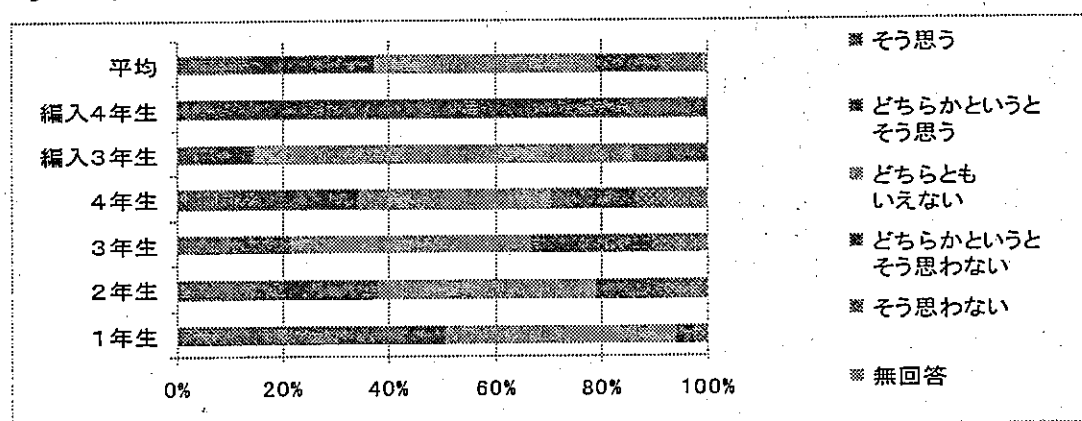


図5-7 就職に関する情報は適切に提供されていますか

【改善方策】

目標①「奨学金制度の充実により、学生への経済的支援を図る」

A. 長所の伸長方法

①日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金は、インターネットを活用した申込等利便性が図られ利用者も増加している。今後も、チューターが中心となって奨学金の返還の重要性を理解させ、学業成績の向上のための指導を行う。

②日本赤十字社関連の奨学金

本学の特色である日本赤十字社各医療施設の奨学金は、対象施設及び募集人員ともに年々増加している。これらの奨学金制度は、卒業後一定期間勤務することで返還免除となることが多く、経済的な負担軽減とともに就職先の早期決定というメリットがある。奨学金制度を持たない赤十字病院には制度設置の検討を依頼し、奨学金制度をもつ施設には貸与条件の拡充の検討を依頼する。

B. 問題点の改善方法

①編入学生への経済的支援

日本赤十字社各医療施設に協力を依頼し、編入学生を対象とした奨学金貸与施設・貸与条件の拡充を図る。

②奨学金の返還

日本赤十字社各医療施設の奨学金制度を活用していても、進路変更等で卒業後の就職義務が履行できないケースがある。日本赤十字社各医療施設の奨学金制度の活用を決定する際には、チューターから学生や保護者に対し、本奨学金制度の理解を重ねて促す。奨学金に関する問題が発生したら、チューターは問題点の把握と分析を行い学生委員会へ報告し、学生委員会は該当学生の状況を協議し、学部長と協働で学生の指導・支援にあたる。その際、発生する個人情報については共有守秘項目として関係者内での管理を行う。

③授業料の納付困難

保護者のリストラや転職、自営事業の不振等で、授業料の納付が困難となった学生に対し、現在、分割納付等個別に対応している。今後は、授業料の減免措置等の対応について問題提起し、議論を継続する。

目標②「学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮のための相談システムの強化を図る」

A. 長所の伸長方法

①健康の保持・増進

学生の健康問題により早期に対応し、継続させていくためのシステムづくりが必要である。将来保健室には、専任の健康管理者の配置が望まれる。また、校医や専門家による健康相談が、身近に受けられるような体制と環境面の改善が必要である。

②チューター制度

チューターは、成績配布等定期的に学生と接触をもち、学生との連絡方法を確認している。しかし、気軽な相談ということを活発にするためには、教員のオフィスアワーを学生に明示す

る等の対策も必要である。

B. 問題点の改善方法

①健康の保持・増進

健康診断で問題にならない学生でも、特に一人暮らしを始めた学生は、健康的な生活をしておらず、健康に対する自己管理能力は未熟な傾向にあるといえる。このため、生活指導の方法について健康管理係と学務課職員（看護師）が学生への個別指導を検討している。

②ハラスメント

ハラスメントの予防に向けて、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等大学内で起こりうると想定されるすべてのハラスメントの理解や教育の強化を図る必要がある。このため、研修会の実施を行う。

③学生相談及び生活相談

学生相談に関する学生への広報は、入学時のオリエンテーションや各学年のガイダンスで紹介し、相談日を学生掲示板に掲示している。しかし、相談員が学外の非常勤であり、学生にとっては、相談する相手の“顔”が見えないために、学生相談を身近に感じられず、敷居が高く感じられる状態が続いていたものとする。学生との距離を縮め、学生相談の敷居を低くするために、相談員の自己紹介・相談数の公開をする等学生相談室からのアピールを推進する。

また、学生相談者を増やすため、箱庭療法をその道具としてPRすることも一方法である。相談目的ではなく、箱庭療法を体験するために気軽に来室することによって、学生相談室への抵抗感を少なくできるのではないかと考える。

さらに、精神医学的な問題を抱える学生数は、今後確実に増加するものと思われる。月2回の相談日では適時に対応しきれないことも考えられる。そのため、相談回数の増加、学生相談室と大学との連携の強化や精神科医への相談システム、緊急時の対応・連携の体制・組織化を検討し推進する。

④不登校の学生への対応状況

学生は、看護学臨地実習中、看護学の教員と共に過ごす時間が多くなるために、実習中に生活上の相談をすることが多い。また、学生は、自分の問題解決のため相談相手をその内容によって選択している。そこで、チューター制度を核としながら教員らが学生の問題を共有・協働し支援する等、大学全体での支援体制・組織作りを行う。

目標③「学生の進路選択にかかわる指導の適切化を図る」

A. 長所の伸長方法

卒業生の就職後の職場でのリアリティショックの状況や離職状況等の調査を計画的・継続的に行う必要がある。特に、就職先と学務課・チューターとの連絡を密にとり、連携を深めていく。赤十字医療施設中部ブロック看護部長会議や病院説明会等の機会を利用し、積極的な情報交換を行い、卒業生の個別的な支援ができる体制の整備や卒業生が就職先にうまく溶け込んでいけるような支援体制を構築する。

B. 問題点の改善方法

学生が落ち着いて情報収集や、資料の閲覧ができるような広さを持つ就職コーナー場所の設置や展示方法を検討し、充実させる必要がある。就職コーナー専用の机と椅子の設置や落ち着いて資料が検索できる場所を確保するため、就職コーナー場所の移動や設備について検討している。

第6章 研究環境

【到達目標】

看護学の向上に資する研究活動の遂行と成果達成に支障のない研究条件、研究環境を実現する。研究環境を整備し、教員の研究活動を推進することによって、研究成果を着実にあげ、学生の教育及び社会に還元されるようにする。

【具体的目標】

- 1 科学研究費補助金等の外部資金を確保する。
- 2 論文等研究成果の発表を促進する。

【現状の説明】

1. 研究活動

(1) 論文等研究成果の発表状況 (大学基礎データ表24、25参照)

教員による論文等研究成果の発表状況は、平成16年度から毎年刊行している日本赤十字豊田看護大学紀要に、前年度研究業績を毎年集約し掲載している。表6-1に過去5年間の論文等研究成果の発表状況を著書、学術論文、学会発表、その他にまとめた。平成20年度は、他年度に比較して学術論文数が減少している。次年度の論文等の発表状況を見極め、原因を分析する必要がある。

表6-1 論文等研究成果の発表状況

年度(平成)	著書	学術論文	学会発表	その他
16	6	28	30	23
17	5	22	43	20
18	2	18	35	14
19	2	20	49	20
20	1	8	33	18

(年度以外の数字は件数)

(2) 日本赤十字豊田看護大学紀要の発行

本学における教員等の教育・研究成果を広く看護界に発信し、看護学の向上と発展に寄与するために、平成16年度の開学年度から原則毎年1回、日本赤十字豊田看護大学紀要を発行している。平成16年度から平成20年度までの紀要の発行状況を表6-2に示した。平成19年を除き、毎年4～7編の論文が本学の紀要に掲載されている。配布先は、大学・短期大学、赤十字関係等であり、発行部数は平成16年度から平成19年度までが700部、平成20年度が600部である。平成18年度発行の紀要から医学中央雑誌に登録され、広く著者抄録利用が可能となっているが、本学紀要全文をホームページで公開することは現時点では行っていない。

表6-2 日本赤十字豊田看護大学紀要の発行状況

発行年 (平成)	巻	掲載 論文数	内 容						ページ 数	印刷 部数
			総説	原著	研究報告	実践報告	資料	その他		
16	1	5	1	1	2	1	0	0	50	700
17	2	7	0	0	1	0	2	4	53	700
18	3	6	1	0	2	0	1	2	48	700
19	特別*	2	0	0	0	0	0	2	23	700
20	4	4	1	0	2	0	1	0	37	600

(年度、巻、ページ数、印刷部数以外の数字は件数)

*平成19年度は、投稿原稿がなかったため、退職した学長の卒業式式辞と教授の特別寄稿2編を掲載し、特別号とした。

表6-3に平成21年度自己点検・評価アンケートの紀要に関する教員の意見をまとめた。これによると、紀要の査読の基準、査読者の指摘、投稿規程について、査読経験者は査読基準が明確であるとする意見が多く、投稿経験者は査読者の指摘に満足していない。しかし、投稿規程は分かりやすいと評価していた。

表6-3 紀要に関する教員のアンケート調査結果

	そ う 思う	どちらかとい うと思う	どちらとも いえない	どちらかとい うと思うわ ない	そう 思わ ない	無回答	計
査読の基準は明確か（査 読者のみ回答）	12	4	8	8	0	68	100
査読者の指摘は適切か （投稿者のみ回答）	4	8	16	8	0	64	100
紀要の投稿規程は分かり やすいか	20	40	24	4	0	12	100

(単位：%)

2. 経常的な研究条件の整備

(1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

本学の専任教員1人あたりの研究費は284,636円であり（大学基礎データ表29）、専任教員の研究旅費は1人あたり150,000円を上限としていた（大学基礎データ表30）。学内での申請に基づき審査を経て交付する研究費は設定していないが（大学基礎データ表31）、研究費総額に対する科学研究費補助金の割合は、平成18年度が8.3%、平成19年度が23.3%、平成20年度が37.5%となった（大学基礎データ表32）。

本学の教員研究費は、各教員（教授、准教授、講師、助教、助手）に配分される個人研究費と研究旅費とからなる。個人研究費の15%相当額は、共通経費として電気代・一定の消耗品代・文献複写代等に充てるため一律に徴収する。これらの額は平成16年度の開学時から一定である。

平成19年度からは、学校教育法の一部改正により、助教授の職位が廃止され、准教授と助

教の職位が新たに導入された。個人研究費、研究旅費、共通経費について表6-4、6-5に示した。個人研究費については、教員個々の研究内容によって、使途や各費目によって選択される。すべて事務が決裁をとって購入するようになっている。研究旅費は職位を問わず、一律同額である。過去5年間の教員研究費の執行率は高くはなく、他大学の水準より高額となっていた。そこで、平成21年度に研究費のあり方を変更した。まずは、個人研究費と研究旅費をまとめ教員の研究での使用を柔軟にし、共通経費を廃止した。また、研究費の過去5年の執行率を考慮し、教授が29.2%、准教授が34.6%、講師が38.2%、助教が26.3%、助手が46.9%削減した。過去の実績から判断すると、この減額により教員研究費の執行率は90%以上になると見込んでいる。

表6-4 教員研究費、研究旅費（平成16年度～18年度）（単位 円）

	個人研究費				共通経費				研究旅費			
	平均執行率 (%)				平均執行率 (%)				平均執行率 (%)			
	1人当たり	16年	17年	18年	1人当たり	16年	17年	18年	1人当たり	16年	17年	18年
教授	637,500	71	55	63	112,500	100	78	83	150,000	66	82	72
助教授	425,000	81	90	95	75,000	100	78	83	150,000	89	88	51
講師	340,000	100	80	92	60,000	100	78	83	150,000	29	14	52
助手	212,500	—	100	94	37,500	—	78	83	150,000	—	83	44

表6-5 教員研究費、研究旅費（平成19年度～20年度）（単位 円）

	個人研究費			共通経費			研究旅費		
	平均執行率 (%)			平均執行率 (%)			平均執行率 (%)		
	1人当たり	19年	20年	1人当たり	19年	20年	1人当たり	19年	20年
教授	637,500	59	51	112,500	100	100	150,000	50	84
准教授	425,000	97	79	75,000	100	100	150,000	35	45
講師	340,000	98	66	60,000	100	100	150,000	38	45
助教	325,000	—	78	48,750	—	100	150,000	—	0
助手	212,500	92	72	37,500	100	100	150,000	29	37

（2）教員個室等の教員研究室の整備状況

大学基礎データ表35にあるように、本学には1室25.1㎡の個室が33室と1室43.9㎡の共同研究室が6室、さらに各領域研究室が6室確保されている。教授、准教授、講師には個室研究室を、助教、助手には共同研究室を提供している。共同研究室は、個人の使用区分を大きなパーティションで仕切り、静かな研究環境を提供できるように配慮している。また、共同研究室は、4人の教員が使用できる設定ではあるが、実際には2から3人の教員が使用しており、空間も十分にある。各研究室には、書架・机・椅子・パソコン・印刷機・電話・流し・情報コンセント・TVアンテナ端子などを整備している。

研究室は、年2回のフィルター交換及び床のワックスがけが実施されている。研究棟の最上階は、真夏には温度上昇が著しい。平成21年8月に研究棟西側の窓ガラスに遮熱フィルムを貼り、教育研究棟の温度上昇の推移を経過観察している。この状況を分析しながら、適切な改善策を講じる必要がある。

(3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

表6-6に平成21年度自己点検・評価アンケートの研究に関する教員の意見をまとめた。これによると、研究に必要な図書入手しやすい環境ではあるが、研究のための時間の確保や研究に必要な人的資源が少ないという回答が多くみられた。

表6-6 平成21年度 研究に関するアンケート調査結果

(単位 %)

	そう思う	どちらかという うとそう思う	どちらとも いえない	どちらかという とそう思わない	そう思わない	無回答	計
学外研究者と共同研究を行いやすい環境か	16	20	20	8	28	8	100
研究のための時間を確保しやすい環境か	4	24	16	12	40	4	100
研究のための人的資源は確保されているか	4	8	44	8	32	4	100
研究に必要な図書入手しやすい環境か	28	40	8	8	12	4	100
海外研修に参加しやすい環境か	0	8	28	32	28	4	100
研究費については適当か	12	20	36	4	24	4	100
研究旅費については適当か	16	8	44	8	16	8	100

研究時間を確保するためには、講義時間数、実習時間数、各種委員会に関わる部分のバランスが必要となる。殊に看護学教員（成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、地域看護学）においては、ほぼ年間を通して看護学実習が開講されており、研究時間の確保が難しい状況にある。さらに看護学教員は、欠員、産前産後休暇、育児休暇等が常時ある。そこで、研究時間を確保するためには、欠員の一刻も早い解消のため、教員の公募を積極的に行い、育児休暇等をとる教員のための補助教員の確保に努めている。しかし、補助教員の確保は効果的には進んでいない。

(4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

各教員の研究及び教育力の向上を図るためには、学会や研究会への参加活動を奨励している。多くの看護大学も看護教員の实習は、ほぼ年間を通して実施していることもあり、多くの学会が土曜日・日曜日に実施されていることが多い。そのため各領域内の教員の相互の理解等で、できるだけ希望の学会に参加することができるよう協力、努力をしている。また、本学の規程、「日本赤十字豊田看護大学教員の自主計画研修取扱要領」において、本学の授業及び入学試

験、各種委員会等の公務に支障のない範囲で、教員が自主的に計画した研修を行う場合に必要な事項を遵守した上での研修は認められている。

(5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学には、共同研究費の制度化はないが（大学基礎データ表31参照）、日本赤十字学園が交付する赤十字と看護・介護に関する研究助成に多数応募しており、共同研究費の役割を果たしている。

3. 競争的な研究環境創出のための措置

(1) 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

大学基礎データ表33にあるように、科学研究費への申請を毎年7～17件申請しており、その採択率は11.8～36.4%である。また、大学基礎データ表34にあるように、専任教員の平成20年度の科学研究費補助金の交付額は、8,591,025円である。

表6-7に科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択状況については、平成17年から21年までを示した。科学研究費補助金の獲得のために、科学研究費補助金を多数獲得している教員並びに外部講師から科学研究費補助金獲得のコツの講義を実施している。また、研究助成財団の紹介を行っている。

表6-7 研究助成金の申請とその採択状況（助手を含む）

年度 (平成)	文科省科学研究費				その他				合計	
	申請件数	採択件数	採択率 (%)	金額 (千円)	申請件数	採択件数	採択率(%)	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
17	7	2	28.6	2,204	0	0	0	0	2	2,204
18	17	2	11.8	4,197	4	4	100.0	4,036	6	8,233
19	11	4	36.4	7,472	6	2	33.0	4,768	6	12,330
20	9	2	22.0	8,929	5	4	80.0	3,608	6	12,537
21	17	4	23.5	15,340	11	6	54.5	4,235	10	19,575

4. 倫理面からの研究条件の整備

(1) 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

平成16年（開学年度）より、日本赤十字豊田看護大学研究倫理委員会が教授会規程により設置された。研究倫理委員会の定めた重点的な審査方針は、提出された研究計画書が、研究または調査における研究対象者の権利保護がなされているかを審査することである。研究計画書の審査は、研究倫理委員会より依頼を受けた学内の教授複数によって、判定の為のチェックリストに基づき実施される。表6-8に平成21年度自己点検・評価アンケートの研究倫理に関する教育の意見をまとめた。その結果、60%の教員が、研究倫理は守られていると認識している。

表6-8 平成21年度 研究倫理に関するアンケート調査結果

(単位 %)

	そう思う	どちらかとい うとそう思う	どちらとも いえない	どちらかとい うとそう思わない	そう思わない	無回答	計
学内で研究に 関する倫理は守 られていると思 うか	16	44	24	0	8	8	100

【点検・評価】

A. 目標の達成度

①科学研究費補助金等の外部資金の確保

科学研究費への申請は平成21年度に増加傾向になったが、他の研究助成財団への応募はない状況である。

②論文等研究成果の発表の促進

研究活動は日本赤十字豊田看護大学の理念・目的を達成するための必要十分条件として義務付けられる。ほとんどの教員の研究内容・活動状況は幅広く展開されており、本学の研究活動は大学の理念・目的を達成する方向と一致している。

B. 効果があがっている事項

①科学研究費補助金等の外部資金の確保

科学研究費への申請並びに採択は継続している。

②論文等研究成果の発表の促進

ほとんどの教員は、幅広い研究活動を展開している。

C. 改善が必要な事項

①科学研究費補助金等の外部資金の確保

本学教員の全員の科学研究費補助金への応募を促し、高い採択率をめざしているが、残念ながら教員の全員応募には至らず、採択率の上昇もない。

②論文等研究成果の発表の促進

開学以来、研究成果をほとんど発表していない教員も少数みられ、大学教員としての資質が問われる。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

①科学研究費補助金等の外部資金の確保

本学教員の全員の科学研究費補助金への応募を促し、高い採択率をめざしており、科学研究費補助金を多数獲得している教員並びに外部講師から科学研究費補助金獲得のコツの講義を年に複数回実施している。今後も、このような講義を開催し、外部資金の獲得の努力をする。

B. 問題点の改善方法

①科学研究費補助金等の外部資金の確保

研究の活性化及び安定化には、外部資金獲得が必要である。本学の教員は、科学研究費補助金や赤十字と看護・介護に関する研究助成への申請はみられるが、それ以外の外部資金獲得を紹介はしているにもかかわらず、申請は十分とは言えない。これ以外の外部資金の情報提供をメール送信するのみではなく、個人に適した情報を特定して提供する等の方策をとる。

②論文等研究成果の発表の促進

学内外での研究成果の発表を支援する体制をとる。看護学教員は、年間を通しての実習指導が多いが、学会で発表する機会を逸することのないように支援システムをつくる。また、平成21年度に教員研究費の金額を変更しており、教員研究費の執行状況と研究成果の発表を分析し、今後の教員研究費の金額などを検討する。1年間の教員の教育研究活動の把握はしており、研究活動が活発でない教員との面接をする予定である。

第7章 社会貢献

【到達目標】

本学は設立時において三河地方唯一の看護系大学として開設された。したがって看護師の養成だけではなく、広くWHOの推進するヘルスプロモーションの概念に基づいて、わが国の国策「健康日本21」の当地区におけるシンクタンクの役割も持っている。ヘルシーシティズの学問的中核を志向、地域住民サービス、生涯学習の援助等を行う。そして学内外において地域住民との交流を推進することによって、地域ニーズを踏まえ、地域の保健・医療・福祉の向上に貢献できることを目的とする。

【具体的目標】

- 1 本学での教育課程の特色のひとつである地域の災害救護における役割を担う。
- 2 公開講座の開催並びに本学教員の講座への積極的な派遣によるヘルスプロモーション活動を行う。
- 3 本学施設を地域に広く開放する。

【現状の説明】

1. 社会への貢献

(1) 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

本学は、開学時より地域でヘルスプロモーション活動を展開することをその役割としており、その活動の拠点となる講堂（584人収容）とのヘルスプロモーションセンター

（545.29m²）を、大学の他の施設とは独立して市民・住民が活用できるように建物の設計段階から準備している。このヘルスプロモーションセンターには、日本赤十字社のこれまでの活動の記録、愛地球博で使用された展示品及びこれまでの赤十字の歴史的な品々を展示した常設展示室も設置されている。

本学での教育課程の特色のひとつである地域の災害救護対策における役割を担うために、①災害救急看護学の授業を地域の防災訓練等と連携、②地域住民を対象とした赤十字講習会（地域の災害救護対策における役割を担うために）の開催、③災害対策がある。

①災害救急看護学の授業と地域の防災訓練等との連携

日本赤十字社愛知県支部主催の救護要員研修が本学を会場に開催され、名古屋第一赤十字病院、名古屋第二赤十字病院、愛知県警、豊田市消防局などの地域の関係者とともに、本学の3年生が災害・救急看護学演習授業の一環として参加した。災害救護シミュレーションでは、本学の学生も傷病者や家族、救護員の役割を担った。

②地域住民を対象とした赤十字講習会の開催

日本赤十字社愛知県支部と連携をとり、赤十字講習会として、救急法講習会、家庭看護法講習会、幼児安全法講習会を開催している。平成18年度～平成20年度までの開催状況を表7-1に示した。毎年3つの講習会を開催し、受講定員を満たしている。

③災害対策

本学の実習室や体育館は、実際の災害時に酸素が供給できるように設計されており、体育館

下の備蓄庫と共に、近い将来発生することが予想されている東南海地震における三河地区の災害時の救護拠点となれるように準備を進めている。

表7-1 赤十字講習会の開催状況

平成18年度 赤十字講習会

項目	日時・場所	内容	受講者数
①救急法講習会	平成18年8月21日(月)～8月24日(木) 9:00～17:00 ヘルスプロモーションセンター	病気やけがや災害から自分自身を守り、けが人や急病人を正しく救助し、医師や救助者(救急隊員など)にわたすまでの応急手当の方法を実技主体で指導した。	30人 定員30人
②家庭看護法講習会	平成18年9月8日(金)、9月9日(土)、9月15日(金)、16日(土) 9:30～16:30 看護実習室	お年寄りやご家族が生き生きと暮らせるよう、家庭で役立つ介護の仕方や病気の予防について指導した。	20人 定員20人
③幼児安全法講習会	平成19年3月1日(木)～3月3日(土) 10:00～16:00 看護実習室	小さな子供を大切に育てるために、子供に起こりやすい事故防止・応急手当・育児に対する基礎知識及び介護の方法を指導した。	20人 定員20人

平成19年度 赤十字講習会

項目	日時・場所	内容	受講者数
①救急法講習会	平成19年8月20日(月)～8月23日(木) 9:00～17:00 ヘルスプロモーションセンター	病気やけがや災害から自分自身を守り、けが人や急病人を正しく救助し、医師や救助者(救急隊員など)にわたすまでの応急手当の方法を実技主体で指導した。	30人 定員30人
②家庭看護法講習会	平成19年9月12日(水)～9月15日(土) 9:30～16:30 看護実習室	お年寄りやご家族が生き生きと暮らせるよう、家庭で役立つ介護の仕方や病気の予防について指導した。	20人 定員20人
③幼児安全法講習会	平成20年2月28日(木)～3月1日(土) 10:00～16:00 看護実習室	小さな子供を大切に育てるために、子供に起こりやすい事故防止・応急手当・育児に対する基礎知識及び介護の方法を指導した。	20人 定員20人

平成20年度 赤十字講習会

項目	日時・場所	内容	受講者数
①救急法講習会	平成20年8月18日(月)～8月21日(木) 9:00～17:00 ヘルスプロモーションセンター	病気やけがや災害から自分自身を守り、けが人や急病人を正しく救助し、医師や救助者(救急隊員など)にわたすまでの応急手当の方法を実技主体で指導した。	30人 定員30人
③家庭看護法講習会	平成20年9月19日(金)、20日(土)、26日(金)、27日(土) 9:30～16:30 看護実習室	お年寄りやご家族が生き生きと暮らせるよう、家庭で役立つ介護の仕方や病気の予防について指導した。	20人 定員20人
②幼児安全法講習会	平成21年2月26日(木)～28日(土) 10:00～16:00 看護実習室	小さな子供を大切に育てるために、子供に起こりやすい事故防止・応急手当・育児に対する基礎知識及び介護の方法を指導した。	20人 定員20人

(2) 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

公開講座は、専門職業教育機関として、さらには赤十字の看護大学として具備している知識や技術を地域住民に広く役立ててもらうように、特に災害や有事を想定した講習会を織り交ぜながら、市民への還元事業として毎年開講している。したがって地域住民を対象とした講演会・講習会と、卒業生や地域医療機関に勤める看護師などのスキルアップを目的とした専門家を対象とした2部門での講座を開講している。大学基礎データ表10によると、年間5～8講座を開講し、1講座あたり28.6～40.6名の参加があった。平成16年度～平成20年度の公開講座開催状況を表7-2に示した。

表7-2 大学公開講座の開催状況

平成1-6年度 テーマ(一般) 大学と市民の交流「赤十字の活動と救護」

項目	日時・場所	内容	受講者数
①講演会	平成16年11月27日(土) 9:30～11:30 ヘルスプロモーションセンター	講演「赤十字と国際人道法について」 赤十字は様々な活動を世界中でしているが、これらの活動がどのような考え方に基づいて行われているかについて解説した。	16人
②救急法講習会	平成17年1月22日(土) 9:30～11:30 ヘルスプロモーションセンター	病気やけがや災害から自分自身を守り、けが人や急病人を正しく救助し、医師や救助者(救急隊員など)にわたすまでの応急手当の方法を実技主体で指導した。	6人
③家庭介護方法講習会	平成17年2月19日(土) 9:30～11:30 看護学実習室	豊かな高齢期を迎えるために、転倒予防等、自立をめざした日常生活方法について実技主体で指導した。	25人
④高齢者介護講習会	平成17年3月5日(土) 9:30～11:30 中講義室	豊かな高齢期を迎えるために、転倒予防等、自立をめざした日常生活方法について実技主体で指導した。	48人
⑤幼児安全法講習会	平成17年3月19日(土) 9:30～11:30 地域看護学実習室	小さな子供を大切に育てるために、子供に起こりやすい事故防止・応急手当・育児に対する基礎知識及び介護の方法を指導した。	19人
計		5講座	定員20人 114人

平成17年度 テーマ(一般)「パワーアップ からだもこころも生き生き健康」

講座名	日時・場所	内容	受講者数
①腫瘍マーカー	平成17年9月17日(土) 9:30～11:00 大講義室	がんを早期発見するために考えられた検査法を解説し、現状と今後の見通しについて紹介した。	61人
②こころの健康を考えていますか?	平成17年10月15日(土) 9:30～11:30 大講義室	講演:「こころの健康を考える」 体験:「ストレスチェック体験」	72人
③健康と食生活	平成17年11月5日(土) 9:30～11:30 セミナールーム	脂肪測定(肥満度) 食事の糖分・塩分測定 栄養バランスチェック	31人
④更年期の健康	平成17年12月10日(土) 9:30～11:30 セミナールーム	更年期は急激にホルモンの分泌が減少するため、心身ともにさまざまな不調が起こりやすい時期である。更年期を正しく理解し、上手に乗り切っていくための方法を一緒に考え、健康体操を実施した。	33人
計		4講座	定員50人 197人

テーマ（看護職）「看護研究・業務を活かす情報検索・統計処理」

講座名	日時・場所	内容	受講者数
①医中誌 Web 版、Webcat の利用法	平成17年10月15日（土） 9:30～11:30 LL教室	医学・看護文献データベース医中誌 Web 版の利用法及び蔵書情報データベース Webcat の利用法について解説した。	23人 定員50人
②Microsoft Excel によるデータ集計	平成17年11月26日（土） 9:30～11:30 LL教室	Excel の数式・関数利用の初歩、並べ替え機能・オートフィルタ機能、ピボットテーブル、グラフ作成機能の初歩を学習した。	52人 定員50人
③看護研究に活かす統計解析の基礎	平成17年12月10日（土） 9:30～11:30 LL教室	統計的推定・統計的検定の基礎を学び、なぜ看護研究に検定や推定が必要なのか、有意差とは何か、データの種類と利用可能な検定方法との関係について理解を深めた。	67人 定員50人
計		3講座	142人

平成18年度 テーマ（一般）「パワーアップからだもこころも生き生き健康」

講座名	日時・場所	内容	受講者数
①心の病気	平成18年6月24日（土）10:00～11:30 豊田産業文化センター	講演「子供の心の発達とコミュニケーション」	81人 定員70人
②あなたは大丈夫？	平成18年7月15日（土） 9:30～11:30 ヘルスプロモーションセンター	1) 転倒予防チェックリストによるセルフチェック 2) 血圧、握力、骨密度 3) 転倒予防の講話	49人 定員50人
③高血圧の健康管理	平成19年3月3日（土） 9:30～11:30 ヘルスプロモーションセンター	血圧測定法、運動量・強さによる血圧変動、呼吸法、食事と血圧、ストレス体操による緩和法などさまざまな血圧について探った。	40人 定員40人
計		3講座	170人

（保健・医療・福祉専門職）「看護研究・業務を活かす情報検索・統計処理」

講座名	日時・場所	内容	受講者数
①地域で生活する障害児・障害者を支えるサービスの仕組み	平成18年6月3日（土） 9:30～12:00 中講義室1	障害者自立支援法の解説（地域生活に関する先駆的実践報告も含む）	47人 定員60人
②看護研究入門	平成18年9月30日（土） 9:30～11:30 情報処理室	「看護研究入門」	29人 定員40人
③看護研究に活かす情報検索	平成18年10月14日（土） 9:30～11:30 情報処理室	「医学中央雑誌での情報検索（講義・演習）」	39人 定員40人
④看護研究に活かすプレゼンテーション	平成18年11月25日（土） 9:30～11:30 情報処理室	「パワーポイント講演会（初級）講義・演習」	30人 定員40人
⑤看護の高等教育化	平成18年12月16日（土） 10:00～11:30 看護実習室	高等教育化の動向、現状、課題を概説し、学生実習や新人教育につなげる。	10人 定員40人
計		5講座	155人

平成19年度 テーマ(一般)「パワーアップからだもこころも生き生き健康」

講座名	日時・場所	内容	受講者数
①尿失禁の予防と生活習慣	平成19年6月2日 (土) 9:30~11:30 ヘルスプロモーションセンター	軽度な尿失禁のある者に、日常生活において改善する方法を、また尿失禁を予防する生活行動について講義した。	17人 定員50人
②介護サービスの基礎的知識	平成19年6月23日 (土) 9:30~11:30 小講義室	制度やサービスについて学ぶ。また、本学老年看護の教育について知識を広める。	11人 定員50人
③ストレスとうまく付き合おう!	平成19年9月1日 (土) 10:00~11:30 中講義室	ストレスについての講話と対処法、希望者にはCOCORO METERでストレス測定。	38人 定員50人
④生活に、笑いとユーモアを	平成19年10月27日 (土) 9:30~11:30 中講義室	健康と笑い、ユーモアの関係について講話をした。その後、笑い、ユーモアを具体的に取り入れる練習をした。	29人 定員50人
⑤老人の心の病気	平成19年11月24日 (土) 9:30~11:30 中講義室	老人性うつ病、認知症の症状と予防、治療について講義した。	53人 定員50人
計	5講座		148人

平成20年度 テーマ(一般)「パワーアップからだもこころも生き生き健康」

講座名	日時・場所	内容	受講者数
1 第1回 心の健康シリーズ (発達障害)	平成20年6月28日 (土) 10:00~12:00 大講義室	コミュニケーション能力の発達の遅れが、アスペルガーなどの広汎性発達障害の基本症状である。心の理論からコミュニケーション障害の本質と対応を考える。	17人 定員50人
2 第2回 心の健康シリーズ (パーソナリティ障害)	平成20年9月27日 (土) 10:00~12:00 大講義室	性格は遺伝と各時代(乳児期・幼児期・児童期・思春期・青年期)での親子関係も含めた環境や出来事で形成される。そしてその性格のせいで生きづらい人生を送らなければいけない人々が、パーソナリティ障害と言われる。本人が自覚したり、周りが理解することで大変生きやすくなる。	29人 定員50人
3 第3回 心の健康シリーズ (うつ病)	平成20年10月25日 (土) 10:00~12:00 大講義室	ストレスが強ければすべての人が心の病気になりうる。うつ病もその心の病気の一つである。そして、うつ病も脳の病気である。現在国民の15%が一生に一度はうつ病になるといわれている。うつ病の正しい知識を持って、早期発見・早期治療、そして予防することを目指す。	43人 定員50人
4 はつらつ生活は食育から	平成20年11月8日 (土) 10:00~12:00 ヘルスプロモーションセンタ	健康を保つには、食育が重要であるという内容の講義を行なう。また簡単な料理の紹介も行なう。	17人 定員50人
5 第4回 心の健康シリーズ (認知症)	平成20年12月20日 (土) 10:00~12:00 大講義室	年齢とともに記憶障害は始まるが、認知症とは異なる。認知症は治らない病気ではない時代になってきている。認知症の実態と治療法を知り、早く適切な対応を考える。	38人 定員50人
計	5講座		144人

（３）教育研究の成果の社会への還元状況

当大学の敷地は、豊田市逢妻地域自治区管内に位置しており、年１回開催される「逢妻ふれあい祭り」に学校の有志がボランティアとして参加している。平成１７、１８年度は教職員４人、学生５人が、地域のヘルスサポーターと連携して、健康チェックと健康相談のコーナー及び日赤コーナーの展示を担当した。

平成１９年度からは骨密度計などを持参して、健康チェックコーナーと健康アンケートを実施し、地域住民の健康意識を高める動機付けとした。また、実施した健康アンケートの結果は教員・学生の研究方法の教材として活用し、その結果は住民の健康教育に活用していく予定にしている。また、年１回開催される大学祭では、地域住民を意識した「健康チェックコーナー」「子供コーナー」などを設け、学生だけではなく、地域住民全体に還元できる企画を実施している。

さらに、平成２１年より、大学教員によるチームの研究活動として、近隣の逢妻中学校の生徒を対象に超音波による骨密度測定と生活習慣アンケートを実施している。今後これらを継続すると同時に、数回の食生活や運動指導などに関する教育を中学校の担当教員とともに連携して行い、骨粗鬆症を中学生から予防するような食育につなげる予定である。

（４）国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

本学の教職員は国や地方自治体への政策形成にかかわる各種委員や、それぞれの事業達成のための講師などの役割を担っている（表７－３）。本学は看護系単科大学であるため、それらの協力は「健康日本２１」や「健やか親子２１」などをはじめとする健康対策の分野のみであるが、広く地域保健の範疇である町作りなどに関しても、幅広く貢献している。講師派遣としては他大学などの教育機関に対して、単に授業の担当者だけでなく、それぞれの教員の得意とする専門分野の特別講演なども数多く依頼されている。併せて地域の看護系大学の拠点として、地域の病院職員のレベルアップのため、最先端の情報を多くの機会を提供している。また、性教育など学校の教員では伝えにくい内容を、専門家として子供たちに伝えることも積極的に行っている。

さらに、教員は数多くの各種委員会などで専門的能力をもった有識者として、国の各種委員会委員から地域における小学校の評議員まで、広い分野で国や地方自治体等の政策形成に関与している。

表7-3 講師派遣及び各種委員への派遣

区分1	区分2	20年度	19年度	18年度	17年度
講師派遣	大学・専門学校など特別講演・及び授業	7	9	6	9
	性教育など高校・中学生対象の特別授業など	13	7	8	7
	健康講座など県・市町村などでの特別講演	7	4	12	7
	各種学会・協会での講演・シンポジスト	11	8	15	4
	病院職員などへの専門的講演及びアドバイザー	10	2	7	5
	各種団体などの依頼による、専門的特別講演	6	17	7	1
各種委員	各種専門学会における委員	4	8	6	0
	国、及び各自治体での各種審議会委員など	2	6	5	7
	各種団体における評議員など	3	0	3	10
	各種学校での学校評議員など	3	2	0	2
	その他	2	0	1	1

(5) 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

(3) 教育研究の成果の社会への還元状況でも取り上げた、「逢妻ふれあい祭り」への参加、逢妻中学校での骨密度測定、さらには学生の卒業研究としての名古屋市内2か所における地域の保健所と連携しての骨密度測定は、本学にある骨密度計の共同利用により実施され、ひいては住民の健康意識の向上に寄与している。

日本赤十字社愛知県支部の三河地区の災害救助拠点として、本学は実習室・体育館は緊急の治療場所となるための酸素投与を可能とする施設構造で作られている。さらに体育館下に各種の救護用資機材（毛布・緊急セット・安眠セット、テント・炊き出し釜等）が配備されている。同時に日頃は日本赤十字社愛知県支部による救護班や救護要員の研修場所として活用され、この地域、とくに三河地区においての災害救助の拠点としての役割も担っている。

また、施設開放に関しては、平日に閲覧のみではあるが図書館の開放を行い、本学のホームページを介しての蔵書検索などの電子媒体の活用も可能である。さらに、授業に差し支えない範囲での施設（体育館、テニスコート、教室）の貸出しを有料で行っており、地域住民や卒業生などが利用している。また、定期的な行事として、平成17年6月より当大学教員が理事をしているNPO（NPO「地域ケアを考える会」）に、月1回の割合で、ヘルスプロモーションセンター及び体育館を貸出し、NPOが開催する「父と子の日」に協力している。「父と子の日」とは、父親と子どものみが大学に来て、餅つき、田植え、稲刈り等の作業や遊びを行い、毎日育児をしている母親に十分な休養を与え、父親と子どもの結びつきを強めるために企画しているものであり、毎月多くの父と子どもの参加がある。また、この活動を支えるために本学の学生や地域住民が支援をしている。

【点検・評価】

A. 目標の達成度

①地域の災害救護対策における役割

赤十字の看護大学として地域住民を対象とした赤十字講習会（赤十字救急法、家庭看護法、幼児安全法）を開催することでの知識普及活動、また、日本赤十字社愛知県支部主催の救護要員研修に参加することでの災害救護能力の獲得と地域との連携強化、さらに、体育館下の災害救護品の備蓄や体育館及び実習室での非常時の呼吸管理のための酸素供給システムの整備など災害救護のための機材の準備を進めている。

②公開講座の開催並びに本学教員の講座への積極的な派遣等によるヘルスプロモーション活動

年間5～8講座を開講し、1講座あたり28.6～40.6人の参加がある。また、性教育等、高校・中学生対象の特別授業や健康講座など県・市町村などでの特別講演を年間11～27回行った。

③本学施設を地域に広く開放

ヘルスプロモーションセンターでは、月1回「父と子の日」が定期的に行われており、図書館は学外者が年間153名から186名が利用するなど（表11-1）の学校施設は地域住民に利用されている。

B. 効果があがっている事項

①地域の災害救護対策における役割

地域住民を対象とした赤十字講習会（赤十字救急法、家庭看護法、幼児安全法）の開催、日本赤十字社愛知県支部主催の救護要員研修への参加、酸素供給システムの整備など災害救護のための機材の準備は順調に進んでいる。

②公開講座の開催並びに本学教員の講座への積極的な派遣によるヘルスプロモーション活動

公開講座を定期的に行っており、一般住民に対する公開講座では、毎回アンケートを実施している。それによると、7割前後の参加者が十分満足し、9割以上の方が概ね満足しているという結果となっており、参加者の満足は得られている。また、性教育等授業への教員の派遣を積極的に受け入れている。

③本学施設を地域に広く開放

ヘルスプロモーションセンター、図書館などの本学施設は、地域にある程度開放されている。

C. 改善が必要な事項

②公開講座の開催並びに本学教員の講座への積極的な派遣によるヘルスプロモーション活動

今回実施した教員向け自己点検・評価アンケートでは、公開講座の時期や宣伝方法に関して概ね満足している教員は6割以上に達しているが、内容に関しては5割弱であり、更なる改善の必要がある。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

ヘルスプロモーションセンターでの「父と子の日」は、NHK教育の「すくすく子育て」という番組でも取り上げられ、毎回10数組（父子：30名程度、学生10数名）が毎月参加している。この会は「月に1日お母さんが休めてうれしい。お父さんも少し休めて、いろいろなお父さんとの情報交換ができてうれしい。孫からも見放されたおばあさん（地域のボランティア）が仕事できてうれしい。普段子供を見ていない学生が子供を見ることができてうれしい。普段使われていない学校が宣伝になってうれしい」と関係者全員での喜びを共有するように組み立てられており、すべての利用者が有機的に連携している。このような活動は学校としての「公的役割」とNPO等の「動きやすさ」を連携させた今後の大学での新しい連携方法と考えられる。「父と子の日」に関しては「健やか親子21」における「子供の心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」のための母親支援として実施している。「父と子の日」は子供を主体とした、新しい観点での保健行政と考えており、今後も続けることで、子供を中心とした、地域づくりの一環になるものと考えられる。

また「逢妻ふれあい祭り」への参加は国策でもある健康日本21の健康づくりの一環としての地域還元として、また、自治体の介護予防計画の住民の健康に対する気付きの一助として貢献していると考えられる。また「逢妻中学校での骨密度測定」は、その結果をPTA参観日に親子で食育を考えるきっかけとして活用するなど、高齢化における骨粗鬆からの転倒・骨折予防としての最初の一步として意義ある事業となっており、今後も継続する予定である。

B. 問題点の改善方法

現在実施している公開講座は、授業がなく、大学の図書館を開放している土曜日に開催されることが多く、公開講座数を多くすることは、实际的に職員に対する負担も大きくなることが予想される。今後の公開講座では、より時代を先取りしたテーマを設定するなどの改善が続ける。さらに多くの機会を設定するため、各教員に対して、学生に対する講義の中で住民のニーズに沿うようなテーマのときには、人数を限定した上で開放し、地域住民の方々と共に学び合える話題提起の場となるように工夫をし、住民により開かれた公開講座へと発展するように努める。

また、交通不便な地域に位置し、地の利に恵まれていない本学における地域振興活動をより効果的に展開するためには、可能な限り効果的な広報活動を積極的に行い、本学での取り組みを広く地域の看護職者及び一般住民により早く正確・確実に知らせる方法を確立しなければならない。そのために本学のホームページ、豊田市の公式広報誌以外に、隣接している三好町の広報誌への掲載、さらには最も近い公共交通機関である三好が丘駅に各種イベントのポスター及びチラシを配布するための常設コーナーを設ける等して広報を強化したい。また、日本赤十字社が行う「もっとクロス」の事業の参加の中で、日本赤十字社支部、血液センター及び病院などにもポスターやチラシを配布するシステムを確立していく予定である。

本学は、さらに充実した地域貢献と地域看護の充実とを目指して、昨今の社会要請や社会環境の変化に応え得る先駆的な看護研究や地域のニーズに対応したプロジェクトを推進していく。そのためには、さらにヘルスプロモーション委員会を強化し、地域ニーズを探る必要がある。

第8章 教員組織

【到達目標】

建学の精神と教育理念、教育目的を達成できるように教員組織を整備する。

【具体的目標】

- 1 本学の建学の精神と教育理念、教育目的を踏まえ、赤十字看護を教授するに相応しい教員を配置する。
- 2 看護学実習での教育研究支援職員を有効的に活用する。
- 3 日本赤十字学園の共通の教育研究活動の評価様式を用いて、教育研究活動を的確に評価する。

【現状の説明】

1. 教員組織

- (1) 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

本学の看護学部の入学定員が120人、3年次編入学定員が10人であり、収容定員が500人となる。この学生に対して充実した教育を行うために、表8-1に示すように開学1年目の平成16年度が13人、開学2年目の平成17年度が15人、開学3年目の平成18年度が27人、完成年度の平成19年度は28人、平成20年度が29人、平成21年度は29人の専任教員が教育に携わった（大学基礎データ表19、表19-2）。特に、教員組織の8割以上が看護学を教授する専任教員であり、中でも完成年度である平成19年度からは赤十字看護学を教授する専任教員を1名配置した。このように、教員組織は、本学の理念、学部の教育課程にみあったものとなっている。

また、専任教員が12人程度の学生に教養ゼミナールを開講し、6人程度の学生に卒業論文を指導しており、さらに、助手13人を加えて6人程度の学生に臨地で実習指導を行っている。

なお、平成21年10月1日現在の領域・職位別教員数は、地域看護学に准教授を1人、基礎看護学に助手を1人を加え、母性看護学の助教1人が助手1人に変更し、精神看護学から助手1人が減少している。

表8-1 領域・職位別教員数

(平成16年度)

区分	教授	助教授	講師	助手	合計
一般教養	2				2
専門基礎	2		1		3
基礎看護学	2	1	1		4
母性看護学					0
小児看護学	1				1
成人看護学	1				1
老人看護学					0
精神看護学	1				1
地域看護学	1				1
合計	10	1	2	0	13

(平成18年度)

区分	教授	助教授	講師	助手	合計
一般教養	2				2
専門基礎	2		1		3
基礎看護学	2	1	1	2	6
母性看護学	1	1		2	4
小児看護学	1	1		2	4
成人看護学	2		3	3	8
老人看護学	1		1	2	4
精神看護学	1	1		2	4
地域看護学	1	3	1	4	9
合計	13	7	7	17	44

(平成20年度)

区分	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
一般教養	1					1
専門基礎	3		1		1	5
基礎看護学	1	2	1		1	5
母性看護学	1	1		1	1	4
小児看護学	1			1	2	4
成人看護学	1	3	1		2	7
老人看護学			1		2	3
精神看護学	1	1			2	4
地域看護学	1	3	1	1	1	7
赤十字看護学	1					1
合計	11	10	5	3	12	41

(平成17年度)

区分	教授	助教授	講師	助手	合計
一般教養	2				2
専門基礎	2		1		3
基礎看護学	2	1	1	2	6
母性看護学					0
小児看護学	1				1
成人看護学	1				1
老人看護学	1				1
精神看護学	1				1
地域看護学	1	1			2
合計	11	2	2	2	17

(平成19年度)

区分	教授	助教授	講師	助手	合計
一般教養	1				1
専門基礎	3		1		4
基礎看護学	2	1	1	2	6
母性看護学	1	1		2	4
小児看護学	1	1		2	4
成人看護学	2		3	3	8
老人看護学	1		1	2	4
精神看護学	1	1		2	4
地域看護学	2	2	1	4	9
赤十字看護学	1				1
合計	15	6	7	17	45

(平成21年度)

区分	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
一般教養	1					1
専門基礎	3	1			1	5
基礎看護学	1	1	1	1	1	5
母性看護学	2	1		1	1	5
小児看護学	1			1	2	4
成人看護学	1	2	1		3	7
老人看護学	1		1		1	3
精神看護学	2	1			2	5
地域看護学	1	2	1		2	6
赤十字看護学	1					1
合計	14	8	4	3	13	42

(2) 大学設置規準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性

本学の職員就業規則第10条の第1項には、「職員は、学長の許可なくして、官公署、学校、病院、診療所、会社、団体等の有給職員となり、又は大学の業務の妨げとなるおそれとなる業務に従事してはならない。」とあり、第2項には、「職員が公職に就こうとするときは、任免の権限を有する者の承認を受けなければならない。」としている。したがって、学長の許可を得ることにより、大学の業務の妨げとならない範囲で他学の非常勤講師を務めることや、単発的な講習会の講師や学会の役員などを勤めることができる。この規則により、本学での教員から学外活動の申請が提出されると、学長、学部長、事務局長で当該教員の本学以外での活動が本学における教育研究活動に及ぼす影響を検討し、本学における活動に支障がない場合には学外活動を承認している。

(3) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

本学は単科大学であるので、一般教養を教授する専任教員を1人、専門基礎を教授する専任教員を4人、看護学を教授する専任教員を24人雇用している。また、愛知県の近郊の大学などの教員を非常勤講師として31人雇用している。本学が開設している授業科目のうち、必修科目の専任と兼任の比率をみると、専門科目が83.8%、教養科目が55.6%であった(大学基礎データ表3(改訂後))。

(4) 教員組織の年齢構成の適切性

専任教員の年齢構成は、31～40歳が24%、41～50歳が31%、51～60歳が13%、61歳以上が31%である(大学基礎データ表21)。特に、61歳以上の割合は、教授が50%(7人)、准教授が25%(2人)である。

(5) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教育課程編成の目的を具体的に実現するための会議には、正教授会、教授会、教務委員会、実習調整委員会、カリキュラム委員会、看護教授連絡会議、看護教員会議の7つがある。正教授会では主に教員人事に関することを随時審議し、教授会では准教授、講師、助教も加え、教育課程に関する事項、学生の単位取得、卒業認定に関する事項等を月1回審議している。また、教務委員会では教育課程に関する事項、試験及び単位認定に関する事項等を、実習調整委員会では教育課程のうちで特に臨地実習に関する事項を月1回程度審議している。カリキュラム委員会では、平成20年度は新カリキュラムを作成に関する事項を集中的に審議し、その後はカリキュラムの検討、評価を継続している。さらに、看護教授連絡会議では、主に看護教育の細部の連絡調整を看護教授が全員参加する実習調整委員会の開催に併せて行い、看護教員会議では、看護を専門とする教授から助手までが特に看護学実習での教授内容の調整や情報交換を年3～4回行っている。

2. 教育研究支援職員

(1) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

看護学実習では、本学の教育理念である「赤十字の理念に基づく全人的、科学的な看護を実践するための主体的な行動力、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな人間形成、さらには国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動ができ、将来、看護の教育・研究の発展に資することができる基礎能力の育成」をするために、臨床の指導者と協力しながら教育を行っており、臨床での教育効果をあげるためには十分な数の教員を配置する必要がある。そこで、看護学を担当する准教授8人、講師4人、助教3人、助手13人が臨床での教育を主に担当し、さらに学生数が多い場合には教務補佐員を雇用し、教員1人が5～7人の学生を担当するという少人数での教育を行っている。

また、平成19年度からは赤十字看護学を教授する専任教員を1人配置しており、その教員の指導のもと、多くの医師・看護師、消防士、防災ボランティア等の協力を得て、災害・救急看護学の演習を行っている。

外国語、特に英語は、外国人の専任教員が1人、外国人非常勤講師1人で教授している。スペイン語は、1人の非常勤講師が教授している。必修科目である英語Ⅰ(R)、英語Ⅱ(W)、英語Ⅲ(S&L)では、平成20年度までは1学年を半分にし、平成21年度から、1学年を四半分にして授業を行っている。1回の受講学生数は、平成20年度までは70～75名程度、平成21年度からは30～35名程度である。選択科目である英語Ⅳ(医療英語)では50～70人前後となる。また、スペイン語Ⅰでは30～40人以下、スペイン語Ⅱでは10人程度と少人数での教育を行っている。平成21年6月には、効果的な外国語教育のあり方を検討するためのプロジェクトを立ち上げ、外国語教育のさらなる改善に努めている。

情報処理関連教育では、学年を半分にして70人程度での講義を行っているが、平成20年

5月から情報処理関連教育を補佐する専任助手を雇用して講義の充実を図っている。また、この助手が、学生のコンピューターの操作等を講義時間外にも教えている。

(2) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

臨地実習を行う施設では、学生の実習時に教員が常時実習病院にいる必要があり、大学での講義等を円滑にすすめるために必要があれば、教務補佐員を雇用し臨地実習を担当させている。教務補佐員の雇用に当たり、それぞれの実習担当責任者が、実習の概要を説明し、教務補佐員が実際に臨地で教育ができるように臨地での直接的な支援を行っている。また、実習担当責任者は、教務補佐員から臨地での教育について報告をうけ、助言を与えている。さらに、領域の実習担当者の打ち合わせも行い、実習の内容、方法、到達度に大きな差がないように調整をしている。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

(1) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の募集、任免、昇任に関する基準及び手続きは、「職員定数規程」「教員選考委員会規程」「教員選考基準規程」「教員選考実施要領」「教員の任期に関する規程」及び「人事委員会規程」で規定されており、これらに基づいて教員の人事を行っている。

「職員定数規程」第3条によると、職員定数に関して必要な事項は運営協議会の議を経て、学長がこれを定めるとあり、教員並びに事務職員の定数が定められている。「教員選考委員会規程」第2条によると、教員の定数に不足が生じたとき、教員の昇任を学長が必要と認めるときに、教員候補者の選考及び教員の昇任を「教員選考基準」並びに「教員選考実施要領」に基づき教員選考委員会で審議する。また、「教員選考委員会規程」第3条によると、教員の選考は教授会の議を経て学長が行うことになっている。

「教員の任期に関する規程」では、教員の人事の活性化を図ることを目的として任期に付いて定めており、任期は教授が10年、准教授以下が5年と設定されている。平成20年度は任期終了を迎える教員がおり、「人事委員会規程」第2条に基づき、任期及び再任等に関する事項を人事委員会で審議した。

教員の募集、任免、昇任に関する基準及び手続きは、規程に定められており、それに基づく教員の募集、任免が適正に実施されている。募集は、大学や研究機関に募集要項を送付するとともに、大学のホームページを活用するなどして、一般に広く情報公開を行っている。このことで、公平性の確保並びに優秀な教員の獲得に努めている。

昇任に関しては、教員選考委員会規程第2条第2項によると学長が必要と認めたときに教員の選考ができる規定となっており、人事委員会で昇任候補者の審査を行い、教員選考委員会並びに教授会で審議し、完成年度の平成19年度と平成20年度に昇任が行われた。

4. 教育研究活動の評価

(1) 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教員の教育活動の評価については、学生による授業評価を行っており、学生の評価に対する教員の意見を書面でまとめ、授業改善に活用している。教員の研究活動については、毎年発行される紀要に掲載される業績一覧で把握することができる。また、平成20年から日本赤十字学園では教員の教育、研究、学内貢献の評価をすべての大学、短期大学で実施しており、これにより教員の教育並びに研究活動の評価を点数化している。

(2) 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員の選考は、「教員選考基準」並びに「教員選考実施要領」にもとづき、5人の選考委員が選考対象となっている教員候補者の研究業績と教育の経歴を審査する。その後に選考対象となっている教員との面接審査を行う。

【点検・評価】

A. 目標の達成度

① 本学の建学の精神と教育理念、教育目的を踏まえ、赤十字看護を教授するに相応しい教員の配置

設置基準にある専任教員数は22人であるが、本学では29人を配置している。特に看護学を教授する専任教員が8割以上を占めており、さらに、赤十字看護学を教授する教員も配置しており、建学の精神と教育理念、教育目的を踏まえた教員組織となっている。

② 看護学実習での教育研究支援職員の有効的な活用

臨地実習を行う施設では、学生の実習時に教員が常時実習病院にいる必要があり、大学での講義等を円滑にすすめるために必要があれば、教務補佐員を雇用し臨地実習を担当させている。さらに、学生数が多い場合には教務補佐員を雇用し、教員1人が5～7人の学生を担当するという少人数での教育を行っている。看護学実習での教育研究支援職員を有効的に活用するための対策をとっているが、その確保は本学のホームページ、ナースバンク等を活用してはいるものの、相当な努力を要するものである。

③ 教育研究活動の的確な評価

本学では、日本赤十字学園の共通の教育研究活動の評価様式を用いて点数評価を、平成19年度に試行し、平成20年度から実施している。

B. 効果があがっている事項

目標①は、本学の建学の精神と教育理念、教育目的を踏まえ、赤十字看護を教授するに相応しい教員を配置することはできた。目標③は、平成20年度から日本赤十字学園の共通の教育研究活動の評価様式を用いた評価を実施している。

C. 改善が必要な事項

教授の年齢が高く、さらに同年代の教員で構成されていることもあり、5年以内に退職を迎える教員が多数在職している。教員の年齢バランスを考慮した採用が必要となる。また、看護学実習での教育研究支援職員を有効的に活用するための対策をとっているが、その確保は、相当な努力を要するものであり、有能な教育研究支援職員の安定的確保の方略が必要となる。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

本学の建学の精神と教育理念、教育目的を踏まえ、赤十字看護を教授するに相応しい教員を配置している。今後もこれを維持できるように、若手教員の学位の取得を促し、教員への赤十字教育をさらに充実させる予定である。

また、日本赤十字学園の共通の教育研究活動の評価様式を用いて、教育研究活動を的確に評価している。今後は、日本赤十字学園の6大学、1短期大学での共通の点数評価であることを生かし、他大学との評価比較を行ない、本学の教育研究活動の水準を分析する。

B. 問題点の改善方法

教授の年齢が高く、さらに同年代の教員で構成されていることもあり、5年以内に退職を迎える教員が多数在職している。そこで、優秀な人材確保のために、これまで以上に積極的に教員の募集を行う。具体的には、大学等の研究施設への書面での周知、本学のホームページの活用等をおして幅広く優秀な教員を募集しており、今後も充実を図る。また、准教授が教授となるための支援を行うとともに、若手教授を採用するなど将来を見据えた教員採用をする。また、中・長期的な人材育成などの人事計画が必要であり、今後も教員の学位取得など教育・研究能力の向上に努める。

看護学実習を担当できる非常勤で優秀な人材を雇用することには、苦慮しているところである。そこで、ナースバンクの定期的な活用や、本学の近隣に居住する勤務をしていない優秀な看護師の掘り起こし等を行い、教育を担当できる看護師の確保に努める必要がある。

第9章 事務組織

【到達目標】

本学の教育研究を円滑かつ効果的に行うため、適切な事務組織を設けるとともに教学組織との連携協力体制を確立する。

【具体的目標】

- 1 事務組織と教学組織の連携強化を図る。
- 2 経営面から大学運営の支援を行う。
- 3 日本赤十字社の職員並びに大学職員としての育成を図る。

【現状の説明】

1. 事務組織の構成

(1) 事務組織の人員配置 (大学基礎データ表19-5参照)

本学の事務組織は、図9-1に示すように「日本赤十字豊田看護大学組織分掌規程」により総務課、経理課、学務課、企画・地域交流課及び図書館課と定め、また、事務分掌についても定めている。さらに職員数を「職員定数規程」により定めている。

現在の職員数は事務局長以下22人(派遣職員2人を含む)である。具体的には、事務局長が1人、事務局次長が1人のほかに総務課が5人、経理課5人(派遣職員1人を含む)、学務課5人(派遣職員1人を含む)、企画・地域交流課が2人及び図書館課が3人となっている。

本学は、平成16年度開学以来、図書館課の司書を除き本学採用の事務職員ではなく、愛知県内赤十字組織の事務職員の人事異動により本学の事務職員としている。異動当初は大学事務に不慣れな面もあるが、様々な赤十字組織で培った能力を活かし、また、大学事務としての知識・能力を獲得する努力を行い、事務職員の活性化を図ってきた。

平成21年4月には本学教授を学務部長兼学務課長に配置した。また、学生のメンタル面も考慮して修学・進路決定支援のため、学務課に学生・キャリア支援係長を配置した。この職には赤十字病院で豊かな経験をもつ看護師をあて、学生とより密接な関係を保つとともに、学生の状況により速やかに対応できるよう事務組織の改善を図った。

なお、平成22年4月から大学院を開設予定であり、開設後の大学院も含めた事務組織については現在検討中である。

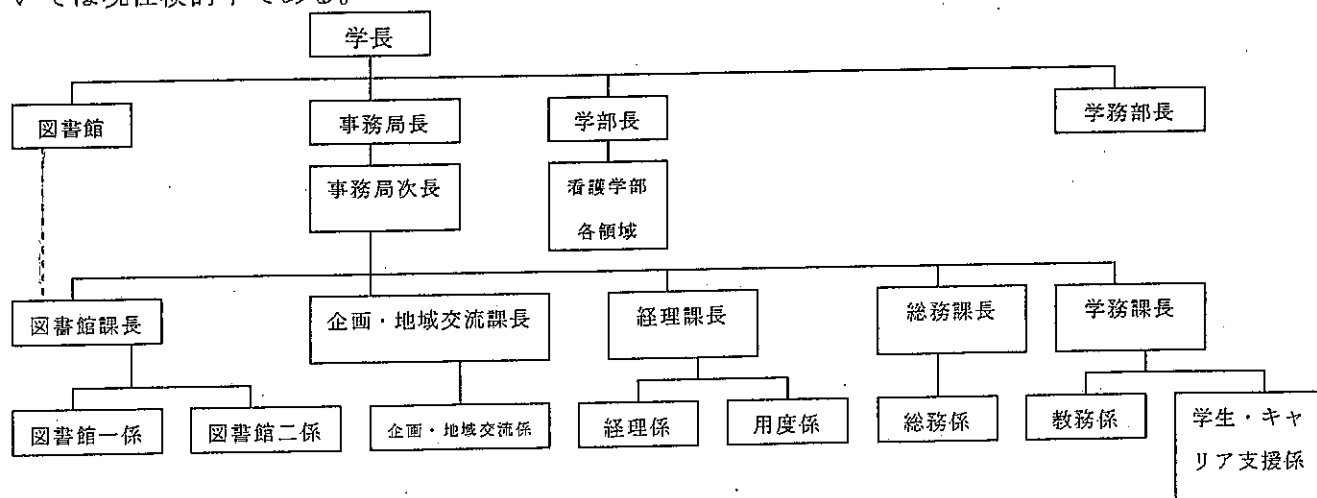


図9-1 事務局組織図

2. 事務組織と教学組織との関係

(1) 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

総務課、経理課、学務課、企画・地域交流課、図書館課という事務組織と教授会のもとにある専門委員会等の教学組織との連携協力内容を以下に示す。

《総務課》

- ・教授会に関すること。
- ・自己点検・評価委員会、教員選考委員会、FD・SD委員会に関すること。
- ・情報管理委員会、国際交流委員会に関すること。
- ・教職員の人事、労務管理に関すること。

《経理課》

- ・予算に関すること。
- ・文部科学省科学研究費に関すること。
- ・私立大学等経常経費補助金の申請に関すること。

《学務課》

- ・教務委員会、学生委員会、紀要委員会、研究倫理委員会、国家試験対策委員会、カリキュラム委員会、実習調整委員会に関すること。
- ・学生活動支援、学生自治会、課外活動に関すること。
- ・学生の就職・進路指導に関すること。
- ・履修登録及び成績表の作成に関すること。
- ・入学、休学、退学、単位認定及び卒業に関すること。
- ・国家試験、免許事務に関すること。

《企画・地域交流課》

- ・広報・公開講座委員会、入試委員会に関すること。
- ・経営会議、入試企画・判定会議に関すること。
- ・学生募集要項、大学案内の作成に関すること。
- ・入学試験に関すること。

《図書館課》

- ・図書委員会に関すること。
- ・図書資料の閲覧、貸出、返却、予約、レファレンスに関すること。
- ・図書の管理、整備及び購入に関すること。
- ・文献相互貸借に関すること。

総務課を始めとする事務組織から、教学組織が構成する委員会の一員として出席し、意見交換や作業を分担しており、事務組織と教学組織の間の連携協力関係は十分に確立している。

(2) 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性

毎月開催する経営会議に事務組織として事務局長及び事務局次長が構成員として参画し、教授会においても事務組織として事務局長が構成員として参画する等、大学運営における事務組織と教学組織の連携をもっている。

また、非公式ではあるが、学長、学部長、事務局長が毎週1回大学運営にかかわる事項の連

絡調整を行い、迅速な大学運営を行っている。

さらに、事務組織と教学組織の有機的一体感を強める方策として、①本学教授の学務部長兼学務課長への登用、②経験豊かな看護師の学生・キャリア支援係長への登用、がある。①により、事務組織と教学組織との連携が飛躍的に密接となり、②により事務職と学生との距離が大幅に縮められ、事務組織並びに教学組織が力を合わせて学生を支援するという体制を強化した。このように事務組織と教学組織の一体性は確保されつつあると言える。

3. 事務組織の役割

(1) 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

教学関係事務の多くは学務課が携わり、その他、総務課、経理課、企画・地域交流課及び図書館課においても各委員会事務局として参画し、教学に関わる企画・立案・補佐機能を担っている。

各委員会事務局は、学部長や当該委員長と事前に打合せを行い、また、履行状況を報告・相談することで、教学に関する企画・立案などを円滑に進めている。

(2) 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

学内の管理・運営の最高責任者は学長であり、図2-1 本学の組織図にあるように、学長のもと、「人事委員会」、「運営協議会」、「経営会議」、「教授会」、「入試企画・判定会議」等がある。これらの重要な会議には、当然ながら事務組織が参画・運営に関与しており、学内の意思決定に重要な役割を果たしている。また、学内の意志決定事項の伝達システムにおいても事務組織は情報発信の中心的な役割を担っている。

(3) 国際交流等の専門業務への事務組織の関与状況

本学では、国際保健医療支援実習、語学研修、外国人講師による講演などの国際交流等の専門業務にも事務組織が積極的に関与している。平成19年度の国際看護学実習では、ハワイ州立大学マノア校及びホノルル・シュライ病院等と協定を締結し、実習中の学生の安全確保に努めた。平成20年度及び平成21年度における本実習は、参加費高騰や不況の影響による参加者不足で実施していないが、本実習が実行できるように準備を進めた。平成22年度の実習計画も進めている。

平成24年度からは新カリキュラムでの国際保健医療支援実習を開始する。本実習はインドネシア・ボゴール病院での実施予定であり、学園本部や日本赤十字社との調整を経て、平成23年度にボゴール病院との協定を締結する予定である。

イギリスのプリモス市での語学研修では、同行するイギリス人教員との連携をはかり、参加する学生の安全の確保並びに参加する学生の父母への連絡に携わった。

外国人講師の招聘や日本赤十字学園の他大学が企画する国際看護学実習への参加にも事務組織が連絡・調整をはかっている。

(4) 大学運営を経営面から支えるような事務機能の確立状況

大学運営にあたり、中期事業運営計画ををたて、それに基づき事業計画の遂行や評価を行っている。なお、中期事業運営計画とは、日本赤十字学園の理事会が承認した計画項目に基づく本学の5年間の活動計画であり、日本赤十字学園の傘下の大学にふさわしい事業をその大学の特徴を生かしながら展開するためのものである。また、平成20年度から学内LANを利用し

て、事務職員が予算の執行状況を随時確認できるようシステム化を図った。このことは予算管理の迅速化、経費の有効活用に役立っている。

経費削減対策として、①学生の通学手段であるスクールバスの有効活用、②コンピューターなどの情報機器の更新における対費用効果の検証、③ペーパーレス会議の実施等がある。

また、増収対策として①優秀な受験生の安定的な確保、②研究費や外部資金の獲得、③エクステンション事業の検討等がある。

さらに、教職員の経営意識醸成を図るため、教職員へ予算・決算を始め四半期毎の収支報告を教授会で行っている。

以上のことから経営面における事務機能は確立されていると評価する。

4. スタッフ・ディベロップメント（SD）

（1）事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

中期事業運営計画に基づき、日本赤十字社愛知県支部が実施する階層別研修（新規採用者・中堅職員・新任係長・新任課長）、赤十字の重要な業務である災害救護研修（国内型災害緊急ユニット操作訓練、防災ボランティア研修、救護班要員研修）、日本赤十字社が主催する研修（全国赤十字大会、職能別研修、赤十字シンポジウム）に順次参加させるとともに、日本赤十字社の救急法等講習会の受講を促している。このように赤十字職員としての教育を実施している。

また、学園本部が実施する研修会に毎年参加するとともに、学園本部に設置された財務委員及び広報委員会委員として出席している。

この他、大学事務に必要とされる教育を受けさせるために各種研修会に参加させている（表9-1）。このように本学では日本赤十字社の職員として、また、大学職員として必要とされる教育を行っている。

表9-1 事務職員の各種研修会参加状況

1 平成20年度 参加状況

外部研修	(1) 科学研究費補助金・私立大学等経常費補助金研修会、説明会 7名 (2) 大学等における省エネルギー対策に関する研修会 1名 (3) 文部科学省等研修会 5名 (4) 日本赤十字社愛知県支部階層別研修 ①中堅職員研修 職員1名 ②新任係長研修 職員1名 (5) 名古屋第二赤十字病院 国際医療救援研修会 毎月1回実施、教職員2～3名の参加
内部研修	(1) 平成20年度日本赤十字学園教職員対象赤十字研修会 教職員5名 (2) FD・SD活動 ①学園本部大塚理事長「これからの社会・医療、そして看護～皆さんに期待すること～」 2年生と教職員 ②国立社会保障人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部長 府川哲夫氏「コミュニティエンパワメント社会保障・保障福祉行政を通じて」 2年生と教職員 ③前橋赤十字病院 看護部長 前田陽子氏 「日航機墜落事故における赤十字による救護活動について」 1・2年生と教職員 ④名古屋第二赤十字病院 助産師 高井久美子氏「赤十字による国際救援活動の現場について」 1年生と教職員 ⑤日本赤十字九州国際看護大学 学長 喜多悦子氏「大学院設置について」 教職員 ⑥学園本部大瀧財務部長「科学研究費補助金の申請にあたって」 教職員 ⑦信州大学全学教育機構 基幹教育センター准教授 渡部晃正氏 「ラーニング・アウトカムから考えるFD活動ー組織的FDの義務化に対応してー」 教職員 ⑧日本赤十字看護大学 学部長 川嶋みどり氏 特別講演会「看護の魅力と可能性」 全学年学生・教職員・父兄・卒業生・中部ブロック赤十字施設職員・看護大学関係者・一般

2 平成21年度 参加状況

外部研修	(1) 科学研究費補助金・私立大学等経常費補助金研修会、説明会 7名 (2) 大学等における省エネルギー対策に関する研修会 1名 (3) 文部科学省等研修会 1名 (4) 日本赤十字社愛知県支部階層別研修 ①新規採用職員研修 職員1名 ②中堅職員研修 職員1名 (5) 名古屋第二赤十字病院 国際医療救援研修会 毎月1回実施、教職員2～3名の参加
内部研修	(1) 平成21年度日本赤十字学園教職員対象赤十字研修会 教職員5名 (2) FD・SD活動 ①メルボルン大学 准教授 ジェーン・フィッシャー博士「産後のうつ病と不安障害の予防」 全学年学生と教職員 ②学園本部大塚理事長「これからの社会・医療・そして看護～皆さんに期待するもの～」 2年生と教職員 ③日本赤十字広島看護大学教授 稲岡文昭氏「赤十字理念にもとづくヒューマンケアリングの実践」 2、3、4年生と教職員 ④前橋赤十字病院 看護部長 前田陽子氏「日航機墜落事故における赤十字による救護活動について」 1年生と教職員 ⑤名古屋第二赤十字病院 看護係長関塚美穂氏「国際救援における日本赤十字社の活動について」 1年生と教職員

【点検・評価】

A. 目標の達成度

① 事務組織と教学組織の連携強化

事務組織と教学組織の連携を図る組織的体制が整備され、現段階で大きな問題は生じていない。学務部長兼学務課長並びに学生・キャリア支援係長を配置したことで、連携がさらに強化された。

② 経営面における大学運営の支援

中期事業運営計画をたて、事業運営にあたっている。また、経費削減並びに増収の方策をたて、さらに、教職員の経営意識の醸成に努めている。

③ 日本赤十字社の職員並びに、大学職員としての育成

日本赤十字社の職員としての教育並びに大学職員としての教育をともに実施し、事務職員の育成は順調に進行している。

B. 効果があがっている事項

委員会運営での連携のみならず、学務部長兼学務課長並びに学生・キャリア支援係長を配置したことで、学生状況により迅速に対応できる事務組織となり、事務組織と教学組織の連携が強化された。

C. 改善が必要な事項

経営面における大学運営の支援を計画的に行っているが、大学の経営状況に関する理解が十分とは言えず、教職員の経営意識の醸成という点では、さらなる努力が必要である。

また、スタッフ・ディベロップメントのための支援を行っているが、円滑な大学運営を進めるためには、大学職員としての能力の開発をさらに進める必要がある。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

事務組織と教学組織の連携を強化するシステムが構築され、その効果はあがってきている。今以上に2つの組織が効果的連携を図るための方策を検討、実施する。

B. 問題点の改善方法

経営面における大学運営の支援をこれまで以上に行えるように、対費用効果等を多角的に分析できる能力を養う。そのため、年1～2回の割合で、学校会計に関する基礎的事項を学習する研修会を設ける。

さらに、長期的研修計画をたて、大学職員としての人材育成を行う。

第10章 施設・設備

【到達目標】

社会の情報化・国際化や医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護学教育を行い、本学の教育理念、目的及び教育目標を達成するために必要な施設・設備を整備する。それにより、学生・教員が学業や課外活動、教育、研究に打ち込むことができる快適かつ安全で機能性・利便性を備えた環境を提供し、また、地域の人々に親しみや安らぎを与える。さらに、それらの施設・設備を良好に保ち、必要に応じて改善できる体制を整える。

【具体的目標】

- 1 中・長期の補修計画を策定する。
- 2 情報処理関連設備の更新整備計画を策定する。
- 3 赤十字の歴史や理念、活動を学ぶための施設を整備する。
- 4 学生・教員の評価やニーズに基づいて設備や利用方法を改善する。
- 5 施設・設備の維持管理体制を確立する。
- 6 キャンパス周辺の安全を確保する。

【現状の説明】

1. 施設・設備等の整備

(1) 大学・学部の研究教育用目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

①校地・校舎について

表10-1に本学の校地・校舎の概要を、表10-2に主な施設の室数、収容人数、面積等を示す。これらは大学設置基準を十分に満たしている。

キャンパスは既存の樹木を生かして緑化され、また、周囲の緑豊かな丘陵地には愛知学泉大学、桜花学園大学、県立衣台高校等の教育機関が集まっており、勉学にふさわしい環境が整っている。建物の外観及び内装は、暖かさとともに優しさ、清潔感を感じさせるもので、看護大学に相応しいデザインである。建物は、「迎える」エントランス、管理棟、「学ぶ」講義・実習・研究棟、図書館棟、「交わる」食堂・福利厚生棟、体育館棟、これらを「つなぐ」キャンパスモールという基本コンセプトに基づいて配置され、教育研究に適した機能性・利便性を実現している。学内での講義、演習、実験に使用する教室及び教員の研究室は、すべて講義・実習・研究棟に配置されている。教室のうち、小講義室1室、情報処理室、LL教室は自習室として開放している。

赤十字展示室には日本赤十字社に係る資料を展示し、図書館内には日本赤十字社の書簡等を収納した史料室を設置し、赤十字の活動内容を紹介している。また、体育館の1階（講義・実習・研究棟2階部分）には、日本赤十字社愛知県支部が保有する災害救援物資保管庫が配置されている。これは、愛知県三河地区の救援物資搬送拠点としての役割を担っており、毎年、学生も参加する大規模な救護訓練に使われる。学生は、こうした施設や、資料、活動に接することにより、看護の専門知識や技術だけでなく、赤十字の理想とする「人道」の精神を培い、豊かな人間性を養うことができる。

校地周辺には公共交通機関がないので、学生の通学の利便性を確保するため、名古屋市営地下鉄赤池駅(所要時間35分)、愛知環状鉄道新豊田駅(所要時間15分)及び名古屋鉄道豊田線

三好ヶ丘駅(所要時間10分)の3駅と大学の間にスクールバスを運行している。

表10-1 校地・校舎の概要

分類及び面積			
ア 校 地	55,188.00m ²		
	所有地 19,710.00m ²	(豊田市より無償譲渡)	
	借用地 35,478.00m ²	(豊田市より無償貸与)	
イ 校 舎	17,613.18m ²		
	管理棟 鉄筋コンクリート造	地下1階・地上3階	2,366.55m ²
	講義実習研究棟 鉄骨造	地上7階	10,534.14m ²
	食堂福利厚生棟 鉄骨造	地上2階	801.95m ²
	講堂棟 鉄筋コンクリート造	地上2階	908.93m ²
	図書館棟 鉄骨造	地上2階	1,265.67m ²
	体育館棟 鉄筋コンクリート造	地上2階	1,656.74m ²
	車庫棟 鉄骨造	地上1階	79.20m ²
ウ 駐車場	収容台数	196台	
エ 駐輪場	収容台数	198台	

表10-2 主な施設の室数、収容人員、面積等

主な施設		室数	備 考
講義室	大講義室	3	収容人員 172人(2) 収容人員 156人(1) 合計 623.16m ²
	中講義室	2	収容人員 120人 合計 293.10m ²
	小講義室	4	収容人員 72人 合計 363.08m ²
情報処理室		1	収容人員 80人 156.41m ²
LL 教室		1	収容人員 80人 156.41m ²
看 護 実習室	基礎	1	実習室 1 487.45m ²
	精神	1	実習室 2 (A、B、C) 合計 75.61m ²
	成人・老年	1	実習室 3 372.48m ²
	小児・母性	1	実習室 4 296.18m ²
	地域	1	実習室 5 333.31m ²
ゼミナール室		14	収容人員 24人(5) 収容人員 12名(9) 合計 427.03m ²
研究室	研究室(個室)	33	合計 827.88m ²
	助手研究室	6	合計 263.22m ²
	看護学研究室	19	領域研究室等 合計 466.12m ²
図書館		1	閲覧席 121席 合計 1,265.67m ²

ヘルスプロモーションセンター	1	266.1 m ²
常設展示室	1	69.27 m ²
セミナールーム	3	収容人員各 16 人 合計 209.92 m ²
食堂	1	259 席 380.57 m ²
学生ホール	1	66 席 61.99 m ²
テニスコート	1	人工芝コート 2 面
グラウンド	1	多目的運動場
体育館（アリーナ）	1	689.75 m ²
講堂	1	584 席 908.93 m ²
災害倉庫（体育館 1 階）	1	災害用救援物資保管庫 194.28 m ²

（２）教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

本学の情報システムは開学時（平成 16 年度）に整備され、校舎全体を Gigabit の高速回線で結び、業務の効率化のためのコミュニケーションシステム、教育支援システム等の各種システムをネットワーク上で運用している。具体的な設備としては、学内 LAN 及びインターネット接続、電子メール環境を構築するためのサーバ 6 台の他、コミュニケーションシステムサーバ 1 台、教育支援システムサーバ 1 台、看護過程教育支援システムサーバ 2 台、図書システムサーバ 1 台の計 11 台のサーバにより構成されている。セキュリティ対策として学外との接続にファイアーウォール 1 台を整備し、さらに論理ネットワーク化や無線 LAN 環境の整備により、高いセキュリティを保ちつつ柔軟性を持ったネットワークシステムを実現している。

学生のコンピュータの使用に関しては、授業時間以外にも情報処理室を自由に使用できるよう開放し、平成 21 年度からは LL 教室も開放している。利用時間は、平日は午前 8 時 50 分から午後 7 時、土曜日は午前 9 時から午後 5 時までである。利用可能なシステムは、コミュニケーションシステム（アクティブキャンパス）、オンデマンド e-learning (i-collabo LMS)、統計分析システム (SPSS)、看護過程教育システム等である。情報処理室、LL 教室とも各 80 台の端末を整備している。また、図書館には、蔵書検索用として 5 台、データベース検索用として 3 台の端末を設置している。

学生への情報掲示は、紙媒体と学内 LAN のアクティブキャンパス及び i-collabo を併用して行っており、その掲示内容は、休講・補講情報、学生呼び出し、時間割変更、スクールバス運行ダイヤ、試験日程、緊急連絡等である。

2. キャンパス・アメニティ等

（１）キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティの形成・支援するための体制として、学生及び教員へのアンケート、学生自治会との定期的な協議、教授会等での意見収集があり、いずれも定期的に実施している。

学生同士が自由に懇談できる場所として、食堂・福利厚生棟の学生食堂、学生ホール、テラスを整備し、その他に、キャンパスモール（講義・実習・研究棟）、体育館エントランス付近、

赤十字展示室前にも、ソファ、机、椅子等を設置している。

学生が自主的なグループワークを行う場所として自習室を1室設け、また、随時ゼミナール室を開放している。体育館のフィットネスルーム(多目的室)にはエアロバイクやウォーキングマシン、屋外にはテニスコート(2面)など、学生が自由に利用できる環境を整えている。講堂及び図書館の近くに位置する中庭には、2005年の愛・地球博で展示された日本赤十字社のモニュメントとベンチ、長椅子を置き、学生の憩いの場として提供している。

正門からエントランスにいたる階段の両側には本学のシンボルツリーである糸杉を、また校内全体には高麗芝に桜、樺の樹木やヒラドツツジ、ヒペリカムヒデユート等の樹木を配置し、また、講義・実習・研究棟の5階には屋外テラスを設け、さらにキンメツゲ等の低木により屋上緑化を行う等、緑に囲まれた快適な環境を整備している。

(2)「学生のための生活の場」の整備状況

学内の学生用福利厚生施設としては、学生相談室、食堂、売店があり、平成19年度からは母性相談室も開設した。体育館棟4階(体育館2階)には、学生自治会室1室と学生クラブ室8室を設けている。平成21年5月現在、大学が承認したクラブ・サークルは17団体で、学生自治会が学生クラブ室の割り当てを行っている。

食堂の営業時間は平日の午前11時30分から午後1時30分までの2時間である。売店の営業時間は、開学時は午前8時から午後3時であったが、学生自治会の要望もあり、平成18年度から午前8時30分から午後3時30分、平成21年度からは午前8時30分から午後4時30分になっている。食堂入口付近には飲料等の自動販売機を設置するとともに、電子レンジ、電気ポットを常設している。

食堂、売店の営業は民間業者に委託しているが、学生数が少なく、3年次、4年次には半期にわたり学外実習に出向くことから、経営が厳しく、特に食堂は、1日当たりの利用者が80人前後で採算が困難な状況にある。「食育」の重要性が社会的に注目されている今日、学生の生活の場としての環境整備という観点からも本学にとっても重要な施設ととらえ、食堂の経営を一部大学が支援している。

(3) 大学周辺の「環境」への配慮の状況

本学は、名古屋市から東へ30kmの緑豊かな丘陵地にあり、雑木林に囲まれた二つの溜池に東西を挟まれた丘の上に位置する。

周辺の環境と調和した景観の維持と山林保護のため、校地は既存の地形を生かして造成されており、キャンパス内には既存の樹木を極力残し、法面や擁壁上部を緑化するとともに、建物についても屋上緑化を施している。

周辺の環境に対する負荷を抑制するため、燃料電池システムや省エネ型の照明や空調等により、エネルギーや二酸化炭素の排出の抑制を図っている。

さらに、周辺環境のセキュリティ向上に貢献できるよう、体育館を災害時の避難拠点として整備し、体育館1階には災害用物資保管庫を設置している。

上述の燃料電池システムは、経済産業省から補助金を得て、開学時より100KWの発電能力のある設備を設置している。この設備は都市ガスから精製した高純度の水素を酸素と化学反応させることにより発電するもので、化学反応で発生する温水は給湯や冬季の床暖房に利用している。この設備は発電効率が高く、省エネルギーと二酸化炭素の排出抑制にも役立っている。

本学の照明設備は、省エネタイプの蛍光灯を使用しており、学内のトイレ、階段には人感セ

ンサーを設置している。空調設備では、講義室、図書館、事務室など全体で使用する施設については、冷温水発生装置（冷凍機）による全体空調設備を、一方、研究室や自習室として開放している情報処理室、LL教室などの施設については単独空調設備を取り入れ、使用形態に適した空調を可能にしている。電気設備では、デマンド監視装置の設置により最大使用電力量を予測し、電気使用量の削減に努めている。給排水設備では、ろ過した雨水を上水と混合してトイレ用水に利用し、また、地下にためた雨水を植栽散布用に利用している。

3. 利用上の配慮

（1）施設・設備面における障がい者への配慮の状況

本学は、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に則したバリアフリーの設計により施工されている。管理棟玄関前駐車場には身体障がい者用の駐車スペース2台分を、校内の出入口にはスロープを、講堂には車椅子使用者用専用スペースを、講義・研究・実習棟には2機のエレベータ（うち1機は寝台用）と車椅子で利用可能なトイレ3か所（図書館、講堂含む）を、管理棟には1機のエレベーターと車椅子で利用可能なトイレ1か所を設置している。

（2）キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

本学は、キャンパスが1つであるので、キャンパス間の移動はない。

4. 組織・管理体制

（1）施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

本学の施設・設備等の維持・管理については、事務局長を全般の責任者とした体制をとっており、通常の業務については、事務局総務課と経理課が事務分掌により担当し、中・長期計画については、経理課長が担当している。

設備の保守管理・警備、清掃等については、外部の専門業者に委託して安全・衛生の確保を行っている。設備の保守管理については経理課、警備と清掃については総務課が、委託業者に業務内容を指示し、それらの履行状況を経理課が把握して事務局長に報告する体制を確立している。植栽については、経理課が状況を把握して、随時、専門業者に施肥・目土を依頼している。なお、芝の刈り込み、雑草の除去は、業者だけでなく職員も行っている。

建物及び構内の取締りについては、管理責任者（事務局長）と各室毎の取締責任者を置き、各施設・設備の利用方法、時間、注意事項を記載した施設運用マニュアルを教職員に配付し、施設・設備の破損や汚損の防止と適切な利用を図っている。

防火対策については、学長を管理権原者、経理課長を防火管理者とし、豊田市消防署の指導を受けて防災計画を策定するとともに、自衛消防組織を編成し、防火に努めている。

情報ネットワークシステムについては、事務局長を管理責任者とし、情報管理委員会を置いて、設備の維持管理と適切な運用を図っている。

（2）施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

施設・設備の衛生・安全については、設備の清掃業務及び保守・管理、警備業務を専門業者に委託し、事務局の監督のもとに業務を行っている。委託内容は、定期清掃・特別清掃業務、電気・空調・衛生設備、消防設備、エレベータ設備、電話設備の点検・保守業務、警備業務（常駐・機械警備）である。

施設・設備の衛生の確保に関しては、日常の定期清掃やトイレ等の衛生設備の点検・保守に

加え、年1回のカーペット洗浄、ワックス塗布、窓ガラス清掃、空調フィルターの清掃等の特別清掃を実施しており、衛生的な教育研究環境を提供している。

施設・設備の安全確保については、設備、警備とも、機械化を伴う有人のシステムが整備されている。設備に関しては、中央監視室に委託の設備員2名が常駐し、集中管理画面の監視や日常の点検を行っている。警備業務については、24時間の有人警備（夜間は1名の常駐と機械警備）体制をとっている。

ネットワークシステムの安全確保については、ファイアーウォールにより外部からの侵入を防止している。

【点検・評価】

A. 目標の達成度

①中・長期の補修計画を策定する。

中・長期の補修計画については、平成21年度にその策定に着手したところである。開学からこれまでの5年間には、燃料電池設備のオーバーホール以外に大規模な補修はないが、今後、経年による補修箇所の増加が予測されるため、早急に計画を策定する必要がある。

②情報処理関連設備の更新整備計画を策定する。

開学から6年目を迎え、端末機の老朽化や故障が目立ってきたため、平成21年度にIT整備プロジェクトを立ち上げた。ITの専門家である外部委員を加え、IT環境の現状を検証するとともに平成22年度以降のシステムの再構築に向けた検討を行っており、平成21年度内に更新整備計画を策定する予定である。

③赤十字の歴史や理念、活動を学ぶための施設を整備する。

赤十字の歴史、理念、活動内容を紹介する赤十字展示室、史料室を整備し、また、学生が参加する大規模な救護訓練にも使用する災害救援物資保管庫を設置する等、赤十字の理想とする「人道」の精神や豊かな人間性の涵養を図るための施設の整備が十分に行われている。

④学生・教員の評価やニーズに基づいて設備や利用方法を改善する。

学生及び教員へのアンケートや、学生自治会との定期的な協議、教授会等で収集した意見をもとにキャンパス・アメニティの改善に努めている。

平成21年度自己点検・評価アンケートによると、実験・演習・実習室の施設・設備の適切性（満足度）に関する設問に対し、「そう思う」「どちらかと言うとそう思う」を合わせた割合は、学生・教員ともに過半数となっており、比較的良好な評価を得ている。

講義室の施設・設備については、「そう思う」「どちらかと言うとそう思う」を合わせた割合は、学生については半数未満で、空調温度調整に対する不満が目立ったため、学生の要望に合わせて講義室内の空調管理方法を変更した。

学生同士が語らえる場所の適切性（満足度）に関する設問に対し、「そう思う」「どちらかと言うとそう思う」を合わせた割合は、約半数にとどまっており、改善策を検討中である。

平成18年、19年度の学生自治会との協議において、食堂について、「席数が不足している」、「券売機、カウンターでたくさん並んでいるので売店に行く」、「メニューによってはすぐに売り切れてしまうため、補充できないか」、「定番メニューが少ない」、「テイクアウトメニューを作って欲しい」等の要望があった。これに対し、椅子の増設、テイクアウトメニューの作

成、提供できる食事の数の確保などに努めた。しかし、平成21年度自己点検・評価アンケートでは、「売店・学生食堂に満足していますか」という問いに、44%の学生が否定的な回答をしていた。

教授会等での意見聴取では、多数の教員から夏季における講義・実習・研究棟の5階から7階の廊下が「暑い」という意見が出された。そこで、窓ガラスに赤外線遮断フィルムを貼付して、温度上昇を抑制した。

⑤施設・設備の維持管理体制を確立する。

施設・設備メンテナンスについては、日常点検及び専門業者による定期点検を実施し、不具合な箇所を発見した場合には教育研究に支障をきたさないよう速やかに修理を実施している。平成21年度自己点検・評価アンケートによると、施設・設備の維持管理の適切性(満足度)に関する設問に対し、72%の教員は、「そう思う」「どちらかと言うとそう思う」と回答しており、施設・設備の維持管理が適切に行われていると評価できる。

⑥キャンパス内および周辺の安全を確保する。

キャンパス内の安全については、機械警備と有人警備を適切に組み合わせたシステムが確立して十分に機能しており、開学以来不審者による事件等は発生していない。

本学付近は、交通量は多いが人通りが少ないため、最寄りの3駅からのスクールバスの運行は、通学の利便性ととも学生に安全確保にも貢献している。さらに、バス停付近の警備員による巡視や非常通報装置の設置(平成20年度)により安全確保が図られている。

災害時の備えは十分であり、学生も参加して訓練が行われている。しかし、消防訓練は平成19年度以降実施されていないので、平成21年度中に実施予定である。構内及び周辺の駐車場や道路における事故防止について、点検・整備が必要である。

B. 効果があがっている事項

6つの具体的目標のうち、次の4つは、一部を除き十分な効果をあげている。

③赤十字の歴史や理念、活動を学ぶための施設の整備については、十分に効果があがっている。

④学生・教員の評価やニーズに基づく設備や利用方法の改善については、学生及び教員へのアンケートや、学生自治会との定期的な協議、教授会での意見聴取等を実施し、それに基づいて改善に努めており、平成21年度自己点検・評価アンケートでも一部の項目を除き比較的良好の評価を得ていることから、概ね効果をあげているものと評価できる。

⑤施設・設備の維持管理については、必要な組織体制が確立されており、平成21年度自己点検・評価アンケートの結果から、適切に運用されていると評価できる。

⑥キャンパス内及び周辺の安全確保については、機械警備と有人警備を適切に組み合わせた学内の警備システムが効果をあげており、スクールバスのバス停付近の安全も十分確保されている。また、災害時の備えも十分である。

C. 改善が必要な事項

①中・長期の補修計画の策定については、着手してはいるが、できあがっていない。速やかに計画を作成する必要がある。

②情報処理関連設備の更新整備計画の策定も着手はしているが未完成である。

④学生・教員の評価やニーズに基づく設備や利用方法の改善のうち、階段教室の空調の改善が未対応である。3つの大講義室のうち2つが階段教室となっており、構造上、最前列と最後列で温度差が生じている。また、平成18年、19年の学生自治会との協議により、食堂のメニューを加え、椅子等も設置したが、平成21年度自己点検・評価アンケートによると、依然として44%の学生が大学の売店・学生食堂に満足していない。

⑥キャンパス内及び周辺の安全確保のうち、防火訓練の実施と構内及び周辺の駐車場や道路における事故防止について改善が必要である。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

①中・長期の補修計画については、設計監理業者及び施工業者との十分な打ち合わせにより、基本コンセプトや周囲の環境への配慮を生かした補修ができる計画を策定する。

③赤十字の歴史や理念、活動を学ぶための施設の整備については、現在の活動を紹介する資料を増やす。

④学生・教員の評価やニーズに基づく設備や利用方法の改善については、今後も随時意見の聴取を行うとともに、改善策への学生の参加を促す。

⑤施設・設備の維持管理については、業務が円滑に行えるように委託業者との打ち合わせを十分に行う。

B. 問題点の改善方法

①中・長期の補修計画の策定については、平成21年度中に策定する。

②情報処理関連設備の更新整備計画の策定については、平成21年度中に策定する。

④学生・教員の評価やニーズに基づく設備や利用方法の改善のうち、階段教室の空調については、講義室の空気を攪拌する方策を立てる。また、売店・学生食堂については、学生を改善策の検討に参加させることにより効果をあげるよう実施する。

⑥キャンパス内及び周辺の安全確保のうち、消防訓練は毎年実施するよう、学年暦に組み入れる。構内及び周辺の駐車場や道路における事故防止については、平成21年度内に点検を行い、速やかに必要な整備を行う。

第11章 図書・電子媒体等

【到達目標】

建学の精神である赤十字の理念に基づいた教育と研究を支援するため、より幅広い文献の収集を進める。その結果として、学生による看護学の修得、教員の研究活動の進展に寄与できること、また、学生、教員、医療関係者を含めた地域での利便性を高め、より幅広く利用される図書館を目指す。

【具体的目標】

- 1 学習、研究に必要な資料を収集し、電子ジャーナルの導入を含め、年間1,700冊を超す蔵書の増加を進める。
- 2 平成22年4月に大学院を開設する予定であり、看護研究に必要な洋書の割合を増加させる。
- 3 図書委員会を中心として年間購読雑誌の見直し、選定を毎年行う。
- 4 平成22年度から開館時間の拡大を行う。
- 5 視聴覚室の多目的活用を促し、図書館利用率を高める。

【現状の説明】

1. 図書、図書館の整備

(1) 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

本学の開学は6年前であるが、前身の日本赤十字愛知短期大学図書館の蔵書を基礎として毎年度、段階的に整備を重ねてきた。平成21年3月末の蔵書整備状況は、表11-1に示す通りである。

表11-1 蔵書の整備状況

図書の冊数(冊)		定期刊行物の種数(種) *寄贈分含む		視聴覚 資料の 所蔵数 (点数)	電子ジ ャーナ ルの種 類	過去3年間の図書受け入れ状況		
和書	洋書	和雑誌	洋雑誌			平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
37,658	1,738	690	47	1,821	0	3,421	2,560	1,907

(2) 図書館施設の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

赤十字の理念に基づいた教育、研究を向上させるために必要な図書・学術雑誌などの教育研究資料、視聴覚資料などを収集し、学生、教職員及び学外の保健医療従事者や、その他一般の人を対象に、平日のみならず、土曜開館を実施している。また、閲覧、貸出、複写、情報検索、レファレンス、図書館間相互協力などによる図書館サービスを行っている。平成20年度の図書館相互貸借の取り扱いはいくつかであった。

本館は平成16年4月、開学と同時に開館し、学生の利用する講義・実習・研究棟に隣接して配置されて、利用しやすい環境となっている。図書館の見取り図を図11-1に示す。

①規模

2階建てで、総床面積は1,211m²である。講義・実習・研究棟の2階からつながる図書館棟

1階には、データベース検索コーナー、視聴覚資料架、視聴覚ブース、視聴覚室、平成12年以降の製本雑誌を収めた製本雑誌架、赤十字史料コーナー及び雑誌架、新聞コーナー、文庫・新書架に囲まれたブラウジングコーナーとカウンター、事務室が配されている。

2階には、看護・医学書の専門書や一般図書を集め、個人学習室2室、共同学習室(6席)、視聴覚室兼用の学習室(8席)、集密書架(主に、平成7年以前の製本雑誌を収納)、地域資料コーナーがある。

②開館時間

図書館の開館時間は、平日は午前9時から午後7時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとしている。最終授業である第5時限が午後5時50分までであるので、講義終了後も図書館利用の時間が十分取れるように配慮されているが、学生から時間延長の要望も出ている。

また、長期休業中についての開館時間は午前9時から午後5時までとし、利用者の利便性確保に努めてきた。

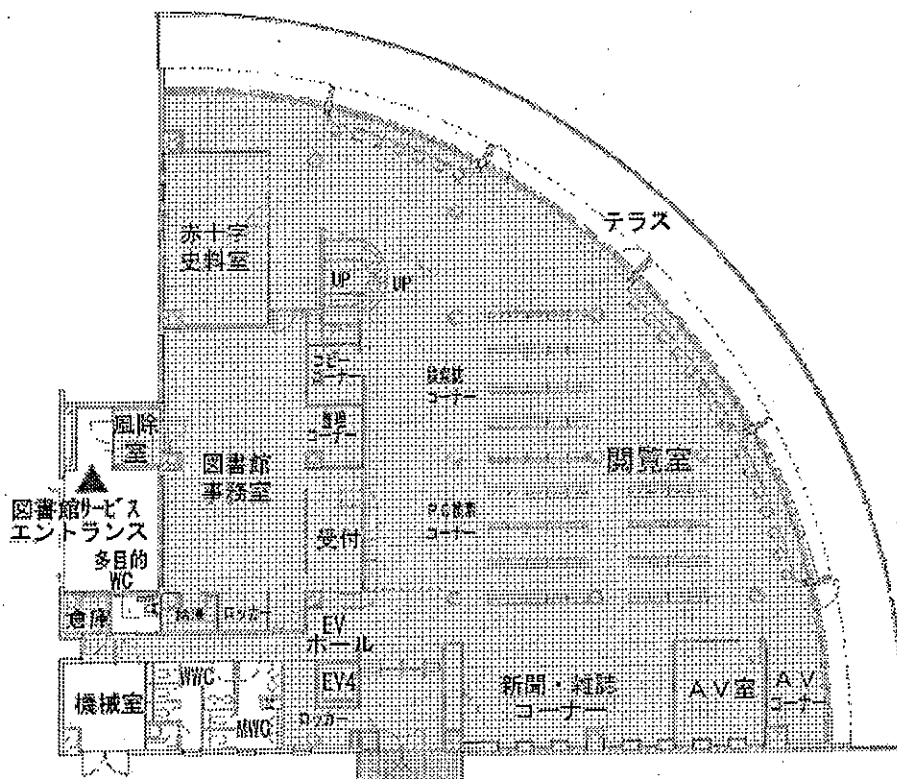
③閲覧室の座席数

閲覧席の座席数は121席を設け、学生収容数の24.2%を収容できる。学生や教職員の利用に対し十分な余裕を持っている。

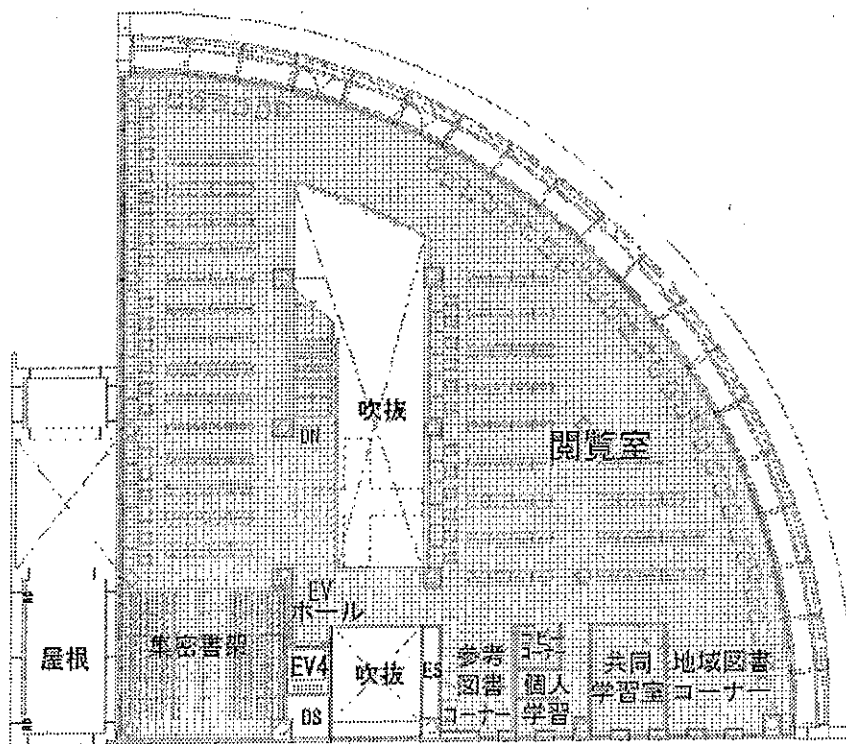
④情報検索設備や視聴覚機器の配備

データベース検索コーナー(パソコン3台、プリンター1台)、視聴覚資料架、視聴覚ブース4席、視聴覚室(DVD・ビデオモニター計5台)を配置している。

また、両階にコピー機各1台、蔵書検索端末(OPAC)計5台を置き、閲覧席には情報コンセント、無線LANを備え、利用者の便宜を図っている。



1F



2F

図11-1 図書館の見取り図

2. 情報インフラ

(1) 学術情報の処理・提供システムの整備状況、他の大学・機関との協力の状況

蔵書検索については、館内のみならず学外からもアクセスが可能であり、学内(学生・職員)だけではなく学外者への図書館資源の公開の役割も果たしている。

学術雑誌においては雑誌記事や紀要論文のタイトルを、図書においては目次の入力に努め、蔵書検索に反映されるようになっている。

文献検索はネットワーク対応版の「医学中央雑誌Web」「CINAHL」

「MAGAZINEPLUS」「CiNii」、新聞記事検索として「聞蔵」を導入しており、館内、情報処理室、教員研究室からのアクセスが可能である。

なお、図書館間相互協力による貸借・文献複写の受付・依頼件数は下記の表11-2のとおり、活発に行われている。

表11-2 相互貸借件数の推移

(単位: 件)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
申込件数	346(1)	724(2)	371(14)	939(15)	1,047(11)
受付件数	437(1)	1,431(7)	1,342(19)	1,447(18)	1,030(3)

() 内の数字は現物の貸借件数

(2) 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

図書館に所蔵する資料の95%は、閲覧書架に配架されている。その中心を占めるのは、館外貸し出し利用の対象となる図書資料である。学生の実習時において古い情報で対処することのないよう、医学情報はじめ資料の更新に努めている。また、一般図書のほかに新聞コーナー、学術雑誌コーナー、参考図書コーナー及び赤十字資料コーナーなどを設けており、利用学生等は自由に閲覧することができる。

学術雑誌のバックナンバーは合冊製本後、製本雑誌架に配架し、視聴覚資料は、視聴覚機器コーナーに隣接する書架に配架されており、いずれも自由に閲覧、視聴することができる。

明治村より借り受けた明治10年～昭和20年の赤十字史料(本: 1, 655冊、写真: 2, 255点、帳簿類: 2, 088冊)は、図書館内に施錠の可能な史料室を設け、保管している。保存のための史料のマイクロフィルム化も進んでおり、学内のみならず学外の研究者にも利用されている。

なお、本学図書館の利用状況は、表11-3のとおり、入館者数は年々増加する傾向にある。貸出限度冊数は、学生は5冊まで、教職員は10冊までとし貸出期間はそれぞれ2週間、4週間としている。また、豊田中央図書館と連携して複写や本の貸借を行っている。

管理運営体制として、教授会のもとに委員長以下6人の教員と図書館課長をもって図書委員会を設置し、定期的に図書館の運営に関する重要事項を審議している。図書館司書2人を含む常勤職員3人が直接的な管理・運営を行い、円滑な図書館運営に努めている。また、図書の無断持ち出しを予防するブックディテクションシステムを導入しており、紛失図書は年平均数冊程度と、きわめて良好な状態を維持できている。さらに、各種研修機会を活用した職員の職務遂行能力の向上に努めている。

表11-3 図書館の利用状況

年間利用者数(延べ数)			年間貸出冊数		
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
39,772人	51,909人	49,156人	10,778冊	12,487冊	12,239冊

【点検・評価】

A. 目標の達成度

①学習、研究に必要な資料を収集し、電子ジャーナルの導入を含め、年間1,700冊を超す蔵書の増加を進める。

看護大学にふさわしい資料の収集のため、毎年、図書委員会を中心に行い、年間1,700冊以上の蔵書の増加を図るという目標は達成できている。資料の収集に当たっては、学習支援及び教育研究支援を目的に、カリキュラム、シラバスと連動した図書の選定、及び図書委員会委員、教員、図書館職員、学生の購入希望などに基づき選定を行い、計画的に整備している。

また、学術雑誌については専門分野を中心に134誌(うち洋雑誌27種)を購読している。さらに、ビデオ、DVD、CDなどの視聴覚資料の収集は1,821点であり、小規模単科大学としては一定の量的整備が進んでいる。

②平成22年4月に大学院を開設する予定であり、看護研究に必要な洋書の割合を増加させる。

図書、図書館の整備の項目で示したように、本学の洋書は平成21年3月末現在で47種類、1,738冊である。大学院設置に伴って予算を計上し整備をすすめた結果、洋書の占める割合は、平成20年度の4.4%から、21年度は4.9%になる見込みである。計画にしたがい着実に増加を図っており、評価できるといえる。しかし、この数字は、赤十字関連の他大学と比較してもかなり低い状況にあり、今後早急な改善が必要である。

③図書委員会を中心として年間購読雑誌の見直し、選定を毎年行う。

学生の学習や教員の教育・研究に役立てられるよう学生や教員等に対する調査を行い、毎年図書委員会で見直しを実施できている。

④平成22年度から開館時間の拡大を行う。

平成22年度より大学院教育が開始され、また、学部生から時間延長の要望も出ているため、22時までの開館時間の延長を行うよう準備を進めている。

⑤視聴覚室の多目的活用を促し、図書館利用率を高める。

本館は、学生の講義棟に最も近い建物であり、利用しやすい静かな環境にある。使い勝手も良く各スペースの規模や蔵書収容能力、共に適切な規模であり、学生アンケートで65%以上が満足との回答を得ている。図書館の過去3年間の利用状況は表11-3のとおりである。

学外の図書館利用者は、表11-4のとおりである。専門的知識の習得や生涯学習の観点からも、図書館の学術資源を有効に活用できるよう、卒業生、関係機関(病院など)へPR活動を行っている。

表11-4 学外者利用人数の推移

(単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
学生・教員	30	50	41	40	26
医療関係者	114	129	143	115	122
その他	5	0	2	5	5
計	149	179	186	160	153

また、平成21年度中には視聴覚室に大型ディスプレイの導入の予定であるため、22年度以降、視聴覚室の多目的利用に関する評価が必要である。

以上のように必要な整備を行い、職員数が必ずしも十分とはいえない中で、平日・土曜日ともに職員を配置し、利用者のサービスに努めている。また学内外へのPRの結果、年々図書館の利用率は上昇しており、目標は達成しつつある。

B. 効果が上がっている事項

①限られた予算の中で、平成22年4月からの大学院教育を見込んだ蔵書の質（平成20年度末現在、蔵書に占める医学書約30%、同看護学書約27%）を見据えながら、一定の図書資料の増加を実現している。また、学生の実習時における必要資料を保障するため、各領域の教員とも相談して複本の必要性の検討を行い、購入も行っている。

さらに、新刊書ばかりでなく、発行年が古くても蔵書としてふさわしいものも選書を行い、アンリー・デュナン著「ソルフェリーノの思い出」初版本（1862年）をはじめ赤十字活動や災害記録等の古書の整備もすすめている。

②インターネットで情報が簡単に集められる現在、教員や、「医療情報」授業での図書館員によるサポート、ゼミでの検索ガイダンスを図書館員が受け持つことにより、安易なインターネット情報でレポートなどを書かないこと及び学術的裏付けのある資料を集める必要性を学生に指導している。このことは、図書館の利用を促すことに効果を上げている。

C. 改善が必要な事項

①開学7年目のため、大学図書館としての蔵書の質・量とも、まだ十分とはいえない。学生アンケート(全学年)では、学習に必要な蔵書が不十分とする割合が12%あり、年間1,700冊以上の増加という目標を達成しているが、さらなる改善の必要がある。また、洋書の蔵書数が少なく開設予定の大学院教育にふさわしい蔵書をめざさなくてはならない。

学部生より開館時間の延長を求める要望があり、それに応えるような体制整備が必要となっている。

設備面においては、全ての閲覧席に電気スタンドが整備されていないので、順次整備する必要がある。また、視聴覚室は場合によりカンファレンスやグループ学習など、適宜、学生の多目的な利用が可能であるが、大型ディスプレイを整備することで、さらなる利用に対応が可能である。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

①限られた予算の中で、その時期ごとの緊急性の高い図書・雑誌の選択的な購入ができるように図

書委員会を中心として要望を速やかに反映できる選書を引き続き行う。なお、選書を行う際には資料の体系的整備に努める。また、購入雑誌は図書委員会が中心となり毎年見直しを行う。

②施設は、適切な状況で管理されており、現在のところ改修の必要はない。

③学術情報の検索を更に容易にするため携帯電話からも蔵書検索ができるようなシステムの検討も必要である。

④これからの迅速な情報の検索・収集には、電子ジャーナルの活用も必要となる。現在、日本赤十字学園として事務の共通化等の検討に取り組んでいるので、この中において、電子ジャーナルの共同購入の検討を行い、情報収集の多様化と同時に経費の節減など効率的な事務執行につなげる。

B. 問題点の改善方法

①本学では平成22年4月からの大学院教育にも対応できるように構成図書における洋書の割合を高めるため、21年度内に大学院設置に伴う経費を予算化し洋書196冊を購入する予定である。今後も意図的・継続的な洋書の購入に努め、7年間で1,000冊程度の増加を図る。また、研究室からも雑誌が読めるよう、電子ジャーナル導入の検討を行う。

②日没後、閲覧席の一部に学習に不適切な照度不足があり、昨年度に引き続き電気スタンドを10箇所増設する。さらに22年度にも10箇所の増設を行い照度不足の解消を図る。また、学生アンケートで33%が開館時間の改善を求めている。平成22年度から開館時間の拡大(時間帯については検討中)を行うことを決めており、地域への更なる開放を含め、本館の有用性の拡大につなげてゆく。

視聴覚室には、個人用ブースと同サイズのディスプレイしか無く、多人数では見にくいとの学生からの指摘がある。PCともつながられる大型ディスプレイの導入は、平成22年3月に整備予定であり、パワーポイントやコンピュータ画面、インターネット情報、書画カメラによる図書館資料が映し出せるようになれば、媒体を超えたシームレスな環境を提供できる事により、もっと図書館を利用されることが期待でき、今後、その評価を行う。

第12章 管理運営

【到達目標】

大学の管理運営に関する意思決定を支援するシステムを強固なものとし、意思決定のプロセスを明確にするための規程を整備し、その体制を維持する。

また、学校法人日本赤十字学園との連携協力関係を保ち、かつ、適切な役割分担、権限委譲を行うことにより円滑な管理運営を図る。

【具体的目標】

- 1 大学の管理運営に関する意思決定のシステムを強固なものにする。
- 2 大学の管理運営に関する意思決定のプロセスを明確にするための規程を整備し、その体制を維持する。
- 3 本学園の理事会との連携協力関係を保ち、かつ、適切な役割分担、権限委譲を行う。

【現状の説明】

1. 教授会

(1) 学部教授会の役割とその活動の適切性

学部教授会は、本学学則第14条によりその設置と審議事項が定められている。審議事項は、以下の8項目である。

- ①教育課程に関する事項
- ②教員候補者の選考及び教員の昇格に関する事項
- ③学生の単位取得、卒業認定に関する事項
- ④学生の入学、編入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項
- ⑤学生の諸活動及び生活指導に関する事項
- ⑥学生の賞罰に関する事項
- ⑦学則の改正に関する事項
- ⑧その他教育研究上必要な事項

本学学則第15条により、教授会の構成員は、学長、副学長、教授、事務局長とし、教授会が必要と認めたときには、准教授、講師及び助教、その他の職員を加えることができると定められている。

本学教授会規程により、学長が教授会を原則として月1回招集し、教授会は構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席構成員の過半数をもって議決する。また、専門委員会を置くことができると定められ、専門委員会には、教務委員会、学生委員会、図書委員会、紀要委員会、広報・公開講座委員会、情報管理委員会、研究倫理委員会、教員選考委員会、国試対策委員会、カリキュラム委員会、実習調整委員会の11がある。

本学の教授会では、本学の目的を達成するために、教育研究に必要な事項を審議する。また、教授会の審議を円滑に進めるための下部組織として専門委員会を設置している。これらの委員会は、各委員会規程によりその審議事項を明確に示されている。このように、本学の学部教授会の役割とその活動は適切である。

(2) 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

本学は一学部一学科の単科大学であるため、本学教授会規程第4条により、学長が学部教授会の議長となることと定められている。学部教授会と学長との間の連携協力は、教授会の下部組織である専門委員会と学長の間で

行われる。教授会の下部組織の各委員会の委員長は、それぞれの委員会を運営するにあたり、その方向性等を事前に学長と相談する。また、委員会の決定事項を教授会前に学長に報告する。このように、教授会下部組織の各委員会の委員長と学長との連携協力関係があり、学部教授会と学長との機能分担は適切である。

(3) 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

本学は一学部一学科の単科大学であるが、教授会以外の審議機関として運営協議会と経営会議がある。運営協議会は、運営協議会規程により、学長、副学長、学部長、事務局長、教授会の推薦する教授3人、事務局長が指名する事務職員1人、学長が委嘱する学外有識者5人以内で構成され、審議事項は以下に示す5項目であると定めている。

- ① 予算決算に関する事項
- ② 職員の定数に関する事項
- ③ 財産に関する事項
- ④ 学則の改正に関する事項
- ⑤ その他経営上必要な重要事項

運営協議会は、年に2～3回開催されており、学外有識者の意見を取り入れて本学における経営上必要な重要事項の決定を行う最終決定機関である。

また、経営会議は、経営会議規程により、学長、学部長、事務局長、学務部長、図書館長とその他学長が指名する者で構成され、審議事項は以下に示す7項目であると定めている。

- ① 本学の中長期計画及び毎年度の事業計画に関する事
- ② 本学職員の人事・サービス管理の方針に関する事
- ③ 本学が定める重要な規程の制定又は改廃に関する事
- ④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する重要な事項
- ⑤ 本学の財産に関する重要な事項
- ⑥ 教授会の審議等に付される重要な事項
- ⑦ その他本学の経営に関する重要な事項（経営に影響する場合は、教育研究に関するものも含む。）

経営会議は、現時点では学内の教職員で構成され、月1回開催され、学長の業務決定を助けている。

教授会の審議事項は前述した8項目の教育研究に関することであり、運営協議会並びに経営会議で大学の経営に関する審議を行っている。このように、これらの会議の役割分担は明確であり、かつ、連携を持っている。

2. 学長、学部長の権限と選任手続

(1) 学長、学部長の選任手続の適切性、妥当性

学長の選任手続は、学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程に基づいて行われる。学長の任期が満了するとき、または辞任の申し出があったとき等に理事長が学長候補者推薦委員会を設置し、学長候補者の選考を行う。学長候補者推薦委員会は、教授会において選出された専任教授3人、理事会において選出された理事3人により構成する。学長候補者推薦委員会において候補者1人を選出し、理事長は理事会の同意を得て学長を任用する。

以上のように、学長の選任手続については、規程に基づき選考されており、学長選考に本学の教授会並びに理事会の意向が反映できる仕組みとなっており、日本赤十字学園傘下の大学の学長選出の手続きとして妥当と考える。

学部長の選任手続きは、日本赤十字豊田看護大学看護学部長選考規程第3条により、学長が本学の教授である者のうちから、運営協議会の意見を聴いて選考しており、適切に行われている。学部長は、学長の補佐を務める者であり、学長の意見が重視されることが妥当である。

(2) 学長権限の内容とその行使の適切性

学長の権限は、学校教育法第58条に定められており、本学の管理運営のすべてについて権限と責任を有する大学の代表者であり、教育研究の最高責任者である。学長の選任は理事会で行われるが、学部長、図書館長の選任は学長が運営協議会の意見を聴いて選考している。

管理運営及び教育研究上の重要事項については、学内外の意見を聞き、運営協議会及び経営会議並びに教授会での審議の上、学長が執行する体制をとっている。しかし、緊急を要する場合には、学長の責任において執行し、学長権限の内容とその行使は、適切であると考ええる。

(3) 学部長の権限の内容とその行使の適切性

学部長は、学部を代表し、かつ、教育・研究の円滑な遂行に責任を持つ。この立場から、学部長は、学部の運営に重要な教員選考委員会等を招集し、その議長となる。また、学部内の管理運営及び教育・研究上の諸問題について連絡・調整を図っている。

また、学校法人日本赤十字学園決裁規程において、事務処理はすべて学長の決裁を受けなければならないとされているが、以下に示す5項目は学部長の決裁代行ができると定められており、学部長の決裁範囲を明確にしている。

- ① 学部の教育で、定期的又は軽易な事務処理に関する事項
- ② 所管にかかわる教育関係の調査で、定期的又は軽易なもの
- ③ 教員の休暇の承認等、教員の服務に関する事項
- ④ 教員の出張の命令に関する事項
- ⑤ 前各号のほか、事務の内容が前各号に類すると認められる事項

さらに、学部長は日本赤十字学園の評議員の任に当たっている。以上により、学部長の権限として学長決裁の代行ができる事項が示されており、権限範囲が明確である。また、その執行も行っており、本学の学部長権限とその行使は適切であると考ええる。

(4) 学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長補佐体制として経営会議がある。経営会議は、学長、学部長、事務局長、学務部長、図書館長とその他学長が指名する者で構成され、審議事項は前述した本学の経営に関する重要項目である。経営会議は、現時点では学内の教職員で構成され、月1回開催され、学長の業務決定を助けている。

また、学長、学部長、事務局長が毎週1回大学運営にかかわる事項の連絡調整を行い、迅速な大学運営を行っている。なお、学則第8条により必要に応じ副学長を置くことができると定めているが、現在は空席である。

定期的に学長の業務決定を助ける会議も開催され、大学運営にかかわる事項の連絡・調整が迅速に行われていることから、学長補佐体制が確立され、その活動も適切であると評価する。

3. 意思決定

(1) 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

学校法人日本赤十字学園決裁規程第6条に、大学及び短期大学の事務処理は、すべて学長までの決裁を受けなければならないと定められており、学長が本学の管理運営のすべてについて権限と責任を有する大学の代表者であり、教育研究の最高責任者である。

大学の意思決定プロセスは、大学経営に関することと教育研究に関することの2つのルートに分けられる。大学経営に関することでは、学内教職員で構成する経営会議、学外有識者と学内教職員で構成する運営協議会があり、経営会議で審議した事項のうち重要事項を運営協議会で審議する。本学の予算及び決算、学則改正等の重要事項については、運営協議会の審議後に理事会の承認を得る。

教育研究に関することでは、教授会の下部組織である専門委員会で検討した事項を、教授会で審議する。これら2つのルートで審議された内容に基づき学長が最終決定を行う。しかし、緊急を要する場合は、学長の責任において執行し、事後に教授会等の了承を求めることもある。

さらに、学長、学部長、事務局長が毎週1回大学運営にかかわる事項の連絡調整を行い、大学意志決定に迅速さがある。このように、本学の意志決定プロセスは確立されており、その運用は適切であると言える。

4. 評議会、大学協議会などの全学的審議機関

(1) 評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

本学は一学部一学科の単科大学であるが、教授会以外の審議機関として運営協議会と経営会議がある。運営協議会及び経営会議については、1. 教授会(3) 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性で述べたように、運営協議会規程及び経営会議規程により、審議内容、構成、運営が定められており、大学の経営に重要な事項を審議する運営協議会、学長の業務決定を助ける経営会議と、その権限の内容は明確である。また、これらの審議機関の権限行使はそれぞれの規程に基づき行われており、適切である。

5. 教学組織と学校法人理事会との関係

(1) 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲

本学は、学校法人日本赤十字学園の傘下にあり、本学園の理事会、常務理事会及び評議員会と連携協力関係を維持している。

本学園の理事会は、本学園寄附行為第7条により理事の選出と人数を定め、また、本学園理事会業務委任規程第2条で理事会の決定事項を以下に示す15項目と定めている。

この決定事項の主な項目は次のとおりである。

- ①収支予算
- ②借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）
- ③基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④事業計画
- ⑤予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- ⑥寄附行為の変更
- ⑦別表に定める諸規程の制定及び改廃
- ⑧学校教育法等に基づき許可等の申請を要する事項（学則の変更を含む）
- ⑨合併及び解散
- ⑩収益事業に関する重要事項

- ⑪決算の承認
- ⑫理事会が行う理事、理事長及び常務理事選任並びに評議員の選任又は推薦
- ⑬監事の候補者の選出
- ⑭重要な契約
- ⑮寄附金品の募集

理事会は年4回開催され、本学学長が構成員となっている。

常務理事会は、本学園寄附行為第20条によりその設置が定められ、また、本学園理事会業務委任規程第3条により常務理事会への委任項目を以下に示す8項目と定めている。

- ①一千万円未満の収支予算の変更
- ②当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金
- ③一件につき一千万円未満の不動産の処分
- ④事業計画の一部変更
- ⑤理事会が定める規程の軽微な変更及び当該規程以外の規程の制定及び改廃
- ⑥学校教育法等に基づき変更等の届出を要する事項（学則の変更を含む）
- ⑦重要な契約のうちで、予算の執行を伴わないもの
- ⑧寄附金品の募集のうちで、経常的な事業の財源に充てるもの

常務理事会は、毎月1回開催されている。

評議員会では、本学園寄附行為第21条により評議員会の設置と定数を定め、また、第23条により以下に示す8項目を諮問項目と定めている。

- ①予算、借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ②事業計画
- ③予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- ④寄附行為の変更
- ⑤合併
- ⑥目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑦収益事業に関する重要事項
- ⑧寄附金品の募集に関する事項

評議委員会は、年4回開催され、本学の学部長及び事務局長が構成員となっている。

そこで、本学の予算・決算、事業計画・報告及び学則改正等の重要な事項については、経営会議、運営協議会並びに教授会で審議し、本学園理事会において決定している。これらの案件を理事会に提出する前に教学組織と学園本部とは連絡をとり、調整を十分に行っており、教学組織と理事会の連携は良好である。また、本学園理事会で決定する事項は、予算・決算、事業計画・報告及び学則改正等の重要な事項であるが、予算の執行、事業運営等の権限は学長に委譲されており、教学組織と理事会の役割分担、権限委譲は明確に行われている。

なお、日本赤十字学園には、常務理事会及び評議員会があるが、それぞれの役割分担及び権限委譲は明確であり、教学組織が主に連携をもつのは理事会である。

6. 管理運営に対する学外有識者の関与とその有効性

(1) 管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性

管理運営に学外有識者が関与することは、管理運営に広い視野と、新たな方向性等が示されることが多い。そのための組織として、本学では運営協議会を設置している。本協議会については、1. 教授会(3) 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性で述べたように、学長が委嘱する学外有識者5人以内が関与する。現時点では、法律家、日本赤十字社愛知県支部の副支部長で名古屋第二赤十字病院の名誉院長、日本赤十字社愛知県支部の事務局長の3人が学外有識者として、本学の管理運営に関与している。法律家からは法律上の助言を、日本赤十字社愛知県支部の副支部長であり名古屋第二赤十字病院の名誉院長からは、経営や医学上の助言を、そして日本赤十字社愛知県支部の事務局長からは予算・決算、事業計画・報告及び奨学金等の運用上の助言を得ており、大学運営上きわめて有効に機能している。

7. 法令遵守等

(1) 関係法令等および学内規定の遵守

大学の管理運営においては、関係法令等及び学内規程を遵守している。関係法令等の改正の通知があれば、直ちに関係部署に通知し、遺漏ないよう対応している。

また、学内規程に基づき大学運営にあたっており、教職員の採用時には規定集を配布し、その説明を行い、また、規程改正時には全教職員に規程改正について電子メールで通知するなど、学内規程の周知に努めている。

(2) 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備

個人情報保護については、学校法人日本赤十字学園の保有する個人情報保護規程及び本学の個人情報の利用に関する取扱要綱によりその制度を確立している。日本赤十字学園の保有する個人情報保護規程では、個人情報の定義、基本理念、利用目的の特定、適正な収集等を定めており、事務局長を個人情報保護管理者にあてると定められている。これを受けて、本学の個人情報の利用に関する取扱要綱では、誓約書の提出、個人情報の受け渡し、資料等の返却、遵守事項等を定めている。

特に学生の個人情報の保護では、学生の個人情報のデータベースへのアクセスは、学務部門は学務課の担当者にのみ権限が付与されている。業務遂行上、学生の個人情報を必要とする者は、その理由並びに利用用途を明確にし、その妥当性を個人情報保護管理者である事務局長が承認した場合に限り情報を提供している。また、学務部門の情報端末は外部ネットワークから切り離して個人情報への不正アクセスを防止している。このように、学生の個人情報の保護については、規程を整備し、厳重な体制を作って管理を行っている。

次に不正行為の防止に関する取り組みでは、教員研究費に関しては、研究費運用規程、個人研究費使用による海外旅費運用規程、国際学会等出席者への個人研究費使用に係わる運用内規を定め、これらの規程に従い、学部長がその内容を確認のうえ、事務局長が決裁を行っている。また、3か月に1回程度経理課から各教員に使用状況の報告がされている。

科学研究費補助金等の外部資金に対しては、それを管理するための「科学研究費補助金経理事務取扱内規」等を作成し、学部長が当該研究の進行と予算執行状態を評価し、物品購入の決裁を事務局長が行うという責任体制を確立し、厳格な管理を行っている。さらに、学園本部の内部監査は学校法人日本赤十字学園経理規程に基づき定期的に行い、監査法人に依頼する外部監査は私立学校振興助成法第14条第3項に基づき、年2回行う体制を整備しており、不正行為の防止体制ならびに審査体制は確立している。

【点検・評価】

A. 目標の達成度

①大学の管理運営に関する意思決定のシステムを強固なものにする。

大学の管理運営に関する意思決定のシステムとして、経営に関しては運営協議会、教育研究に関しては教授会があり、これらの意見をもとに学長が決定する。また、学長の業務決定を助ける経営会議がある。さらに、学長、学部長、事務局長が毎週1回大学運営にかかわる事項の連絡調整を行い、迅速な大学運営を行っている。

開学時の意思決定のシステムには、運営協議会と教授会があり、平成20年度には学長、学部長、事務局長による定期的な連絡調整を、平成21年度には経営会議を加え、大学の管理運営に関する意思決定のシステムを強固にしてきた。

②大学の管理運営に関する意思決定のプロセスを明確にするための規程を整備し、その体制を維持する。

大学の意思決定プロセスは、大学経営に関することと教育研究に関することの2つのルートに分けられる。大学経営に関することでは、学内教職員で構成する経営会議、学外有識者と学内教職員で構成する運営協議会があり、経営会議で検討した事項を運営協議会で審議する。本学の予算及・決算、学則改正等の重要事項については、運営協議会の審議後に理事会の承認を得る。

教育研究に関することでは、教授会の下部組織である専門委員会が検討した事項を、教授会で審議する。これら2つのルートで審議された内容に基づき学長が最終決定を行う。

これら大学の管理運営に関する意思決定にかかわる会議等には、理事会、運営協議会、経営会議、教授会、教授会の下部組織である専門委員会があり、これら全ての会議等には規程を作成し、その審議内容及び権限を明記し、大学の管理運営に関する意思決定プロセスを明確にしてある。

また、平成21年度には、経営会議を運営協議会、教授会などの既存の会議との役割の重複をさけ、大学の意思決定のプロセスに加えており、意思決定プロセスの改善及び維持に努めている。

③本学園の理事会との連携協力関係を保ち、かつ、適切な役割分担、権限委譲を行う。

本学園の理事会では、本学の予算・決算、事業計画・報告及び学則改正等の重要な事項について決定される。そのために、これらの案件を理事会に提出する前に学園本部と連絡をとり、調整を十分に行っており、本学園の理事会との連携協力関係がある。

予算・決算、事業計画・報告及び学則改正等の重要な事項は本学園理事会で決定するが、予算の執行、事業運営等の権限は学長にすべて委譲されており、理事会の役割分担、権限委譲は明確に行われている。

B. 効果があがっている事項

運営管理に関する意思決定に関するシステムを強固にするために、そのシステムに経営会議を加えている。また、意思決定のプロセスを明確にするために、それに係わる全ての会議等の規程を整備し、適切に運用している。また、本学園の理事会とは、良好な連携協力関係があり、適切な役割分担及び権限委譲がなされている。

C. 改善が必要な事項

運営管理に関する意思決定に関する強固なシステムの構築及び意思決定のプロセスを明確化につとめているが、運営管理に関する意思決定を支援するシステムのさらなる充実が望まれる。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

運営管理に係わる会議等の規程を定め、それを適切に運用している。さらに、管理運営に係わるシステムを強固なものとするべく、システムを批判的に分析し、改善に努める。また、本学園の理事会との連絡協力関係をさらに良好にし、役割分担、権限委譲は明確に行われているかを明らかにする。もし問題があれば理事会でその検討を行う。

B. 問題点の改善方法

運営管理に関する意思決定を支援するシステムとして、平成21年度から経営会議を加えた。会議の効果的・効率的な運営を図るためには、資料収集方法、分析能力等の向上が重要となる。これら能力のさらなる向上のため、経営会議メンバーが相互のサポートを行い、また、FD・SDの実施によって能力の向上を目指す。

第13章 財務

【到達目標】

教育・研究活動を充実させるため、本学の中期事業運営計画に基づき、中・長期の財政計画を策定し、財政基盤の安定化を目指すとともに予算の適正な配分と予算の適切な執行に係る経費支出の合理性・透明性の向上に努める。

【具体的目標】

- 1 平成21年度から5年間の財務計画を作成する。
- 2 科学研究費を始めとする外部資金獲得による財政基盤の強化を図る。
- 3 予算編成の適切性及び執行の明確性を確立させる。
- 4 経営分析を継続するとともに教職員に経営意識を醸成する。

【現状の説明】

1. 中・長期的な財務計画

(1) 中・長期的な財務計画の策定およびその内容（大学基礎データ表36-2参照）

大学進学を目指す18歳人口が減少する中で、国立大学の独立行政法人化による学生募集の強化や短期大学の4年制への移行、4年制大学の生き残りをかけたマンモス化の一環として看護系学部・学科が相次いで新設されるなど、大学間の学生獲得競争は激しさを増している。このような状況を踏まえ、平成21年度を初年度とする中・長期の財務計画を策定する。

本学の施設・設備は、平成16年度の開学から6年目を迎えた。取得価額総額は、建物が約40億円、構築物が約2.4億円、教育研究用機器備品及びその他備品が約5.9億円である。平成16年度の開学当初から、将来の減価償却資産の更新に備え、当該年度減価償却額相当額の積み立てを行っている。

2. 教育研究と財政

(1) 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

本学は、平成16年度に開学し、平成19年度に完成年度を迎えた。完成年度の平成19年度以降の財務状況は、ほぼ収支の均衡が保たれており、消費収支比率（消費支出／消費収入）は、平成19年度が103.1%、平成20年度では104.4%で4%の支出超過となった。

毎年度の予算は、本学園本部から通知される「予算編成要領」及び本学経営会議において策定する「事業運営方針」に基づき編成する。その後、予算（案）は本学の運営協議会（学外有識者3名を含む）の審議を経て、学園本部理事会において決定される。平成20年度に教授会下部組織の各委員会規程の改正を行い、事務局担当課長を各委員会の構成員に位置づけ、事務局としての意見を事業計画、予算作成に反映させる体制を整備した。

3. 外部資金等

(1) 文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況（大学基礎データ表33、34参照）

過去5年間における文部科学省科学研究費等の「外部資金の受け入れ状況」を、表13-1に示す。

表13-1 過去5年間における外部資金の受け入れ状況

種類 年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
文部科学省 科学研究費補助金	2,100 千円 (1 件)	2,203 千円 (3 件)	4,195 千円 (3 件)	7,471 千円 (6 件)	8,929 千円 (7 件)
赤十字と看護・介 護に関する研究助 成金	—	—	4,036 千円 (4 件)	4,758 千円 (2 件)	3,608 千円 (4 件)
一般寄付金	31,000 千円	42,325 千円	30,100 千円	29,434 千円	16,027 千円
特別寄付金	200 千円	0 千円	0 千円	0 千円	714 千円
資産運用益	17 千円	14 千円	908 千円	16,495 千円	24,520 千円

文部科学省科学研究費補助金は、開学以来、交付金額、交付件数が増加し、平成20年度は7件で総額8,929千円である。過去5年間の新規応募の採択率は平成16年度が20.0%、平成17年度28.6%、平成18年度11.8%、平成19年度36.4%、そして平成20年度が22.2%で、5年間の平均は23.8%である。また、日本赤十字学園の「赤十字と看護・介護に関する研究助成金」は、平成18年に助成金制度が設けられ、平成18年度から平成20年度に助成金を獲得した。補助金の収入、支出に係る管理は、適切な処理を行うため、経理課において執行の一元管理を行っている。

一般寄付金の主なものは、日本赤十字社愛知県支部が災害時の医療救護活動に従事する赤十字看護師確保のための看護師養成委託を目的とした特別助成金である。また、特別寄付金は日本赤十字社看護師同方会等からの寄付金である。

資産運用益の主なものは、平成19年度から開始された学園本部による資産の合同運用によるものである。

4. 予算編成と執行

(1) 予算編成の適切性と執行ルールの明確性

予算編成については、本学事業運営方針を踏まえ、事業計画策定方針を定め、事業計画を新規・継続・スクラップ事業と区分し、その他各領域、委員会の事業計画は担当各課で取りまとめ前年度執行額（率）を踏まえ実施している。さらに、その後、事業計画に基づき各担当課、領域責任者等とヒアリングを行うなど事務組織に留まらず教学組織の意見を反映させ、収支バランスの確保と財政の健全化の観点から、当該事業計画の経費の妥当性を検討し予算編成を行っている。予算案の調整は、事務局内、学長、経営会議において精査、査定、審議し、さらに運営協議会の審議を経て決定している。

全ての予算執行は、担当課・経理課双方による文書の起案で処理し、事業内容、予算執行予定額等を精査するとともに、経理課で予算執行状況を管理できる体制としている。事業実施後は、経理課が事業計画に基づき、遅滞なく事業が実施され、予算執行が正確に実施されたか点検を行っている。

5. 財務監査

(1) 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

監査は、学校法人日本赤十字学園内部監査規程に基づき学園本部が監査法人に委託し、私学振興助成法に基づき、年2回（期中・期末監査）実施している。

期中監査では、全般事項（本学全体の概要把握、内部統制の理解、システムの概要把握）、取引処理の全般的理解（質問による取引全般の概要把握）、人件費関係（取引フローの理解、内部統制の理解、主要なコントロールに関するテスト実施）について実施され、また、期末監査では、期末残高に基づく、決算書類の監査が行われている。

大学では年に2回の監査を受け学園本部へ決算書類を提出し、学園本部は計算書類等の監査、監査報告書、総括報告書を作成し監事への報告を行う。また、監事は、監査法人からの報告に基づき、資金収支計算書、消費収支計算書等書類の点検を実施し、その後日本赤十字学園の理事を含む理事会・評議員会において、業務監査及び会計監査について報告し、承認を受けている。

内部監査は、学園本部職員により定期的に実施される。

6. 私立大学財政の財務比率

(1) 消費収支計算書関係比率および賃貸対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性（大学基礎データ表46、47参照）

消費収支計算書関係比率（大学単独）過去5年間の推移を、表13-2に示す。

〈消費収支計算書関係比率〉

1) 補助金比率

私大平均値を下回っているため、私立大学等経常費補助金特別補助金の採択率の向上が今後の課題である。

2) 人件費比率

私大平均値を下回っているが、平成20年度においては、4月当初、教員数が予算策定人数を満たさず予算額より人件費が減少した結果であるため、一概に良否の評価はできない。

3) 教育研究経費比率

私大平均値を大幅に上回っているが、これは開学から5年しか経過していないため、機器備品の耐用年数が経過しておらず、教育研究経費中にある減価償却額の比率が高いためである。

4) 管理経費比率

私大平均値を下回っており、良好である。

5) 減価償却費比率

私大平均値より大きく上回っているが、教育研究費比率同様、開学から5年しか経過していないため、機器備品の耐用年数が経過していないことが主な原因である。

6) 消費収支比率

私大平均値より下回っているが、100%を超えていることは、支出超過であることを意味しており、100%を下回るよう、経営の健全化を目指し、経費の削減が必要である。

表13-2 消費収支計算書関係比率の推移(大学単独)

(単位:%)

番号	比率名	算式	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	19年度私大平均
1	帰属収支差額比率	$\frac{(\text{帰属収入}-\text{消費支出})}{\text{帰属収入}}$	1.9 %	△ 9.1 %	△ 24.3 %	0.5 %	-3.7 %	5.8 %
2	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	56.4 %	79.6 %	81.0 %	82.0 %	84.2 %	78.1 %
3	寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{帰属収入}}$	8.2 %	8.2 %	3.6 %	2.9 %	1.6 %	2.4 %
4	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$	3.9 %	7.0 %	11.4 %	10.7 %	8.4 %	13.1 %
5	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	41.3 %	49.4 %	62.1 %	49.2 %	48.5 %	54.5 %
6	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$	37.0 %	48.8 %	51.8 %	44.8 %	45.0 %	30.6 %
7	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$	8.9 %	9.1 %	8.8 %	4.0 %	4.2 %	8.7 %
8	借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{帰属収入}}$	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.2 %
9	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$	134.8 %	10.0 %	4.0 %	3.4 %	0.7 %	11.7 %
10	減価償却費比率	$\frac{\text{減価償却額}}{\text{消費支出}}$	21.4 %	26.0 %	24.8 %	25.0 %	24.6 %	14.2 %
11	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	73.2 %	62.1 %	76.7 %	60.0 %	57.6 %	69.8 %
12	消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	△ 282.1 %	121.1 %	129.4 %	103.1 %	104.4 %	106.7 %

※ 表中の19年度私大平均は、日本私立大学振興・共済事業団発行の「今日の私学財政(平成20年度版)」以下「今日の私学財政」という。)掲載の平成19年度財務比率表(系統別)一単一学部保健系学部区分の数値による。

貸借対照表関係比率（大学単独）の過去5年間の推移を表13-3に示す。

〈貸借対照表関係比率〉

1) 自己資金構成比率

私大平均値より上回っており、良好である。

2) 消費収支差額構成比率

私大平均値より上回っているが、これは、各会計年度の消費収支差額の累積であり、この数値が、年々低下していき、マイナス表示されることは、支出超過（累積赤字）の累積が大きいことを意味する。本学においては、年々低下傾向であるので、経費を削減し、収入超過へ転化するよう努める必要がある。

3) 固定資産構成比率・流動資産構成比率

私大平均値と比較してほぼ良好と思われる。

4) 減価償却比率

私大平均値より大幅に下回っているが、これは資産の取得年次が古いほど、この比率が高くなり、本学においては開学から5年しか経過していないため、低い数値を示している。

5) 退職給与引当預金率

私大平均値より大幅に上回っており、本学では100%退職給与引当特定預金を行っている。

6) 固定負債構成比率・流動負債構成比率

私大平均値より下回っており、良好である。

表13-3 貸借対照表関係比率の推移(大学単独)

番号	比率名	算式	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	19年度私大平均
1	自己資金構成比率	$\frac{(\text{基本金} + \text{消費収支差額})}{\text{総資金}}$	98.0 %	96.5 %	96.4 %	96.1 %	96.4 %	90.8 %
2	消費収支差額構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資金}}$	19.1 %	16.0 %	13.0 %	12.5 %	11.9 %	△5.8 %
3	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	99.0 %
4	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}}$	80.9 %	84.6 %	87.9 %	87.7 %	92.1 %	94.0 %
5	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{(\text{自己資金} + \text{固定負債})}$	80.3 %	83.2 %	86.1 %	86.2 %	90.7 %	89.9 %
6	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	79.3 %	81.7 %	84.7 %	84.2 %	88.7 %	85.3 %
7	有形固定資産構成比率	$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{総資産}}$	75.0 %	72.8 %	71.6 %	67.5 %	64.3 %	65.1 %
8	その他の固定資産構成比率	$\frac{\text{その他の固定資産}}{\text{総資産}}$	4.3 %	6.6 %	13.1 %	16.7 %	24.4 %	30.2 %
9	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	20.7 %	18.4 %	15.4 %	15.8 %	11.3 %	14.7 %
10	減価償却比率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価額}}$	5.3 %	10.7 %	16.1 %	21.7 %	27.3 %	42.6 %
11	内部留保資産比率	$\frac{(\text{運用資産} - \text{総負債})}{\text{総資産}}$	23.0 %	23.7 %	24.8 %	28.5 %	32.0 %	35.7 %
12	運用資産余裕比率	$\frac{(\text{運用資産} - \text{外部負債})}{\text{消費支出}}$	391.2 %	270.8 %	182.2 %	197.8 %	214.4 %	2.6 %
13	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	1642.1 %	996.5 %	890.6 %	667.8 %	515.8 %	287.9 %
14	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	1821.6 %	1826.6 %	1453.6 %	1529.7 %	1089.6 %	265.5 %
15	退職給与引当預金率	$\frac{\text{退職給与引当特定預金}}{\text{退職給与引当金}}$	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	46.6 %
16	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資金}}$	0.7 %	1.6 %	1.9 %	1.6 %	1.5 %	4.1 %
17	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資金}}$	1.3 %	1.8 %	1.7 %	2.4 %	2.2 %	5.1 %
18	総負債比率	$\frac{(\text{固定負債} + \text{流動負債})}{\text{総資産}}$	2.0 %	3.5 %	3.6 %	4.0 %	3.7 %	9.2 %
19	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$	2.0 %	3.6 %	3.8 %	4.1 %	3.8 %	10.1 %

総資金＝負債＋基本金＋消費収支差額

自己資金＝基本金＋消費収支差額

運用資産＝その他の固定資産＋流動資産

外部負債＝総負債－(退職給与引当金＋前受金)

※ 表中の19年度私大平均は、日本私立大学振興・共済事業団発行の「今日の私学財政(平成20年度版)」以下「今日の私学財政」という。掲載の平成19年度財務比率表(規模別)一大学部門の学生数～0.5千人区分の数値による。

【点検・評価】

A. 目標の達成度

①平成21年度から5年間の財務計画を作成する。

本学の中期事業運営計画実施のため、5年間の財務計画を作成する。

②科学研究費を始めとする外部資金獲得による財政基盤の強化を図る。

科学研究費補助金等を始めとする外部資金獲得のため、申請から採択までの説明会を実施し、原則的に全教員が申請するよう働きかけを行っている。その結果、外部資金獲得額は増加しており、財政基盤の強化に一定の貢献をしている。しかし、全教員の申請には至っておらず、引き続き働きかける必要がある。

③予算編成の適切性及び執行の明確性を確立する。

予算編成においては、学園本部の「予算編成要領」及び本学の「事業運営方針」に基づき事務組織に留まらず領域責任者等のヒアリングを実施のうえ、予算編成を行っている。

予算執行では、学校会計システムを利用し、事務局内の共有フォルダに各課の予算執行実績（電子データファイル）を貼付け、経理課と各課間で情報の共有を図っている。このように、予算編成及び執行上の手続きは適切に行われている。

④経営分析を継続するとともに教職員の経営意識を醸成する。

将来の施設・設備の更新に備えるとともに教育研究水準の維持向上を図り、さらに健全経営を図るため、教職員一人一人がコスト意識を持つよう、5年間の財務計画及び四半期毎の執行状況を教授会等で説明し、理解を得るための取り組みを実施しているが改善の余地がある。

B. 効果があがっている事項

科学研究費等の外部資金の採択率、獲得額はともに増加傾向にある。また、予算編成上の手続きが明確化され、予算執行においては、金額の多寡にかかわらず、全て決裁を受けるなど不正・不適切な経費使用を未然に防止する手段がとられている。さらに学校会計システムを利用しリアルタイムな予算管理を行うことができています。

C. 改善が必要な事項

経営分析の結果を教職員に説明、周知しているが、経営意識の醸成という点では不十分さがある。また、外部資金のさらなる獲得のために教員の理解と日常的な努力に加えて、資金獲得のためのノウハウ、研究時間の確保等、周囲の支援が必要である。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

予算編成上の手続きや執行上のシステムはできているが、さらに明確化を図るため、これらの見直しを随時行っていく。

B. 問題点の改善方法

大学の安定的な運営のためには、大学の経営状態に対する教職員一人ひとりの理解と努力が必要である。そのうえで、管理運営経費の効率化、教育研究の水準向上を図ることが求められる。そのため、9章の改善方法でも述べたように、学校会計に関する基礎的事項の研修会の開催及び経営分析の継続的な実施を行い、その内容を教職員へ説明、周知することにより健全経営に繋げていく。

また、科学研究費等外部資金の獲得を図るため、外部資金獲得の必要性を再度周知し、継続課題のある教員を除く、全教員の申請、採択率の向上を目指す。さらに科学研究費以外の研究資金助成の情報を積極的に周知し、外部資金の獲得を目指す。

第14章 点検・評価

【到達目標】

大学は、本来あるべき大学としてふさわしい適切な水準を維持するとともに、その大学の理念・目的の実現を図るために、大学の教学、経営等の諸活動を不断に点検し、評価することが必要となる。

【具体的目標】

- 1 平成22年度の認証評価受審を契機に、平成21年度までに自己点検・評価体制を整備する。
- 2 自己点検・評価結果をもとに改善・改革を行うための制度システムを平成23年度までに構築する。

【現状の説明】

1. 自己点検・評価体制の整備

(1) 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

本学は開学時の平成16年度に自己点検・評価委員会規程を制定した。同規程により設置された「自己点検・評価委員会」は、大学発展のため、現状の分析、点検及び評価について審議することを目的としている。

審議事項は、以下のとおりで、学長を委員長とし、副学長、学部長、事務局長、図書館長、各委員会から選出された者、その他学長が指名する者を構成員として運営している。

- ①教育、研究に関する事項
- ②施設、設備に関する事項
- ③文部科学大臣の認証を受けた評価機関の受審に関する事項
- ④評価結果の公表及び改善に関する事項
- ⑤その他学長が必要と認める事項

平成20年度から定期的に会議を開催し、自己点検・評価に取り組んでいる。

また、将来の発展に向けた改善・改革を推進するために制定した学校法人日本赤十字学園としての将来構想や本学の「中期目標・計画」を踏まえながら、点検・評価を実施している。

(2) 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実にに向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

完成年度を過ぎた平成20年度、その翌年の平成21年度に、学生及び教員に対して自己点検・評価アンケート及び全学共通項目での授業評価を実施した。自己点検・評価アンケートの内容は、学生に対しては、学生生活、入試、施設設備・情報システム、倫理、図書、広報、事務局、カリキュラム編成・運用についてであり、さらに自由記載の項目も設けた。教員に対しては、カリキュラム、実習、卒業時に身につけた力、学生生活、研究・紀要、入試、施設設備・情報システム、倫理、図書、広報・公開講座、についてであり、自由記載の項目を設けた。

このアンケート結果の分析は、経営会議、自己点検・評価委員会で行い、教学、経営等の諸活動の改善に努めている。

2. 自己点検・評価に対する学外者による検証

(1) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

平成22年度に自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するために、大学基準協会の認証評価を受審する。その結果をもとに、将来の充実にに向けた改善・改革を行う予定である。

3. 文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

平成22年度に本学大学院看護学研究科修士課程の開学を目指して、平成21年5月に文部科学省に大学院設置申請を行った。平成21年8月に審査意見の伝達があり、本学大学院看護学研究科修士課程に対して、是正意見1つ、改善意見5つ、要望意見1つがあった。これら8つの意見に対して、十分な検討を重ねて平成21年9月に補正申請を行った。

【点検・評価】

A. 目標の達成度

開学以来、平成20年度まで自己点検・評価委員会が開催されていなかったが、平成20年度から過去の分析も含めて自己点検・評価を開始した。その後も定期的に会議を開催しており、自己点検・評価体制は整備されたといえる。また、平成20年度から自己点検・評価アンケート及び授業評価を実施し、これらの結果分析を、経営会議、自己点検・評価委員会で行ない、平成20年度に実施した自己点検・評価アンケート及び授業評価の結果に基づき、語学教育のクラスを増加させる等、教学、経営等の諸活動の改善に努めていることは評価できる。このように、自己点検・評価結果等をもとに改善・改革を行うための制度システムの構築を開始したところである。

B. 効果があがっている事項

平成21年度までに自己点検・評価委員会は定期的に開催され、その規程に定められた活動もできるようになっており、自己点検・評価体制は一応整備できたといえる。また、自己点検・評価アンケート及び授業評価の結果を、経営会議、自己点検・評価委員会で分析し、各委員会の代表にフィードバックして教学、経営等の諸活動の改善のための対策を講じている。

C. 改善が必要な事項

自己点検・評価アンケート及び授業評価の結果を、経営会議、自己点検・評価委員会で分析し、各委員会の代表にフィードバックして教学、経営等の諸活動の改善のための対策を講じてはいるが、自己点検・評価結果等をもとに改善・改革を行うための制度システムの構築をこれまで以上にすすめる必要がある。また、学校法人日本赤十字学園としての将来構想や本学の「中期目標・計画」への連動を円滑に進めるシステムの確立が必要である。

【改善方策】

A. 長所の伸長方法

平成21年度に一応整備された自己点検・評価体制を維持し、自己点検・評価アンケート結果を、自己点検・評価委員会委員をはじめ各委員会の代表にフィードバックして教学、経営等の諸活動の改善のための対策を講じ、また、その改善効果の有無を明らかにする。今後もアンケート結果にもとづいた具体的な対策を早期に講じ、その効果判定を行う。

B. 問題点の改善方法

自己点検・評価結果をもとに改善・改革を行うための制度システムを平成23年度までに構築する必要がある。本学に見合った制度システムを構築するために、現行システムを評価し、改善を行う。そのなかで、学校法人日本赤十字学園としての将来構想や本学の「中期目標・計画」への連動も併せて検討する。

第15章 情報公開・説明責任

【到達目標】

教育・研究内容、財政内容、自己点検・評価等大学の保有する情報の積極的な情報公開を図り、社会に対する説明責任を果たすとともに信頼関係を強固なものとする。

【具体的目標】

- 1 関係法規を遵守し、社会に対する大学の説明責任を果たす。
- 2 自己点検・評価報告書を公表する。
- 3 受験生等に対しての情報提供のサービス強化を図るためホームページ・大学案内等情報提供用広報ツールをより充実したものとする。

【現状の説明】

1. 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

平成17年の私立学校法の改正に伴い、学園本部では「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」を制定し、平成17年4月1日付で施行している。これに基づき本学では、平成16年度以降の財務諸表（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財産目録）を公開し、利害関係者以外も閲覧できるようにホームページ上で公表している（大学基礎データ表48、48-2参照）。

また、平成21年からは学生、父母、教職員及び一般に配布する学内誌「いとすぎ」に予算・決算の経営状況を掲載し公開している。

2. 情報公開請求への対応状況とその適切性

本学では、建学の精神、教育理念、教育目的及び教育目標（卒業時に期待される能力）や財務状況の公開をホームページに掲載するほか、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（情報の積極的な提供）の趣旨に沿って、開設科目のシラバス等の教育内容・方法、研究論文など研究活動に関する情報、受験者数・合格者数・入学者数等の入学者選抜に関する情報、教員組織や施設・設備など教育環境等について、大学案内、授業概要、その他の報告書で情報公開を行っている。

情報公開請求への対応については、「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」（平成16年制定）で「何人もこの要綱の定めるところにより、学園に対し学園の保有する文書の開示を申し出ることができる。」と定め、個人情報保護等に配慮したうえで、原則として情報を開示することとしている。また、「日本赤十字豊田看護大学における情報公開事務の手引き」に基づき、大学が保有する情報の開示を行っている。

3. 点検・評価結果の発信

①自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学における自己点検・評価は平成16年度開学以来初めて実施するもので、その結果は自己点検・評価報告書としてホームページに掲載する予定である。

②外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学においては、開学6年目で初めて自己点検・評価を実施し、平成22年度に財団法人大

学基準協会による外部評価を受審する。外部評価結果については、速やかに公表する。

【点検・評価】

A. 目標の達成度

①関係法規を遵守し、社会に対する大学の説明責任を果たす

情報公開の制度や体制は整っており、ホームページ等で財政状態を公開している。これまで文書の開示など情報公開の請求はないが、情報公開法や個人情報保護法などの趣旨に沿った体制を整えており、情報公開請求に対しては、対応が可能である。

②自己点検・評価報告書を公表する。

平成16年度開学以来これまで作成・公表されておらず、社会に対する説明責任が果たされていない。

③受験生等に対しての情報提供のサービス強化を図るため、ホームページ・大学案内等情報提供用広報ツールをより充実したものとする

平成20年度にホームページのリニューアルを行い、内容を充実させた。

B. 効果があがっている事項

平成21年度に自己点検・評価を実施し、財団法人大学基準協会による外部評価を受審する予定である。その内容を広く公表することは客観的で真摯な自己点検・評価が担保され、社会に対する説明責任を果たすという点からも期待できるものであると考える。このことから、開学7年目に自己点検・評価報告の受審に取り組むこととしたことは評価できる。

C. 改善が必要な事項

財務諸表の公開については、ホームページ上で実施しているが、その内容について、説明を加えるなど積極的な公開が必要となる。

【改善方策】

A. 長所の伸張方法

平成21年度に自己点検・評価を実施し、財団法人大学基準協会による外部評価を受審する。次回の受審は7年後となるが、それまでの間に定期的に自己点検・評価を行う体制を確保し、大学運営のあり方を検討する。

また、本学における教育・研究の状況等について、「いつでも・自由に・容易に」本学の自己点検・評価結果を閲覧することを可能とすることは、自己点検・評価に係る学校教育法の一部改正が意図するところであり、インターネットを利用して公表する。

B. 問題点の改善方法

財政公開する内容については、財務諸表だけでなく学校会計が企業会計と異なり一般的には理解することが難しい面もあるので、財務比率とそれに関する解説を加えたりすることによりわかりやすい内容となるようにする。

終 章

この終章を就筆するにあたり、全教職員、自己点検評価委員会(認証評価準備委員会)、就中そのワーキンググループの面々に感謝しその労をねぎらいたい。

第1章から第15章まで通読しての思いに触れてみたい。

本学建学の精神・理念は赤十字思想にあり、教育目的は看護学の教育・研究にあり、目標は看護師育成にある。従ってその努力目標はあまりにも明白である。明白過ぎ、加えて卒業生の就職難は全くない。これに安住していないかと危惧される。

現在看護師は大量不足であり、だから看護師を育成すればよいと考えていないであろうか。そうではなく、本学は将来あるべき看護を模索し、その看護を担う優れた看護師を育成するものであることを心に任すべきである。

この観点からすれば、例えばカリキュラムの編成その内容・量が必要条件だけでなく充分条件をも満たしているのかを問うてみなければならない。具体的な一例を挙げるとすると英語教育である。平成25年高等学校英語教育が大きく変わる。これを受け大学の英語教育も変革が必要になるし、ますます国際化する日本で、看護の世界でも英語はより重要となろう。このため本年7月に「英語教育プロジェクトチーム」を組織し、本学の英語教育のあり方を検討し、南山大学との連携を模索している。

FD・SDの重要性は論を待たないところであるが、中心になる「教育の質とは」と考えると、教育の場における教育者・その質と学生・その質との相互作用、共同作業により構築されていると云えよう。因みに中世ヨーロッパ、イタリア、フランスの大学は *Universitas magistrorum et scholarium* (the society of teachers and students 教師と学生の団体) といわれた。この原点を意識することが大切である。だが、この前提に社会のあり様が存在することを指摘したい。この観点から、本学の問題点を鋭く見詰め、より向上すべく努力が必要である。

本学は赤十字の大学であるので、災害看護活動や地域社会への貢献は当然であるが、「大学とは」と考えた時、大学の最大の社会貢献はより優れた有為な人材・看護師の育成にあることを銘記すべきである。また、「教育の質の向上」には研究の質と量、その向上が不可欠であり、学外資金獲得の面からも科学研究費や他の基金の助成金の獲得が重要である。

現在の教員組織・事務組織は大学の機能維持に必要なものであるが、経時に伴って活性を失い形式化、形骸化しているものはないか反省し改善しなければならない。普段の注意が必要である。問題解決にプロジェクトチームでの対応もあろうが、組織そのものが活性であること、そのためには組織の見直しも必要であろう。元来権限と責任は集団にあるのではなく個にあると考える。この点平成21年3月赤十字学園は将来構想委員会の中間報告の理事会・評議会承認により明確化されたことは重要であり、妥当である。

教育と研究、事務、管理運営など機能維持にITシステムは今や不可欠である。平成16年開学の本学ではハード・ソフトともに耐用年数限界に来て、更新が必要となった。単にバージョンアップで対応するのでは経済効率からも適切とは言えない。WebOS、Cloudingなどが実用化している今日、また英語学習などはインターネット利用(NHKゴガクルなど)がより効果を期待できる現状であることから、本学のIT整備には新しい創造的システム構築が望まれる。学外専門家を含む

「IT整備プロジェクトチーム」を組織し、この問題解決の挑戦を考えている。

情報公開、研究倫理、個人情報の保護などの問題には全学的統一意識の熟成が肝要であるが、ハラスメントに就いて云えばセクシャルハラスメントとパワーハラスメント・アカデミックハラスメントは、前者は学外でも発生するが、後者は学内発生である点に大きな差があることを指摘したい。従って大学の対応も慎重を要することを認識したい。

今回の作業を行って、大学全体としても、各人、お互いに問題点が明白となり、共有されたことはまことに有意義であった。今後普段の注意と努力により本学の質の向上を図りたい。

学長 渡邊英夫